

平成22年第1回麻績村議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

第 1 号 (3月9日)

議事日程.....	3
出席議員.....	5
欠席議員.....	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	5
事務局職員出席者.....	5
開会及び開議の宣告.....	6
議事日程の説明.....	6
会議録署名議員の指名.....	6
会期の決定.....	7
村長あいさつ.....	7
諸般の報告.....	8
請願、陳情、要請等の委員会付託.....	8
議案第1号～議案第23号及び議案第34号の一括上程.....	9
議案第24号～議案第33号の一括上程.....	9
議案第24号～議案第33号の提案理由の説明.....	9
散会の宣告.....	14

第 2 号 (3月15日)

議事日程.....	15
出席議員.....	15
欠席議員.....	15
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	15
事務局職員出席者.....	15
開議の宣告.....	16

議事日程の報告.....	1 6
一般質問.....	1 6
尾 岸 健 史 君.....	1 6
塚 原 紀 男 君.....	2 6
坂 口 和 子 君.....	4 0
高 野 長 男 君.....	5 5
宮 下 聡 君.....	6 4
小 山 福 績 君.....	7 7
若 林 今朝路 君.....	8 2
委員長報告.....	9 6
散会の宣告.....	9 9

第 3 号 (3月16日)

議事日程.....	1 0 1
出席議員.....	1 0 3
欠席議員.....	1 0 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 0 3
事務局職員出席者.....	1 0 3
開議の宣告.....	1 0 4
議事日程の説明.....	1 0 4
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 0 4
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 0 5
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 0 8
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 1 1
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 1 2
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 1 3
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 1 4
議案第 8 号及び議案第 9 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 1 5
議案第 1 0 号及び議案第 1 1 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 1 6
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 1 8

議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 1 9
議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 2 1
議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 2 4
議案第 1 5 号～議案第 2 3 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 2 7
議案第 2 4 号の上程、質疑、討論、採決.....	1 3 3
議案第 2 5 号の上程、質疑、討論、採決.....	1 5 6
議案第 2 6 号の上程、質疑、討論、採決.....	1 5 9
議案第 2 7 号の上程、質疑、討論、採決.....	1 5 9
議案第 2 8 号の上程、質疑、討論、採決.....	1 6 0
議案第 2 9 号の上程、質疑、討論、採決.....	1 6 1
議案第 3 0 号の上程、質疑、討論、採決.....	1 6 1
議案第 3 1 号の上程、質疑、討論、採決.....	1 6 2
議案第 3 2 号の上程、質疑、討論、採決.....	1 6 2
議案第 3 3 号の上程、質疑、討論、採決.....	1 6 3
散会の宣告.....	1 6 8

第 4 号 (3 月 1 9 日)

議事日程.....	1 6 9
出席議員.....	1 6 9
欠席議員.....	1 7 0
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 7 0
事務局職員出席者.....	1 7 0
開議の宣告.....	1 7 1
議事日程の説明.....	1 7 1
同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 7 2
議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 7 3
議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 7 9
議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 8 0
議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 8 1
議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 8 2

議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 8 3
議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 8 4
議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 8 6
議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 8 7
発議第 1 号の上程、質疑、討論、採決.....	1 8 8
発議第 2 号の上程、質疑、討論、採決.....	1 8 8
発議第 3 号の上程、質疑、討論、採決.....	1 8 9
閉会中の継続審査申し出について.....	1 8 9
村長あいさつ.....	1 9 0
閉会の宣告.....	1 9 1

招 集 告 示

麻績村告示第4号

平成22年第1回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年2月26日

麻績村長 高野 忠 房

1 日 時 平成22年3月9日(火) 午後1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 塚原紀男君

2番 高野長男君

3番 若林今朝路君

4番 坂口和子君

5番 小山福績君

6番 宮下 聡君

7番 尾岸健史君

8番 宮下光晴君

不応招議員（なし）

平成22年第1回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

平成22年3月9日（火）午後1時30分開会

開会（開議）の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長あいさつ

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託

日程第 6 条例改正・その他議案等一括上程について

議案第 1号 麻績村地域交流センター条例の制定について

議案第 2号 麻績村観光事業特別会計条例の制定について

議案第 3号 麻績村公共投資臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第 4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 麻績村公営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 麻績村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第 10号 麻績村交流施設条例の一部を改正する条例について

議案第 11号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 12号 麻績村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一

部を改正する条例について

議案第 1 3 号 麻績村交流施設及び麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する指定管理の指定の変更について

議案第 1 4 号 麻績村農産物加工施設の指定管理者の指定について

議案第 1 5 号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について

議案第 1 6 号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について

議案第 1 7 号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて

議案第 1 8 号 松本広域連合を組織する地方公共団体数の減少、処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について

議案第 1 9 号 中信地域町村交通災害共済事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び中信地域町村交通災害共済事務組合規約の変更について

議案第 2 0 号 安曇野松筑広域環境施設組合を組織する地方公共団体数の減少及び安曇野松筑広域環境施設組合規約の変更について

議案第 2 1 号 松塩安筑老人福祉施設組合を組織する地方公共団体数の減少及び松塩安筑老人福祉施設組合規約の変更について

議案第 2 2 号 松塩筑木曾老人福祉施設組合を組織する地方公共団体数の減少及び松塩筑木曾老人福祉施設組合規約の変更について

議案第 2 3 号 東筑摩郡行政事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び東筑摩郡行政事務組合規約の変更について

議案第 3 4 号 麻績村役場課設置条例の一部を改正する条例について

日程第 7 平成 2 2 年度予算一括上程について

議案第 2 4 号 平成 2 2 年度麻績村一般会計予算

議案第 2 5 号 平成 2 2 年度麻績村国民健康保険特別会計予算

議案第 2 6 号 平成 2 2 年度麻績村老人保健特別会計予算

議案第 2 7 号 平成 2 2 年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算

議案第 2 8 号 平成 2 2 年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計予算

議案第 2 9 号 平成 2 2 年度麻績村下水道事業特別会計予算

議案第 3 0 号 平成 2 2 年度麻績村水道事業特別会計予算

議案第 3 1 号 平成 2 2 年度麻績村介護保険特別会計予算

議案第32号 平成22年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算

議案第33号 平成22年度麻績村観光事業特別会計予算

日程第 8 平成22年度予算提案理由説明について

出席議員（8名）

1番	塚原紀男君	2番	高野長男君
3番	若林今朝路君	4番	坂口和子君
5番	小山福績君	6番	宮下聡君
7番	尾岸健史君	8番	宮下光晴君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（7名）

村長	高野忠房君	副村長	市川浩史君
教育長	塚原勝幸君	総務課長	立花幹司君
振興課長	飯森力君	住民課長	柳原俊文君
観光課長	臼井孝夫君		

事務局職員出席者

議会事務局長	宮下勝富	書記	葦澤慶一
--------	------	----	------

開会 午後 1時30分

開会及び開議の宣告

議長（宮下光晴君） 定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成22年第1回麻績村議会定例会第1日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関より撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

議事日程の説明

議長（宮下光晴君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、先の議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より議案等の確認及び今期定例会の日程と、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

会議録署名議員の指名

議長（宮下光晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第112条の規定により、2番、高野長男議員、4番、坂口和子議員を指名します。

会期の決定

議長（宮下光晴君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

2月10日開催の議会運営委員会において、本日3月9日から3月23日までの15日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を3月9日から3月23日までの15日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日3月9日から3月23日までの15日間と決定いたしました。

村長あいさつ

議長（宮下光晴君） 日程第3、村長あいさつ。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成22年第1回麻績村議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

春まだ遠きというような日が続いておりますが、議員の皆様におかれましては、平素村政の円滑な運営に深くご理解とご協力を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、国の平成22年度予算におきましては、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点を置くとしておりますが、景気対策など課題が山積をし、楽観を許さない状況となっております。

また、多くの施策に具体的方向性が見えない状況であり、依然として厳しい財政状況下での行政運営を余儀なくされている現状となっております。

そのような中で、村では、経常経費削減等の努力による健全財政の確立、公共事業の計画的推進、福祉の充実等を進めながら、行財政の効率的運営を目指す考えであります。

新年度の基本的方針につきましては、新年度予算の提案理由の中で申し上げますが、公約の具現化に向けて努力するとともに、麻績村の発展に必要とされる新たな事業につきましても、村民皆様のご理解をいただきながら推進する考えであります。

議員各位におかれましては、今後とも一層のご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

定例会におきましては、新年度一般会計、特別会計予算、条例改正など14件について提案をしております。どうか慎重にご審議賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのごあいさつといたします。

諸般の報告

議長（宮下光晴君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長として、報告事項については、各一部事務組合の平成22年度予算書をお手元に配付しました。

また、議員派遣結果報告についても、お手元に配付しているとおりであります。

その他、報告があったら、行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） ないようですので、議事日程に従って会議を進めてまいります。

請願、陳情、要請等の委員会付託

議長（宮下光晴君） 日程第5、請願、陳情、要請等の委員会付託を行います。

第22 - 1号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情について、総務経済委員会に付託いたしますので、委員会で審議をお願いいたします。

また、継続審査となっております4件についても、それぞれ付託された委員会において審議いただきますようお願いいたします。

議案第1号～議案第23号及び議案第34号の一括上程

議長（宮下光晴君） 日程第6、条例制定、改正及びその他議案等を一括上程いたします。

議案第1号 麻績村地域交流センター条例の制定についてから議案第23号 東筑摩郡行政事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び東筑摩郡行政事務組合理約の変更について及び議案第34号 麻績村役場課設置条例の一部を改正する条例についての24議案を一括議題といたします。

議案名の朗読は省略いたします。

本日は上程のみとし、提案理由の説明、議案審議、採決は本定例会第3日目の3月16日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

議案第24号～議案第33号の一括上程

議長（宮下光晴君） 日程第7、平成22年度予算議案を一括上程いたします。

議案第24号 平成22年度麻績村一般会計予算から議案第33号 平成22年度麻績村観光事業特別会計予算までの10議案についてを一括議題といたします。

議案名の朗読は省略いたします。

本日は上程のみとし、議案審議、採決は本定例会第3日目の3月16日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

議案第24号～議案第33号の提案理由の説明

議長（宮下光晴君） 日程第8、平成22年度予算の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 平成22年度予算の提案理由を申し上げます。

なお、途中、各会計別の詳細部分の朗読につきましては、後日の内容説明と重複しますので、省かせていただきます。ご了承をお願いいたします。

平成22年に入りましても、我が国経済については失業率が高水準で推移するなど厳しい状況にあり、雇用情勢の一層の悪化が懸念される一方、物価の動向を見ると緩やかなデフレ状況にあり、消費者物価は大幅な供給超過、前年度の原油価格高騰の反動等から、4年ぶりに下落に転じるとされています。

このような状況のもと、政府は景気の持ち直しを図るため、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を着実に実施することとし、これに伴う平成21年度第2次補正予算と平成22年度予算を一体として切れ目なく執行することとしています。

平成22年度予算においては、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点を置き、国民の負託にこたえて主要施策の実施に取り組むとともに、「新成長戦略～輝きのある日本へ」の推進を通じて、成長のフロンティアを拡大し、新たな需要と雇用を創造していくこととしています。

そうした中、平成22年度の地方財政は、地方財政計画の歳出の見直しに努めてもなお財源不足が過去最大の規模に拡大する状況にあること、社会保障関連経費の自然増が見込まれることに加えて、地方財政の借入金残高は平成22年度末に200兆円と見込まれ、今後その償還負担が高水準で続くところであり、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されています。

その一方、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていく必要があるとされています。

このような状況を踏まえ編成された平成22年度国の一般会計予算の規模は、92兆2,992億円で、前年度比3兆7,512億円、4.2%増となっています。

このうち地方交付税交付金は16兆8,935億円で、前年度比1兆733億円、6.8%増、臨時財政対策債は7兆7,069億円で、前年度比2兆5,583億円、49.7%増となっています。

実質的な地方交付税の総額は、24兆6,004億円となっています。

一方、長野県の平成22年度予算は、一般会計8,605億円で、前年度比283億円、3.4%の増であります。歳入面では、県税収入は累次の経済対策の効果の発現により今後の景気回復

を期待するものの、楽観的な見通しができないことに加え、財政調整のための基金も残りわずかとなっています。

歳出面では、社会保障関連費が年々増加するとともに、公債費が依然として高い水準にあること、義務的経費が政策的経費を圧迫するという硬直的な財政構造が続くことに加え、国の制度改正に伴う新たな地方負担も懸念されることから、財政状況は不透明さを増しながら、なお一層極めて厳しい状況になるものと見込まれています。

このような状況下にあって、麻績村は当面自立路線で歩むこととしていますが、筑北村とは友好連携のもとで各種事業を共同実施してまいりたいと考えております。

また、近隣市町村との協調、連携を深めつつも、喫緊の課題に対処し、財政基盤の確立を図り、第五次麻績村振興計画の後期計画の実行を図りつつ、自立計画に沿い思い切った行財政改革に取り組むとともに、村民とともに知恵を出し合い、村民とともに汗を流す「協働の村づくり」を進めてまいります。

さらに、多様化、高度化、増大化する新たな行政需要にこたえるため、事業の重点化、創意工夫を凝らした行政執行になお一層努力をしてまいります。

平成22年度予算を編成するに当たり、次の3項目を基本といたします。

- 1、自立で元気な麻績村へ
- 2、若者が定住する麻績村へ
- 3、高齢者や障害者にやさしい麻績村へ

この3つの基本方針のもとに、具体的な施策を申し上げます。

まず、1つ目は「自立で元気な麻績村づくり」です。

新年度では、集落や地域のコミュニティ活動の支援、地域資源を活用しての都市との交流事業を推進してまいります。

そして、観光事業を活性化させるため、別荘利用者との交流と協力体制の構築、スキー場の存続、グリーンツーリズム、エコツーリズムなど新たな観光商品の開発・誘客、シェーンガルテンおみの庭園整備を行うとともに、現行の指定管理者制度を見直すなど経営の効率化を図ります。

また、村史の補遺編さんに着手、貴重な遺構・遺物等の保護・保全など、地域の歴史や文化を大切にしております。

これらにより、麻績村に住む皆様が地域に誇りを持って暮らせる元気な麻績村を目指します。

次に、2つ目は「若者が定住する麻績村づくり」です。

村づくりの基本は、若者の定住にあると考えております。

新年度では、若者向け賃貸住宅の建設に向けての計画・準備、道路や水道施設など生活環境の整備など、若い人たちが住みやすい環境を整備します。

地域資源活用型の起業活動を支援、既存企業の支援など、制度を活用しながら働ける場の確保にも努めます。

優良果樹等の普及支援、都市との直結農業、加工施設の有効活用など、関係機関・組織とともに農業振興に努めます。

次代を担う子供たちの健やかな成長のため、「心豊かでたくましい子育ては麻績村で」をテーマに、幅広い子育て支援施策を実施します。

出生から保育園、小学校、中学校までの子育て支援システムの一元化の検討、小学校に情緒障害学級に加え、知的障害学級の開設を支援します。

そして、新たな試みとして、大自然の中で思い切り遊ばせ、生きる力や豊かな感性を養うことを目的にした仮称「森の学園」構想の開設に着手します。

また、学童交流、近隣学校との共同行事など交流教育を推進するとともに、村長を囲んで気軽に意見を交わす「子育て・教育車座懇談会」を開催します。

筑北村を含めての学校統合問題については、関係機関、検討委員会等の意見を尊重し、また村民の理解を得て、よりよい方向へ進めてまいります。

そして、3つ目は「高齢者や障害者にやさしい麻績村づくり」です。

高齢者が敬愛され、生きがいを持って、健康で安心した生活を送れるよう、幅広い福祉施策を充実してまいります。

新年度では、高齢者にやさしいデマンド・タクシーの研究・検討、高齢者学級の充実など進めてまいります。

また、障害者の自立を支えていく仕組みをつくるため、関係者とともに地域活動支援センターのあり方等の研究・検討を行ってまいります。

以上、主な事項、施策について申し上げましたが、国内外とも大変厳しい状況下にありますが、一層の行政改革を推進するとともに、健全財政を堅持しつつ、計画された事業の実現に積極的に取り組み、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心して暮らせる豊かな地域づくりを進めていきたいと存じます。

このような意をもとに編成いたしました平成22年度の会計別予算額は、次のとおりであり

ます。

平成22年度麻績村一般会計予算、20億8,370万円

平成22年度国民健康保険特別会計予算、3億8,000万円

平成22年度老人保健特別会計予算、10万円

平成22年度聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算、220万円

平成22年度住宅団地分譲事業特別会計予算、2,340万円

平成22年度下水道事業特別会計予算、1億9,342万円

平成22年度水道事業特別会計予算、2億1,810万円

平成22年度介護保険特別会計予算、3億3,500万円

平成22年度後期高齢者医療特別会計予算、3,400万円

平成22年度観光事業特別会計予算、1億5,510万円

以上10会計であります。一般会計では前年度比5億9,070万円、22.1%の大幅減の予算編成といたしました。

以下、会計別の予算内容の朗読は省かせていただき、最終の10ページの10行目へ飛ばさせていただきます。

当初にも申し上げましたとおり、国内外の経済・金融情勢は大変厳しくなる一方であり、人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や雇用の不安定な状況など、今後想定される経済情勢はさらに悪化の方向であり、地方財政においては、厳しい状況が続くものと思われまます。

国の地方分権に向けた改革には終わりはなく、真の地方の自立と責任を確立することが求められており、地方財政のあり方も将来を見据えた大きな改革が余儀なくされております。

麻績村は当面自立の道を進んでいますが、近隣市町村との協調や連携を深めつつ、広域連携も視野に入れながら、厳しい財政状況を踏まえ、行政のスリム化・効率化など一層徹底した行財政改革を進め、村民が誇りの持てる魅力に満ちた活力ある福祉村の実現に向けて、村民皆様の英知を結集して着実に将来への展望を切り開くべく誠心誠意努力してまいります。

今後とも村政に対し、村民皆様の絶大なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年度予算の提案といたします。

平成22年3月9日、麻績村長 高野忠房

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

議案第24号 平成22年度麻績村一般会計予算から議案第33号 平成22年度麻績村観光事

業特別会計予算の10議案について、事項別明細の説明、質議は3月10日及び3月11日の2日間、委員会で行います。

散会の宣告

議長（宮下光晴君） 以上で本日予定されました議事日程はすべて終了いたしました。

これにて平成22年第1回麻績村議会定例会第1日目を散会といたします。

この後、委員会室において、議会全員協議会を開催し、提出者より条例、その他議案について内容説明を受け、終了後、各委員会に分かれて付託された請願、陳情について審議をお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時53分

平成22年第1回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

平成22年3月15日（月）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（8名）

1番 塚原紀男君

2番 高野長男君

3番 若林今朝路君

4番 坂口和子君

5番 小山福績君

6番 宮下聡君

7番 尾岸健史君

8番 宮下光晴君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（8名）

村長 高野忠房君

副村長 市川浩史君

教育長 塚原勝幸君

総務課長 立花幹司君

振興課長 飯森力君

住民課長 柳原俊文君

観光課長 白井孝夫君

代表監査委員 花岡興男君

事務局職員出席者

議会事務局長 宮下勝富

書記 葦澤慶一

開議 午前 9時00分

開議の宣告

議長（宮下光晴君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成22年第1回麻績村議会定例会第2日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（宮下光晴君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

事務局長より本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

一般質問

議長（宮下光晴君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問者は7名です。質問の順序は抽せんの結果、既に配付されております一般質問通告事項のとおりであります。

順番に発言を許可いたします。

尾 岸 健 史 君

議長（宮下光晴君） 7番、尾岸健史議員の一般質問を許可します。

7番、尾岸議員。

〔 7 番 尾岸健史君 登壇 〕

7 番（尾岸健史君） 7 番、尾岸健史でございます。

私から、麻績村の自立計画について、それから麻績村の行財政についてご質問をさせていただきます。

ご承知のように、1月に村長就任以来はや3カ月、この間、政策実現に向けて村長は着々と布石を投じておいでになることと存じます。この一歩として平成22年度の事業計画と予算編成が重要な出発点になるものと思われまます。

さて、村長、あなたの公約である施策実現に向けてこの基本理念となるのは麻績村自立計画にあると思われまますが、いかがでしょうか。

自立計画とは、今後の麻績村を構築するに当たっての現状を解決する指針であるばかりではなく、将来を見据えた指標を示す重要な課題提起を明示したものであります。このことからして自立計画は実効性のあるものでなくてはなりません。

昨今の国の情勢は目まぐるしく変化しており、住民の審判も非常に厳しくなっております。社会情勢に即するためスピードと柔軟な対応が必要であります。より迅速な検証と村民への説明が求められております。このような視点から質問をさせていただきます。

まず、自立計画でございますけれども、麻績村は平成16年9月に筑北4カ村の合併協議会から離脱し、当面自立の道を歩むこととし、平成17年6月に麻績村自立計画が策定されました。この基本となる計画は第五次麻績村振興計画と過疎地域自立促進計画であると理解しております。これらの中身は麻績村にとって重要な指標を示しているものと言えます。

第五次麻績村振興計画については、基本構想、基本計画、実施計画から成り、基本構想は平成15年から24年、基本計画については前期が平成15年から19年まで、後期は平成20年から24年までで、実施計画については3カ年計画でローリング方式により毎年策定する。また、過疎地域自立促進計画は平成17年から21年までと解釈しております。

さて、麻績村自立計画ですが、この計画はより具体的な方向性を示した計画として期待すべきものでありますが、成果と課題解決に向けた今後の方針など、事業評価とプロセスがどうなっているのか、村民には不透明であり、わかりがたいものであります。

そこで、次の点について村長の見解をお聞きいたします。

麻績村自立計画、第五次麻績村振興計画、過疎地域自立促進計画について、計画の内容を見ると、理念や政策がほぼ似通った点が多く、基本計画に対して何を補てんしているのか全く不明でございます。計画そのものが混同し複雑にしか映っておりませぬ。村民だれでもが

わかりやすいようにこれらを一本化するか、あるいはいずれかをスリム化する工夫が必要と思われませんが、村長の見解をお聞きいたします。

2番目でございますけれども、過疎地域自立促進計画は21年までとなっており、見直しの時期に来ております。今までの検証と今後に向けた計画の必要性和、必要な場合は策定に当たっての具体策と村民の声をどのように反映させるのか、村長のお考えをお聞きします。

3つ目でございます。第五次麻績村振興計画の実施計画については、3カ年計画でローリング方式により毎年策定するとありますけれども、平成22年度はどのような内容となるのか、また過疎地域自立促進計画の中で、この中にうたわれております事業計画と、それから現在進められている事業計画でございますけれども、この内容に相違があるのか、関連性をお聞きいたします。あわせて、平成22年度事業は麻績村自立計画の中でどのように反映されているのか、今までの検証とあわせてご説明願います。

次に、麻績村の行財政についてでございます。

国においては、政権交代がされ、聖域なき事業の見直し、いわゆる事業仕分けが実施され、今後も引き続き厳しい事業仕分けをすると表明されております。とりわけ平成22年度予算は非常に厳しいものとなっております。自主財源に乏しく、地方交付税、国庫支出金、県支出金並びに債務に依存して公共事業を進めている我が村にとっては、非常に大きな影響があると考えます。

一方、地方への財源移譲が進められる状況の中で住民ニーズは多種多様化しており、行政にかけられた責任はますます重くなっております。麻績村自立計画では、財源の効率的運用、組織のスリム化や人件費削減を目指すとともに、事務の高度化と事務量の増大に適應できる組織の充実と適材適所への人員配置並びに専門的な人材確保を唱えております。これら諸課題の改善に向けて、指定管理者制度は民間活力を活用した効果的、効率的な制度として、管理運営経費の削減とともに、利用者に対するサービスの向上として期待できる制度であります。

このような中、今回の麻績村の平成22年度事業で注目する点は、指定管理者制度の見直しと、村づくり推進課を設けての戦略的な村づくりの推進であります。そこで、次の点について村長の見解をお聞きいたします。

麻績村において現在実施している事業は、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業、地域自立活性化交付金事業、まちづくり交付金事業、頑張る地方応援プログラム等の制度を活用した事業を推進しているわけでございますけれども、これら事業の評価と今後の見通しにつ

いてお聞きいたします。

次に、指定管理者制度は民間活力を生かし、住民サービスの向上と行政のスリム化と財政の効率的な運用が目的であります。このためには幅広く制度の運用を図る必要があるのではないのでしょうか。とりわけ下水道施設でありますけれども、下水道施設については指定管理者制度を導入して現行の技術支援委託と運転管理委託等を一括して管理し、職員の事務量の軽減を図るとともに、村の重点プロジェクトへの参画ができるよう検討されてはいかがでしょうか、村長の見解をお伺いいたします。

以上でございます。

あとの質問につきましては自席で質問させていただきます。ありがとうございました。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 7番、尾岸健史議員のご質問にお答えをいたします。

お2つのご質問がございました。

まず1つ目でございますが、麻績村の自立計画についてお答えをいたします。

まず、各計画の性格について申し上げます。

第五次麻績村振興計画は、地方自治法第2条第4項に基づき麻績村における総合的な行政運営計画を策定するものであり、将来の目標と施策の大綱を明らかにし、基本的な行政施策の方針を示すものであります。内容は、平成15年度から平成24年度まで10年間の基本構想と前期、後期それぞれ5年間の基本計画から成っております。

次に、過疎地域自立促進計画について申し上げますと、本計画は過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項に基づき策定されるものでございます。内容は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、村の建設に関する基本構想、また広域的な経済社会生活圏の整備計画に適合するように定められており、現計画は当該計画の後期、平成17年度から平成21年度までの5カ年計画となっております。

次に、麻績村自立計画について申し上げますが、ただいま申し上げました計画を基本に据えて、麻績村が自立していくために必要な行政改革の推進、住民との協調の推進、村づくり重点事業、これらについて今後の目指すべき方向を示すとともに、麻績村として持続可能な自立のための財政計画、これは平成17年度から平成26年度まででございますが、この10年間で成っております。

ご質問のそれぞれの計画を一本化して、村民にわかりやすいものにしてはいかがかという件でございますが、それは現段階ではできないことでございます。

理由を申し上げますと、先に申し上げましたとおり、振興計画と過疎地域自立促進計画は法に基づき個々に策定しなければならないものでありますし、自立計画は合併を離脱したときに、自立の指針を示すものとして策定したものであるからでございます。ご質問の趣旨には、各計画の内容をもっと村民にわかりやすいものにせよと、このようなことがあろうかと存じます。このことにつきましては今後努力をしてまいりたいと思います。

次のご質問の過疎地域自立促進計画の今後の件についてお答えをいたします。

過疎地域自立促進特別措置法は今年度末で失効することになっておりましたが、6年間延長することで現在参議院で審議をされております。事業内容は社会基盤整備など、ハードだけでなくソフト部門にも事業を拡大することや、過疎地域の要件緩和などが盛り込まれております。今後法が成立しますと、県は方針案と計画案を定めます。その後村は計画案を策定し、予定では9月定例議会での議決を経て県に提出をし、県は市町村の計画とあわせて国へ提出をしていくこととなります。

次に、計画策定に当たって村民の声を反映せよという件についてお答えいたします。

過疎地域自立促進計画の策定に際しましては、県は方針と計画の策定の段階でパブリックコメント制度を取り入れておりますが、市町村は上位の振興計画を基本として策定されることから、このようなことはされないことが通常でございます。ご質問の趣旨は理解できますので、過疎計画は必要に応じて見直すこととなっておりますので、その際に平素村民皆様からお寄せいただいておりますご意見等をできるだけ反映していくよう努めてまいります。

次に、第五次麻績村振興計画における実施計画についてのご質問についてお答えいたします。

実施計画は、基本計画で定められております施策を、現実の行財政の中でどのように展開していくかを明らかにするための計画で、基本計画に対しましては下位計画となります。内容は毎年3年間ずつの計画を見直しており、当該年度につきましては予算と整合を図っております。

なお、この作業は3月末までに行うことになっております。過疎地域自立促進計画参考資料には本制度の対象事業を掲載しており、実施年度は当該計画期間内ということから、他の計画と相違する部分がございますが、最終的には変更されて整合のとれたものとなっていきます。また自立計画は村独自の任意の計画であります。今後必要に応じて検証をして見直しをしてまいりたいと考えております。

次に、2つ目のご質問、麻績村の行財政についてお答えをいたします。

特定の事業名をお出しいただきましたが、農山漁業活性化プロジェクト交付金事業、地域自立活性化交付金事業、まちづくり交付金事業、地域活力基盤創造交付金事業などの制度を有効に活用した事業は今後も実施したいと考えております。今後当面の具体的計画内容につきましては、振興課長が補足説明を申し上げます。

次に、下水道施設の指定管理者制度の導入についてお答えをいたします。

ご提案の趣旨は理解できるわけですが、麻績村の施設規模においてはコスト面で課題があるかと存じます。また事業量におきましても、委託する側で行うべき事務量や業務執行をチェックする業務がふえてまいります。そのことから村の事業量は大きく減少しないのではないかと考えております。下水道施設の指定管理者制度導入につきましては、今後必要が生じた段階で、県下の情勢、費用等これらを調査し研究したいと考えております。

なお、指定管理者制度導入がよいのか、あるいは民間委託がよいのか、これも含めて必要に応じ検討したいと思っております。

なお、下水道処理場の維持管理に係る村職員の実働日数及び外部委託費用等につきましては振興課長が後ほどお答えを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

振興課長（飯森 力君） それでは、私のほうから補足を申し上げます。

まず最初に、麻績村の行財政の関係のところでは各種交付金事業等の件につきまして、今まで振興課サイドの関係ではまちづくり事業というもので北山線とか下井堀青柳線の道路整備等を行ってきております。そんな中で、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業につきましても農産物の直売所の関係、また各農道の舗装等の整備ということで上沖地区等の整備をしてございます。

今後につきまして、もいろいろな交付金事業を研究する中で取り入れていくということでございますが、現在、地域活力基盤創造交付金事業の取り入れをするために申請の準備をしております。これにつきましては道路整備だけではなく幅広い活用が見込まれます。実際にはまちづくり交付金事業と似たような事業でございますが、国の方もまちづくり交付金事業等のものと一本化する中で交付金事業を進めております。そんな中でこの地域活力基盤創造交付金事業を取り入れるということでございますが、これにつきましては、この事業に関連します社会資本整備事業、例えば砂防施設とか地すべり防止等の部分も取り入れる。また効

果促進事業というような関係でソフト事業の部分にも入ってまいります、観光施設周辺の公園の道路沿いの公園整備と、また公共施設への道路からの入り口のバリアフリー化とか、いろいろな事業を取り入れる中で併用していかなければなかなか認められないという部分がございます。こちら辺も道路整備計画等の中で何が取り入れられるかしっかり研究検討する中で、23年度の採用、新規認可に向けて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと次に、指定管理者制度の下水道施設の関係でございますが、現在におきましては、技術管理、技術支援につきましては下水道公社というところで行っております。また維持管理業務に関しましては民間業者との関係で行っておりますが、現在の中では、普通の維持管理につきましては575万8,000円ほど、また技術支援でも139万円ほどということで行っておりますが、このほかマンホールのポンプの関係、また管路の関係、汚泥処理の関係、またそのほかに麻績村としては合併浄化槽の関係も行っているような状況でございます。

こんな中で、県内の状況でございますが、一括管理ということでやっておるところもございます。これはほとんどが広域で行っている部分、そのほかにつきましては、やはり技術支援の部分とそれと維持管理については、民間というような形で行っているのが状況だと思います。下水道の維持管理自体は市町村の責任の範囲で行うことということになっておりますので、一括的な管理をするにも広域というようなことで行政の中で行っている部分があるかと思っております。

ただし、今後におきましてもいろいろ研究する中で、どのくらい経費が節減になるのか、いろいろ考えていかねばならないということでございますが、現状の中では、職員の中で巡回を月に2回程度、また環境整備ということで施設の周りというような部分を行う中、その他の事務処理で使用料等の収入の事務を行っているということで、大体3名から4名体制ぐらいで行っておりますので、これが指定管理、包括管理に移ったということに関しましても、余り今のところ人件費的には影響がいい方には進んでこないというのが一つの結果でございます。そんな中にはありますが、今後研究することにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

7番（尾岸健史君） 自立計画でございますけれども、今まで村民から声が上がっておりまして、合併を離脱したときに自立計画に基づいて今後は当面自立の道を歩むんだと、こうな

っておりますけれども、その検証について、プロセスとか検証というのが全く村民に伝わっていないのが実情だと思うんです。皆さん、不安に思っているんじゃないですか。それでこの計画がいかにかに村に反映していくのかというこれを検証するのが行政としての重大な責任だと思うんですけれども、今お聞きしたところによりますと、過疎地域自立促進計画書は9月に一応定例会で諮ると、こういうお話でございますけれども、今までなされてきた評価とこの情報をいつ村民に流していただくのか、村長にちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 先ほど申し上げましたように、麻績村の自立計画につきましては10年の計画で進んでおるわけございまして、前政権におきましては自立からいわゆる半自立的な方向で進んでいたわけございまして、その自立計画について云々ということはなかったのであるかと、そんなふうに察するわけございしますが、私は当面自立という道を歩むということでございまして、当然、自立計画についての検証、今まで進んできた内容、検証等はこれからしたい、そのように思っております。

ちょうど前期を終わった段階でございますので、今後見直ししながら、そしてさらに今後必要な事業等があれば新たな制度、過疎地域自立促進法等も6年の延長も出てまいりました。そんなことも含めながら、新しい事業等で計画をするべきことは新たに加えながら中身を精査してまいりたいと、そのように思っております。まず、そのことについて今後させていただくということが1点。

それから、さらにそれらの計画について、村民にわかりやすい形で知らせることはということございまして、これにつきましては、今具体的にどのような方向でということございせんが、できる限りいろいろな計画等も含めながら、村民の皆さんにわかりやすい方法で示していきたい、そのように思っております。

それからあわせてでございますが、新年度に入りましたら、新年度の事業内容でありますとか今後の計画等につきまして、また地域懇談会というようなことも行いながら、村民の皆様にお知らせをしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

7番（尾岸健史君） 次に、今回の目玉商品である村づくり推進課の設立でございますけれども、これは非常に期待しているわけでございますけれども、職員3人ということで出発さ

れるということでございますけれども、職員3人、限られた頭でやっても幅広い分野に目を配らせるということにはできないと思うんですよね。この中に、例えば諮問機関とかそういう研究機関、そういうものの中に村民の声を反映させる村民の有識者というか、各分野のそういうプロパー的な住民をその中に交えて、施策の検討をされてはいかがと思うんですけれども、その辺の構想について何かございましたらご説明いただきたいと思います。

村長、お願いします。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） まず村づくり推進課でございますが、ただいま3名の職員ということでしたが、現在まずは2名でスタートしたいというふうに考えております。

それから、主な内容でございますが、前から申し上げておりますように、そこでは各課の横の調整、それから総合的な企画、そのようなものを主にしていく、まずそこからスタートしたいと考えております。

それでは具体的な実務はどうするかということでございますが、具体的な実務につきましては、それぞれの主管課で事務を進めるということが多くなるのではないかなというふうに考えております。

それから、要するに民間の意見を聞く組織ということであろうかと思いますが、これらにつきましては必要に応じて考えていきたい、そのように思っております。現在具体的にどの部門でどのような諮問機関を設けるとか、あるいはどのような委員会をつくるとかということとは今まだ申し上げるわけにまいりませんが、今後、具体的な方向が出てきましたら、また相談をさせていただきながら決めていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

7番（尾岸健史君） この中で、今の麻績村振興計画の中に振興計画審議会というのが構成されておりますよね、この審議会の役割といいますか、どのようにこれから審議会を利用されていくか、審議会にかけていかれるか、その辺について、頻度とかそういうことについて、審議会のあり方、その辺についてちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども。

村長、お願いします。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） ただいまのご質問でございますが、麻績村振興計画は現在10年の計画で動いておりまして、現在24年までの10年間の基本構想期間というものがあるわけでござ

いまして、今後のことについてのご質問かと思われませんが、いずれにいたしましても24年度以降につきましては、また今後計画を立てていかなければならないという段階が来ておるわけですが、ご質問の審議委員会でございますが、これはこの振興計画をつくる際には、こういった組織をつくっていかなければならないということになっております。当然、この計画策定に当たりましてはもう一度このような組織を編成しながら、この計画策定に当たっては、皆さんのご意見をいただいて計画をつくっていくというふうに考えております。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

7番（尾岸健史君） 今度は行財政に移らせていただきますけれども、現在活性化プロジェクトがございます。先ほど振興課長のほうからご説明ありましたが、麻績駅周辺、それから聖高原の周辺とか、それから農政の場で言ったら、上沖地区の活性化プロジェクト、それから麻績地域の活性化プロジェクト、そういう細かいことなんです、例えば麻績駅周辺の活性化の計画なんでございますけれども、一応22年度が最終年度になると思うんですけれども、その中身見ますと、それをやって、ではほかのほうへどのような波及効果を持っていくのかという、その何というんですか計画の内容そのものが点としか映らないわけですね、だから、先ほども振興課長のほうから追加でご説明いただいたわけですが、幅広い、例えば農業、農政、林業、それから商工業、それから一般の社会資本整備事業とか、そういうもろもろを総括した内容でぜひこれからも計画を練っていただきたい、あるいは検証をしていていただきたいと。そのためにも今後も村民の声を反映させていただきたい、そんなことを思っているわけですが、よろしくお願いします。

それから、下水道の関係でちょっといま一度ご説明いただきたいと思うのは、一括管理にしているのは広域だと、こういうお話でございますけれども、単独の事業をやっている自治体もかなり一括管理に向けて今取り組んでいる、あるいはもう一括管理になっているわけでございますけれども、その辺の現状と伺いますか、それをもし把握していらっしゃるのであれば、ちょっと補足説明をお願いしたいと思いますけれども、振興課長にお願いします。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） それでは、振興課の関係で把握しているという内容で、県下全域にそれが当てはまるかというのはちょっと難しい面がございます。そんな中で、私の方で調べさせていただいた部分については、下水道公社のほうにお願いをしまして、今の現状の中でどうなっているかということで、わかる範囲内で教えてもらった部分でございます。

一括管理につきましては、県下の中で約25の部分で行っている、また単独につきましては12ということで、そんな中で、そのほか技術支援については7ということで、下水道の行っている部分のほとんどがこの中に入ってくるのではないかなというふうに考えておる次第でございます。状況的には県下全部拾っているとはちょっと申し上げられませんが、わかる範囲内の数字でございますので、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

7番（尾岸健史君） ありがとうございました。

いずれにしても、麻績村の活性化は村民の総意ということで、私ども一生懸命取り組んでいるわけでございますけれども、この計画そのものが国の動向によっていろいろと変化していくと、そういうことのないように、確固たる信念で、それを持った計画を押し進めていっていただきたい。それと同時に村の将来を見据えて、農政、それから商工観光、あらゆる分野と関連づけてバランスのとれた村づくりのために、大胆で綿密な実施計画の策定と継続的で柔軟性を持った検証と、村民への迅速な情報伝達をお願いしていきたいと思います。いずれにしても、この村づくり推進課の今後の活躍に期待するわけでございます。

それから、指定管理者制度でございますけれども、現在、観光施設というのが、指定管理者で今回見直しということで白紙に戻されているわけでございますけれども、いずれにしても観光施設に固執することではなくて、広い分野に目を向けていただいて、ぜひ今回の指定管理者制度の見直しに生かしていただきたいと思っております。

いずれにしても、目先の欲だけではなくてトータルコストを考えた中で、指定管理者制度というのをぜひ進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（宮下光晴君） 7番、尾岸健史議員の一般質問が終了しました。

塚原紀男君

議長（宮下光晴君） 続いて、1番、塚原紀男議員の一般質問を許可します。

1番、塚原議員。

〔1番 塚原紀男君 登壇〕

1番（塚原紀男君） それでは、私のほうから大きく3点について通告事項についてご質問

をいたします。

まず最初に、村長の政治姿勢。

村長は就任以来はや2カ月が過ぎようとしております。マニフェストもより具体化してきていると思うので、特に22年度より取り組む事業についてお尋ねをしたいと思います。

自立で元気な麻績村への具体策をお尋ねしたいと思います。

筑北村との合併は当面自立と言うが、任期中に合併に向けた取り組みをどのように考えるか。都市との交流、姉妹提携する等、ふるさと元気づくり事業、またふるさと納税制度を活用した信州麻績村応援団（仮称）の設立は、その具体案を、また新たに設ける村づくり推進課との整合性は。

次に、指定管理の見直しについて説明等あったわけですが、1カ月そこそこで結論を急いでいたようだ。実際は、今度出た特別会計予算案同等の予算を提示していただき検討すべきであって、最低でも丸2年間の実績を見る中で見直しすべきだと私は考えていた。村民も、そして直接働いている従業員が戸惑っていると思う。またマイナス面が出なければと思うのが、その点お伺いをしたい。

次に、若者が定住する麻績村への具体策。

若者向け賃貸住宅の建設を掲げておりますが、若者向け住宅とはどのような住宅なのか、また、現在天王住宅団地に1次区画に1件、2次区画に10件の未分譲土地があり、10年ほど経過してあるわけでありますが、分譲できない原因は何か。そして販売対策はどのようになっているか。若者の定住には企業の誘致を第一に考えるが、日向の西澤商事が廃業すると聞いているが、その後の対応はどう考えるか。また、森の学園開設について、時期、場所等、具体策があったらお願いをしたい。

次に、高齢者や障害者に優しい麻績村への具体策。

若者が定住しないと、ひとり暮らしが当然増加するわけで、高齢者に対する日常生活支援は急務と思います。障害者の自立支援については共同作業所の充実が必要であります、作業所の運営はどのようになっているか、現況を説明していただきたい。

次に、大きな2番目の、シェーンガルテンおみの庭園整備及び誘客について重立った整備の内容についてお伺いをしたいと思います。

庭園にもいろいろあるかと思いますが、ボタン園とかつつじ園、フクジュソウ園、サルズベリ園、あるいはまた梅園等々植えかえしの要らない手間のかからない樹木、または植物にしたらと希望するが、どのように考えているか。以前にも提案してあるが、月の里収穫祭

の会場である北側の通路へテントを張り出店しておりますが、観覧席が高いためイベント会場が見えないので、北側の通路と平らにし、通路も広くとれば理想的と思います。秋の収穫祭に間に合わせてはどうか、経費もそう大したことはない、こう思います。

それから、誘客の姿勢でございますが、シェーンガルテン及びレイクサイド館にしても、客が来なくては営業にならないわけでありまして。専門の営業マンを置くか、あるいは現状の人員の中で営業的なことをし、誘客に努める方策はどうか。また、村づくり推進課でやるのか、その辺、お伺いしたい。

それから、シェーンガルテンのメニューについて工夫しているのはよくうかがえますが、年々客数が少ない分、客単価を上げて売り上げを伸ばしているようにうかがえます。逆に安いメニューで例えばラーメンあるいは丼物等の営業をすれば客数がふえ、増収につながると思うわけでありまして。この件については、幾度も私は要望してきた経過がございますが、このメニューがどうしてもできないのか、説明してほしい。

ガルテンのお風呂についてであります。最近私が入った経験の中で湯量が少ない、また湯が循環もしていない。聞くところによるとふろの機械の具合が悪いとかお聞きしたわけですが、その点について知っているかどうか、お答えをお願いしたい。

それから、農業振興についてであります。遊休荒廃地及び転作作物の推進ということで、農業者の減少、高齢化、鳥獣害の被害等、農業所得が激減し、このような状況下で22年度よりモデル対策として国は食料の自給率向上を図り、将来明るい展望を持てる環境をつくり上げていくことが戸別所得補償制度の目的であります。40年ぶりの農政の大転換が行われるわけですが、既に他村では説明会等催されているところもございますが、当村の説明会の予定をお尋ねしたいと思っております。

水田の湿田対策、鳥獣害対策等補助金制度は講じられておりますが、転作作物の収入は余り期待できないのが現状で、比較的手間のかからない作物といえば、推進作物でありますソバ、大豆、麦かと思っております。そこで、農業機械の補助対策として、特に当村ではソバが一番多く栽培されております。収穫作業が大変でコンバイン等を個人で買うわけにもいかない、栽培組合等で収穫作業をしてもらっているのが大半であります。よって、播種機及びコンバインの導入補助をしたらと思っておりますが、お考えをお尋ねしたい。

以上について、村長または課長よりお答えをお願いしたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 1番、塚原紀男議員のご質問にお答えをいたします。

質問が3つございました。

まず1点目でございますが、村長の政治姿勢についてということについてお答えをさせていただきます。

まず1つ目の、自立で元気な麻績村づくりの具体策について申し上げます。

新年度では、村づくり推進課を設置し村づくりを推進します。集落や地域コミュニティー活動の支援、地域資源を活用して都市との交流事業を推進してまいります。そして観光事業を活性化させるために、別荘利用者との交流と協力体制の構築、スキー場の存続、グリーンツーリズム、エコツーリズムなど、新たな観光商品の開発、そして誘客を図ってまいります。シェーンガルテンおみの庭園整備を行うとともに、現行の指定管理者制度を見直すなど、経営の効率化を図ってまいります。また、村史につきましては、補遺編さんに着手、貴重な遺構、遺物等の保護保全など、地域の歴史や文化を大切にしております。

ここで、観光事業の指定管理者制度の見直しについて少し細かくお答えをさせていただきます。

指定管理者制度を導入するねらいと申しますのは3点の理由がございます。村直営方式を見直し、より収益性が高い効率的な運営を行う。2つ目、利用者サービスの一層の向上を図る。3つ目、施設経営の一本化と会計の透明性を図るというのが指定管理者制度を導入するときのねらいであったわけですが、しかしこれが、結果が具体的に見えてまいりません。課題も明らかになってまいりました。

まず、経営改善の具体的結果が見えません。経営改善、経営収支の改善、利用者サービスの向上、職員の意識改革、これらに具体的な改善が見えてきません。

また、執行管理上の問題点が見えてまいっております。まず、決算の確定が非常に遅いということであります。そしてまた、指定管理料の算定、そして積算方法が不明確であるということ、そして村と表裏一体の公社が行っているのに村からのチェックがきかない。公社自体が組織力が弱く、人材、財政基盤が弱小である。公社法人改革までに現公社の見直しが必要であるなどなど、これらの理由から今回見直しをさせていただくことといたしました。

次に、2つ目の方針でございますが、若者が定住する麻績村づくりの具体策について申し上げます。

新年度では、若者向け賃貸住宅の建設に向けて計画、準備、そしてこれらの具体的な内容を詰めてまいります。また、道路や水路施設など生活環境の整備、これらも行ってまいります。地域資源活用型の企業活動を支援、既存企業の支援など、制度を活用しながら働ける場の確保も務めてまいります。優良果樹等の普及支援、都市との直結農業、加工施設の有効活用など、関係機関、組織とともに農業振興に努めてまいります。

次代を担う子供たちの健やかな成長のために、「心豊かでたくましい子育ては麻績村で」、これをテーマに幅広い子育て支援を行ってまいります。出生から保育園、小学校、中学までの子育て支援システムの一元化の検討、そして小学校に情緒障害学級に加え知的障害学級の開設を支援いたします。そして新たな試みとしまして、自然の中で思い切り遊ばせ、生きる力や豊かな感性を養うことを目的にした仮称「森の学園構想」に着手をしております。また、学童交流、近隣学校との共同行事など交流教育を推進してまいります。さらに村長を囲んで気軽に意見を交わせる子育て教育車座座談会を開催いたします。筑北村を含めて学校統合問題につきましては、関係機関、検討機関等の意見を尊重し、また村民の理解を得て、よりよい方向に進めてまいりたいと考えております。

そして、3つ目でございますが、高齢者や障害者に優しい麻績村づくりについて申し上げます。

高齢者が敬愛され、生きがいを持って健康で安心した生活が送られるよう、幅広い福祉策を充実してまいります。新年度では、高齢者に優しいデマンドタクシーの研究、検討、高齢者学級の充実、高齢者の健康維持などに努めてまいります。

共同作業所につきましては、今後のあり方等について関係者と検討を重ねてまいります。

シェーンガルテンの庭園整備及び誘客についてでございますが、シェーンガルテンおみの庭園につきましては、ご承知のとおり荒れ果てた状態となっております。幸いこのたび、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して整備を進めることができるようになりましたので、来訪者に親しんでもらえる庭園へ再生することにいたしました。また、再生後は専属職員を配置し、適切な管理をするとともに、庭園を活用してのイベントによる企画そして実施、これによって誘客を図ってまいりたいと考えております。また、幾つかご指摘のございましたサービス面の向上につきましても今後努力をしていきたいと考えております。

これらの具体的な内容につきましては、観光課長から補足説明をさせていただきます。

次に、農業振興についてでございます。

遊休荒廃地が年々増大していることは非常に残念な思いがいたしております。現在農地の

荒廃化に対処するため、麻績村遊休荒廃地対策事業補助金交付要綱により支援をしておりますが、対象者の範囲を見直すなど、要綱の弾力的な運用により、より効果が上がるよう努めてまいります。また関連の支援策も最大限に活用して農地の荒廃化に対処してまいります。荒廃地の実態と新たな対策等につきましては、振興課長が補足説明を申し上げます。

戸別所得補償モデル対策について申し上げます。

平成23年度の戸別所得補償制度の本格実施に向けまして、事業の効果や円滑な事業運営を検証するため、平成22年度におきまして、戸別所得補償モデル対策を実施する運びとなっております。まだ具体的な内容は見えてこないわけですが、事業は2つによって構成されております。

まず1つは、水田利活用自給力向上事業でございます。こちらは戦略作物を、そしてまたその他の作物、二毛作、これらについて新たに交付されるもの、そしてさらに交付対象者が具体的に決められております。販売農家、集落営農とするというようなことに決まっているわけですが、これらの事業、そして2つ目として米の戸別所得補償モデル事業、これから成っておるわけですが、ただいま申し上げました米戸別所得補償モデル事業につきましては、対象農家が販売農家もしくは集落営農となっております。これらにつきましては、従来考え方と大きく変わっておるわけございまして、主食用米を作付しておられる方につきましては、一律10アールを控除して算定するという仕組みから成っておるわけございまして、交付単価につきましても一律1万5,000円というような数字となっております。

このような事業、モデル対策の事業につきましては、今年度につきましては、農業者が6月の末までに関東農政事務所に対して、個別に加入申請を行うものというような形になっておるわけですが、市町村はこれに対して推進をするということになっております。これらにつきましては今後詳細が見えてきた段階で、農協さん等とも相談をしながら推進に努めてまいりたいと、そのように考えておるわけでございます。

最後に、新たな農機具等の補助について今後はということについてでございますが、今後につきましては、必要に応じて検討したいと考えております。平成22年度につきましては、ソバほかのコンバインを購入ということになっておりますが、それ以外については今後検討させていただきたいということを考えております。

以上、私の説明を終わらせていただきます。

議長（宮下光晴君） 白井観光課長。

観光課長（臼井孝夫君） それでは、ご質問の中での補足をさせていただきたいと思います。

まず、整備、誘客についてでございますけれども、麻績村に似たような地域、これは県内を問わず多く見られるというようなことの中で、他の地域と比べて際立つ特徴を持った観光戦略が必要だというふうに考えております。

これにつきましても、観光従事者、それから行政、それから住民皆様の意識改革、それと合意形成、サービス水準の向上、ここら辺を醸成して観光推進の組織体制の整備、これとともに観光客に仕掛けていくという仕組みが必要だというふうに考えております。そのために今回交付金を活用しまして、ハード面でのシェーンガルテンおみの庭園整備を行わせていただくわけでございます。それとともに、ソフト面でのイベント等の開催も考えております。

ご質問の中の環境整備の中で、樹木それから植物等についてのご指摘がございました。これにつきましては参考にさせていただく中で、これから整備の中に入れていければというふうに考えておりますが、今のところ具体的なものにつきましては、今後詰めていくところがありますけれども、今考えております環境整備の方向としまして、多くの皆さんに緑化、これを楽しんでいただいて、育てる活動に参加できるようにしていきたいというようなことで、庭園内に多年草または球根類、ハーブなど、植物を取り入れまして持続的に楽しめて維持管理も比較的容易な植物の栽培充実、植栽等を図りまして、季節の変わり目等で空白の時間をつくらないようにというように考えております。

また、レストラン、宿泊施設の近くから庭園全体、これを眺望することができるような展望スポットも整備していきたいということ、そこら辺のところを踏まえまして、庭園内で育てました植物、ハーブ等についてもレストランですとか、宿泊施設でお茶または料理、ポップリ等に利用できたらどうかという商品の開発等も行っていきたいというふうに考えております。

それと、2番目でございますけれども、営業マンの関係でございますけれども、営業的には現在、赤羽課長、また支配人を中心としまして、赤羽課長には村外、支配人には村内を中心に営業をやっていただいているという状況がございます。ただ、これにつきましても、人的に専属でつけるというのは厳しい状況がございますので、全員が営業マンという形の中で進めているところでございますが、まだ十分に進んでいないというものがあろうかと思えます。ここら辺のところをもう少し力を入れまして、営業活動に力を入れていきたいというふうに考えております。

あと、メニューの件でございますけれども、メニューにつきましては、安価、安いお値段

で食べ物を提供していけたらどうかというようなご提案でございますけれども、具体的にラーメン等というようなことをご指摘をいただきました。これにつきましても、再三検討等もしているわけでございますけれども、やはり施設整備につきまして、現在の施設の中ではラーメンをつくるというような状況、めん類についてのものについても、非常に変えていかなければいけない部分があるというような施設投資の部分、それから、大衆食堂的な人通りの多いところと違いまして、やはりシェーンガルテンという特徴のあるところでございます。こちらの方にわざわざ目的を持って足を運んでいただくお客様が、ラーメンを注文していただけるかどうかというようなところを考えますと、やはり今ブームにもなっておりますけれども、有名ラーメン店等のような特徴のあるラーメンを研究していかなければいけないのではないかとというようなところで、まだ今検討しているところでございます。村内にも研究をしていらっしゃる皆さんがおりますので、そこら辺とも話をする中で、ここら辺のところも少し見直していけたらというように考えております。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

振興課長（飯森 力君） 若干の補足をさせていただきます。

まず、最初に若者定住の中で、天王住宅団地の関係がございました。そんな中で区画の関係で未販売区画の販売等の方法、またどんな状況かということでございますが、区画的にはまだ11区画が未販売区画ということで残っている状況でございます。そんな中で、なかなか販売できないという中の原因はということですが、まず第1点として、この造成地につきましては、今売れていない部分につきましてはある程度の隣地との段差がある中で、やはり環境的な問題も影響しているかというようなことも考えております。

それと、もう1点、価格的なもの、平均平米単価が2万2,000円ぐらいの状況にありますので、そんな中でなかなか手が出ないところが多いのかなというようなことを分析をさせていただいております。そんな中で今後の販売ということでございますが、極力広告等も行う中でやっていきたいとは思いますが、そんな中で、新たに22年度の関係では、不動産業者の販売をお願いする中で、もし販売のときには手数料が払えるような状況をつくりたいということで、22年度予算のほうには計上をさせていただいている部分がございます。そんなことで、できるだけ民間の業者等も参入していただく中で売っていききたい、販売をしていききたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、農業振興の関係でございますが、麻績村の中での荒廃地的な部分ということでござ

いますが、一応農振の農用地地区内ということで若干の数字は把握しているわけですが、畑、田を合わせて100ヘクタールを超える数字が荒廃地になっているというふうに調査の結果は出ております。

なお、これにつきましても、詳しい数字につきましては、また本年度農地の関係も含めて統計調査が行われております。そんな数字も出た中で、再度その数字を把握する中で進めていかなければならないというふうに感じてはおりますが、この遊休荒廃地をどのように進めるかということで、早急に検討していかなければならない部分だというふうに考えておりますが、そんな中でも、やはり営農的な組織づくりが大分必要になってくるのではないかとということも含める中で、早急に検討をしていきたいというふうに考えております。

それと、農業機械の補助につきましては村長の答弁のとおりでございますが、ある程度新しい補助金が出てくる可能性もあるわけですが、そんな中で、やはり先ほど申し上げたとおり、地域の営農の組織づくり、個人ではなかなかその補助の対象になりづらいということがございますので、組織づくりが重要かというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上、補足を申し上げます。

議長（宮下光晴君） 塚原議員。

1番（塚原紀男君） ありがとうございます。

ただいま、村長、課長のほうから答弁をいただきましたが、細かな指摘、質問等たくさんございましたので、まだ一部納得のいく回答が得られておりませんので、再度、順を追って質問をさせていただきたいと思っております。

筑北村との合併の関係で、特に村長に、任期中に自立というようなことでとりあえず進んでいくということはわかりますけれども、率直に言って4年間の私の任期中にはそう考えていないよというふうにとっていいのか、途中でも合併を進める気があるかないか、率直なご意見をいただきたいと思っておりますが、よろしく願いします。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） ただいまのご質問でございますが、当面の自立ということで進んでいきたいということでございますが、実は、当面というのはいつかという非常に難しいことでございますが、これはずっと申しておりますが、これからの合併というものは、やはり合併特例法がなくなってきた、このようなことから、これからの合併というのは非常に大きな痛手をこうむるということ、まずご理解をいただかなければならない部分がございます。

それと、現在筑北村さんにつきましては、合併後の新村建設計画の中で約半期終わりました、あと5年の後期が残っておりまして、その後期の5年でこれからの今の計画が進んでおるわけでございます。麻績村も先ほど申し上げました、最初のご質問にございましたが、自立計画の中で約半分がまだ残っておるわけでございます。そういった中でそれぞれの村づくりが行われておるわけでございます。こうした中で、その後についてどうしていこうかということは当然、これは行政として考えていくときが来るであろうと、そのように思っております。

それとあわせて、現在は学校の統合問題でありますとか、あるいは都市との交流事業、地域の振興活動、これらについて共同で事務を進めている部分が非常に多くございます。こういった共同事務につきましては、互いの友好連携を持って進めていこうということにつきましては、筑北村の飯森村長さんとも確認をしたわけございまして、さらに住民レベルでの交流を深めていこうということも確認しておるわけでございます。そういった中で住民が一つになって進んでいく、このようなことがどのように醸成されていくかということが一番であろうかというふうに思っておるわけでございます。そういった中で、多くの課題を乗り越え、多くの問題を、難関を乗り越えても合併しようという機運が高まってくれば、そのときにはまた考えられることであろうかと、そのように思っております。

ですから、当面自立ということはそのように考えておりますので、もうしばらくは自立で頑張っていくときではないかと、そのように考えておるわけでありまして。

以上であります。

議長（宮下光晴君） 塚原議員。

1番（塚原紀男君） ただいまの説明では、ある程度村長のお気持ちはわかりますけれども、例えば今、村長は村民の行方を見ながらというようなお答えでございますけれども、たまたま本年度の指定管理の見直しとか、これも中途での見直しでありますし、それから今ほぼ現には消防の二極化と申しますか、そんな合併の関係、それから当然また学校の合併等間近に控えておるわけでありまして、まず村長がこうやろうと、合併しようという気がなければ何事も進まないわけで、ちょうど指定管理も村長独自でそのことを強硬にしてきた結果でないかと、村民からそのことを解約しよう、あるいは見直ししよう、そんな意見は当然なかったかと思えます。そんな形の中で、やはり村長から合併しようという気構えがないことにはできないわけで、今のお話を聞くところによると4年間の間はやる気がないとはっきり言ってもらえば一番よくわかるわけでありまして、その辺もう一度お願いしたいと思えます。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） お答えをいたします。

合併についてでございますが、市町村合併というものは何の目的であるかということをもまずご理解をいただきたいと、そういうように思うわけでございます。

まず、合併というものは、行政経費の効率化ということが大きなねらいである、このことには間違いはございません。しかしさらにもっと深いものは、合併によって住民がどうなるか、合併によって住民がよくなるかということではなければこれからの合併はだめであろうというふうに私は思っております。

平成の大合併が全国で進んでおりました。こういった中で、合併によってよかったという例も確かにございます。しかし、合併ありきで行われた合併については、そのようなことは非常に遠いことであったという自治体が多いということも事実であります。この近隣で幾つかの合併がございました。そのような中で、これからの合併がそれと同じような合併であって本当によいのかと、私はこれからの合併というものは、住民にとってどうであるかということをもまず考えなければならぬというふうに考えておるわけであります。

そういった中で、私は当面の自立と申し上げておりますのは、それぞれの要件がまだそろってこないではないかというふうに感じておるわけでございます。そういったことから、私は当面は自立路線を選んで、まず地域の課題をしっかりと解決し、そして将来どのような合併になったとしても、この地域に住む住民の皆さんがどうであるか、この地域に住む皆さんが幸せであるか、豊かであるか、そういったことを踏まえた合併でなければ今後はだめであるというふうに、私は考えております。

ですから、当面の間村づくりをきちんとしていく、地域の課題を解決していく、それが優先であるというふうに私は考えておるわけでございまして、当面の自立ということはそのようなことであるということをご理解をいただきたいわけでございます。

以上であります。

議長（宮下光晴君） 塚原議員。

1番（塚原紀男君） 余りくどくは申しませんが、私はいずれは合併という中で、どうしてもその方向に向けて考えていただきたいなと、こんなふうに思っております。

それから、先ほどの質問の中で、指定管理を見直したことによって、特に従業員の戸惑いがないか、当然ありはしないかと私は思うし、その中でのマイナス面が出るのが一番いろいろな混乱の中での営業の中で出てくればいけないわけではありますが、その点どうですか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） まず、従業員ということでございますが、具体的に申し上げますと、財団法人聖高原開発公社の職員並びに嘱託、臨時等の職員であろうかというふうに思うわけでございますが、まず、財団法人聖高原開発公社の職員につきましては、やはりこれからはいわゆる真の民間感覚というものを身につけてもらわなければならない時代だというふうに思っております。これは既にご説明をさせていただいておりますが、民間法人の考え方は今後違う方向になってまいります。そのようなことから、従前のような意識ではこれからは難しいというふうに思っております。

戸惑いを感じるということでございましたが、このことにつきましてはもう既に2回ほど職員を集めての研修等を行いまして、これからの観光施設の経営等につきましては、職員それぞれが意識を持って進んでほしいという話はさせていただいておりますし、また近いうちにさらに具体的な内容で話をさせていただくわけでございます。

やはりこれから観光でやっていくということになりますと、いわゆる公務員的な考え方で難しい、そのようなことは理解をしていただくということを考えております。当然今までの方針と変わりますから、多少の戸惑いはあろうかと思いますが、新たな方向に向かって頑張ってください。そしてまた、公社の職員も優秀な職員が多いわけですので、必ず理解はしてくれるものと、そのように理解をしております。

以上であります。

議長（宮下光晴君） 塚原議員。

1番（塚原紀男君） 次に、企業の誘致のお願いと、それから日向の廃業になる建物についてのお考えをお尋ねしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 日向地区の就業施設につきましては、実は先月でございます。6月をもって撤去したいというお話がございました。さて雇用について心配だということでございましたが、現在あそこで働いておって影響のある方は約1名でございます。そういった点では大きな影響はないわけでございますが、やはりあの施設があくということになりますと、村としては残念なことだと思っております。今後、新たな企業に来ていただけるような方策を今後詰めていきたい、考えていきたい、努力したいと、そのように思っております。

また、議員の皆様からも何かいい方策等ございましたら、具体的な業者等がございましたら、ぜひともお知らせをいただきたい、そんなふうに思っております。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 塚原議員。

1番（塚原紀男君） ただいまの日向のそのところが廃業で、あとないとなれば、実際、賃貸料等も多いわけでありますので、最悪の場合は更地にしてお返しするというようなことを頭に置きながらできるだけ早く、誘致が当然いいわけでありますので、そのことがもし可能でない場合は、そのことの進めをお願いしたいと思います。

次に、共同作業所の現況をお尋ねしたかったわけでありますが、その点についてお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 柳原住民課長。

住民課長（柳原俊文君） 共同作業所の現況ということでございますけれども、現在、NPO法人の山ぼうし会のほうで運営をしております。内容につきましては、現在利用者につきましては5名の利用ということでございますが、その関係で私ども村のほうから委託料という形でお支払いをしているわけでございます。

内容的なものにつきましては、現在業者の方が携わっているものにつきましては、今手すきの名刺を作成していると、製造しているということでございます。当然今までどおり、BDFの関係につきましては、引き続きやっていただけるという形ではございますけれども、こちら辺につきましてもまだまだ状況的には苦しいところがあるということで、引き続きこちらのほうで状況を見ながら、理事者とも考えながら、相談しながら支援の体制等を考えていくということでございますけれども、いずれにしましても、事業主体といたしますが、そちらのほうはNPO法人でございますので、こちらの行政のほうで直接かかわるというわけにはまいりませんので、そちらの状況等を把握した中で、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 塚原議員。

1番（塚原紀男君） ありがとうございます。

次に、先ほどのメニューの関係でございますが、たまたま平田支配人とも私直接お話しをした経過もございます。その中では何とかその方向で考えていると、そんなお話も聞いておりますので、ぜひその方向を進めていただきたいと、こう思います。

それから、お風呂の不具合でございますが、このことについて内容を知っているかいなかをお尋ねしたわけですが、いかがですか。

議長（宮下光晴君） 観光課長。

観光課長（臼井孝夫君） お風呂の件ですが、このごろでございます。現在業者を入れてちょっと調査をしたいというふうに考えておりますが、機械の不具合なのか、あるいは源泉の湯水なのか、ちょっと判断がつかないところがございますので、具体的にこれから調査しまして対応していきたいというふうに考えております。

議長（宮下光晴君） 塚原議員。

1番（塚原紀男君） 特に泊り客等においては、お風呂へ入って湯量が多くてよかったとか、あるいは食べ物がおいしかったとか、そういうことが一番、そういうことによって友人等もまた誘ってくるというようなことで、誘客にもつながるわけでありますので、庭園整備より先にそちらを進めていただきたいと、こう思います。

それから、先ほどの22年度よりのモデル対策の戸別所得補償制度でございますが、6月以降説明会というようなお話がございましたが、今現在、説明会がされているところはどんな、中途でもって説明がされるはずはないと思いますが、その辺やはり村民に早く知らせるほうがいいとこんなふうに考えておるわけですが、どうですか、その辺は。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） 説明会につきましては、ちょっと私のほうでも情報不足なんです、今のところ個々のところでやっているということはお聞きしておりません。2月のときに、やっと町村の事務担当者に概要についてお話が来たという部分で、現在その中で行われておりますいろいろな問題点を整理する中で、また新たな町村に対しての説明もあろうかと思えます。

説明会につきましては、その後になってこようかと思いますが、一応この事業が動き出すのが6月からもう進んできますので、それ前には説明会等、農家のほうには情報を提供していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） 塚原議員。

1番（塚原紀男君） コンバインの件でお尋ねをしたかったけれども、まだ予算書等提示されているわけではございませんので、それはまた後として、以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（宮下光晴君） 一番、塚原紀男議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩を15分間とります。再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

議長（宮下光晴君） それでは、一般質問を再開いたします。

坂口和子君

議長（宮下光晴君） 4番、坂口和子議員の一般質問を許可します。

4番、坂口議員。

〔4番 坂口和子君 登壇〕

4番（坂口和子君） 坂口です。

それでは、私の質問をいたします。

高野村長は、長い行政職員の在職中には振興課、観光課、総務課を担当し、その後4年間は助役の経験もあります。去る1月の臨時議会での所信表明や選挙中の公約として、大変膨大なビジョンと申しますか、マニフェストが掲げられました。また、その中には行政から離れていた4年間に、一村民として一地域住民として行政時代には気のつかなかった村のあり方について多くのことを学ばれたとおっしゃっています。私自身も、役場在職中には村民の方と直接接する職務にあったこともあり、村民の方には大変多くのことを学ばせていただいたりご指導をいただきました。そのことを知っているからこそ、村民の方々の力を集結すれば、麻績村は必ず小さくても輝いている村になると私は夢を持っています。議会の場に参画させていただいているのもその一つです。その意味から、村長への期待も含めて本日の質問はすべて村長ご自身の考えをお伺いいたします。

まず最初に伺うのは、村長の公約と実現構想です。

先ほども申し上げましたが、膨大かつ本当に理想と夢を兼ね備えた公約です。これが4年間ですべて実現すれば、麻績村は日本一の小さくても輝いている村になり、全国から注目される自治体になると思います。その実現のために、どのようなことからどのように手をつけられていくか、4年間の公約ですから順番もあると思います。また、それに伴う財源はどうされますか。

議会初日の予算提案説明の中にも構想があります。村長がすばらしいことを考えても、手となり足となる役場職員のパワー、知恵、アイデアをどのように吸い上げますか。また、最も大切な住民パワーや支援者パワーのマンパワーをどのように集結されるのか伺います。

次に、子育て支援策についてです。

次代を担う子供たちが伸び伸びと健やかに育ち、若い方々が10年、20年先に夢を託して暮らせる村にするために、心豊かでたくましい子育てができるように、出生から保育園、小学校、中学校までの子育て支援システムを一元化すると言われますが、その具体案をお聞かせください。

高校生も将来の村を担う大切な宝です。国では高校の授業料無料化も提唱されていますが、村としては何かお考えですか。

次に、地域及び村全体での子育て支援策はいかがですか。明治町、天王、3世代世帯の多い高地区では子供の人数も多いようですが、最近では年々子供の人数も少なくなり、私の地元の本町、中町地区の育成会活動も大変と聞いています。このような現状を地域や村全体で子育てをする方策は何かお考えでしょうか。

3番目に、「攻め」の村政運営について伺います。

今日、地方は大きな転換期にあり、村行政も住民要望にこたえるだけの待ちの村政から将来を見据えた攻めの村政運営へ、政策転換が必要と考えておられます。それでは、その攻めとはどのようなことをお考えでしょうか。一つに村民との対話方法はどのようにしますか。具体的に近いうちにも何か計画がありますか。

次に、村民の目線に立った村政運営とはどのようなことをいいますか。その評価はどのようにしますか。

次に、4年間の年次構想に伴う役場職員の組織編成と職務分担、職員育成についてはどのようにお考えですか、伺います。

最初の項目でもお伺いいたしましたが、村長の手となり足となる最も身近な支援パワーは役場の職員と考えます。企業、会社も同じで、母体の指針を成功させるかさせられないかは、トップが1人頑張ってもだめだと思います。同じように、村長の考えをいかに職員に理解してもらい、構想の実現に協力してもらい、アイデアを出してもらうかだと思いますが、その点を伺います。

以上、通告いたしました項目についての質問を終わり、関連質問、追加質問については自席で行います。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 4番、坂口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

村長の公約と実現構想についてということでございます。

まず、私は公約として3つの大きな基本方針を示すとともに、具体的な施策もお示しをさせていただきました。これらの具体的な取り組みは、できるところから取り組むという考え方でございまして、既に方針を定めて取り組みを進めているところもございまして、筑北村との友好連携、これにつきましては、就任早々お隣の飯森村長様ともこれからのあり方について話し合いを進めさせていただき、今後も具体的なことにつきましてはお話をさせていただくということになっております。

そして、麻績小学校に情緒障害並びに知的障害の学級開設を支援させていただくということで、これにつきましては新年度から予算化をさせていただいております。そしてまた、地域情報基盤整備事業につきましても見直しをさせていただきまして、将来の健全財政、このために方針を決めさせていただきました。観光事業の見直し等につきましても着手をさせていただいておりますし、今後の財団法人聖高原開発公社等につきましても検討していかなければならないということで、考え方をらせていただいております。

そしてまた、近い時期には福祉センターの施設の整備をさせていただきます。そして、水道水源の整備、これにつきましても早急に着手をさせていただきます。それからシェーンガルテンおみの庭園整備につきましても、春を待って工事に着手するという運びになっておりますし、これにつきましては村民のご意見もお聞きしたいということで、現在準備も進めておるわけでございます。

これら具体的なことに既に着手をさせていただいておりますが、これも議員各位を初め、村民皆様の温かいご理解とご支援のたまものによるということで、深く感謝を申し上げます。今後できるだけ早期に、公約の具現化に向けまして鋭意努力をしております。

具体的に、どの事業を何年度にしていこうかということにつきましては、今後早い時期に詰めさせていただくという考え方であります。そのためにマンパワーの集積が重要でありますし、縦割り行政の弊害を取り除いて効率的な事務事業の推進が必要であります。そのために、新たに設置を考えております村づくり推進課、これにつきましてはその中核を担うものと確

信をしておるわけでございます。公営住宅や道路整備などハード事業の年次計画と予算額につきましては、過疎地域自立促進法等の整合をとって検討をしております。

次に、子育て支援策について申し上げます。

次代を担う子供たちが心豊かにたくましく健やかに育つことは、ご両親の願いばかりではなく全村民の願いでもあります。しかし、複雑化した現代社会で、子供たちが本来の生き方ができているかどうか、望ましい育て方がされているかどうかと言いますと、必ずしもそうとは思えません。このような中で、各種の子育て支援が行われておりますが、有機的に効率的に進めていくには、どうしても一元化が必要であるというふうに考えるわけであります。

現在は、出生時からかかわる保育士から保育園への情報提供、また、小学校就学時には保育士から教育委員会、小学校へ、さらに中学校入学時には小学校から中学校へそれぞれ就学相談委員会を通じて情報提供がされております。しかしながら、さまざまな課題や要望にこたえていくためには現状では十分とは言えません。一元化をすることにより、お母さんのおなかに宿ったときから中学まで、子供一人一人の個性を大切に、その能力を最大限に伸ばしてやることができると思います。

そして、大きなことは、障害などにつきましては初期の段階で発見ができ、早期に更生も可能になってくるということがございます。そして無駄を省くこともできます。そしてネットワークの構築により、相談体制も向上しますしタイムリーな対応も可能になってまいります。このようなことは小さな村だからこそできる子育て支援の一元化は必ず効果があると考えておるわけであります。このことにつきましては、早期に教育委員会の内部に子育て支援の専門チームをつくりたい、このように考えております。このことにつきましては、4月になりまして小学校の先生の転退任も決まります。そういった中で、小学校、保育園、役場一体となって、さらに教育委員会と一体となって専門チームをつくっていききたい、このように考えておるわけであります。

次に、地域及び村全体の子育て支援についてであります。従来から続いております事業を継続していきたい、このことは基本に考えておりますし、地域や村で行われております伝統行事等への子供たちの積極的な参加、こういったものも今後お願いしていきたいというふうに考えております。そして、子供たちにふるさとに誇りと愛着を持ってもらえるような、そんな子育てをしていくことが必要であるというふうに考えておりますし、このようなことで、学校の先生方ともまた話をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、次のご質問でございますが、「攻め」の村政運営ということについてお答えをさせ

ていただきます。

これからの行政に求められております協働の村づくり、これを進めるには住民と行政がいかに近づいていくか、これが何よりも必要であるというふうに考えています。そのためには対話を進め、村民目線に立った行政運営をしていかなければならないというふうに考えております。各地域へ入っての行政懇談会、目的別の車座集会、これらを積極的に進めてまいります。また、地域の行政懇談会等につきましては、新年度に入りましたら、新年度の事業方針等をお話させていただくためにも、地域懇談会を行わせていただきたいという考え方でございます。そしてまた、村のホームページや広報紙など、これらの情報提供も大事でありますし、さらにわかりやすいものにしていきたいということを考えております。

そしてまた、行政手法でございますが、従来型の行政側ですべてを整えてから村民に参加をしていただくという手法から、できれば最初の段階から村民に加わっていただいて、計画をし、企画をし、実施に向けていくという手法をとっていききたいということも考えております。

また、村づくりを推進するに当たって、職員の組織につきましては、適材適所の配置、効率向上を目指した組織体制に努力いたしますし、そしてまた、職員の将来のことを考えての人事異動ということも配慮したいというふうに考えております。職員の資質向上に向けましては各種の研修への参加、外部との人事交流等もあわせて進めてまいります。これからの自治体は、複雑多様化する地域課題を厳しい財政状況のもとで自己責任、そして自己決定によって解決できる、創造性に富んだ力強い行政運営が求められております。従来型の前例踏襲だけではだめでありまして、新たな制度を先取りしていくような、あるいは時には新たな制度を国、あるいは県へ提案をしていくような、攻めの行政運営を職員と一丸となって進めていかなければならないというふうに考えております。これらにつきまして、全力で取り組む覚悟でございます。

以上、お答えをさせていただきました。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 今答弁をいただいた中で、幾つかお尋ねしていきます。

まず、村民の意見を聞くということが随所で聞かれましたけれども、村民の意見を聞く、地域懇談会も含めてですけれども、今までの経験では、地域懇談会をやられたときも目的があって説明の懇談会であったり、それから参加される住民の方々がある程度限られている。何かいつもの常会の感じ、または出席人数が少ないとかということで、村民の方々に大勢参

加してもらえる手法はまずどのように考えておりますか、伺います。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） やはりおっしゃられるとおりでございます、今までの地域懇談会等につきましても、それぞれのお家で、代表の方がお1人参加というようなことが多かったというふうに私も感じておるわけでありまして。

そういったことから、そういうふうに皆さんから今言われておりますのが、いわゆる目的別の集まりをできるだけ多くしてほしい。具体的に申し上げますと、例えばスポーツをやる皆さんであれば、スポーツをやる皆さんの集いでありまして、あるいは子育ての最中のお母さん方でありまして子育て最中のお母さん方を集めた会合でありまして、それぞれ個々にやってほしいというようなお話がございます。

ということ踏まえまして、もう既に始めておりますのは、子育てのお母さん方等につきましても、それぞれの集まりに都合をつけて参加をさせて、いろいろなお話をさせていただいておることが実態でございますが、今後もそのような形で、できるだけ多くの皆さんに村政に物を言ってもらえるような仕組みをつくっていきたいというふうに考えております。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 村長とのいわゆる車座集會みたいな感じをお考えかと思っておりますけれども、その場合に、村民の方々と会話する場合には、村長1人がお出になるお考えですか、それとも関係の職員も一緒にとか、または村内の専門的な人たちも加えてその座談会、今言われた目的別の懇談会ということになれば、専門的な知識を持っている村民の方も交えてというような、将来的な構想を踏まえた懇談会の内容にされるのが一番ベターかなと思っておりますけれども、その点はいかがでしょう。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） おっしゃるとおりでございます、それぞれ必要に応じて参加者は変える必要があるというふうに思っております。

たまたま中には、村長と話したいから村長だけでいいよという場合には私が出向きますし、あるいは村政ということになりますから、具体的な内容で実務がわかる課長等の出席だけでいいということになると、そういうことにもなりますでしょうし、あるいはさらに専門的なお話を聞きたいから専門的な講師さんをとということになりますと、専門的な方をお願いしていくというようなことになろうかと思っております。

いずれにいたしましても、疎遠となっております村民の意見をいかに吸収していくかということはこのからの行政にとって非常に大事なことでございますので、そういったことにこれからは配慮をしていきたいと、そのように思っております。

以上です。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 子育てについてです。

先ほどの答弁の中に、今後、やはり一元化した子育て支援をしなくてはならないというお考えの中に、教育委員会等も含めた、いわゆる出生から中学生、またはそれ以降についてもという、計画的に今後組織化されたり検討されていくかと思えます。

私もこれについては、やはり1月の所信表明を聞いたときにも、それから今回の議案の中にも幾つか出ている学校での支援策についても、学校だけでなくその前から必要ではないかということは提言させていただきました。そしてまた私が調べた近隣では、塩尻市がこども課、または教育委員会等がタイアップして、非常に理想的な支援がなされているように私は学ばせていただきました。そんなことも、塩尻市という大きな行政単位と麻績村がすべて同じようにはできないと思えますけれども、いいところまたは可能なところだけでも取り入れて、そして出生からまたは保育園、それから今国でも言われている幼保一元化ということも考えられると思えますから、そういうことも踏まえた立場でやはり検討されていくのがいいかなと思えます。それについてはぜひ実行していただくようお願いいたします。

それから、最初のところで言いましたけれども、職員の知恵、パワー、それから考え方はどのように吸い上げられますか。その点を伺いたいと思えます。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） やはり、仕事は人ということをよく言われるわけでございまして、行政も同じことが言えるわけであります。職員の質をいかに高めていくか、そして職員がいかに仕事に対してやる気を持っていただけるか、これによってその成果は大きく違うというふうに考えております。

具体的に、どの職員をどうしていくかということについてはここでは申し上げられないわけですが、それぞれ職員が得意とする分野等がございます。そういったものは伸ばしていきたいし、それから、不足する部分であればそういったところを補うようなことを当然やっていかなければいけませんし、それとあわせて、職員というのはできる限り万能であってほしい、多くの課の仕事を知ってほしいということもございます。そういうことも含め

て、長期的な視野の中で職員については勉強していただくということで進めていきたいと、そのように思っております。ただ、長としての任期というのは限りがございます。そういった中で、できるだけのことをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 今の職員の心遣いですが、私事ではありますけれども、在職中にやはり仕事について、上の方々が陰になり日向になり支えてくださったという非常にありがたい経験しております。そういうことが自分の励みにもなり、また村民の皆さんに対して業務をやっている自信にもなります。ぜひそんなところも気を使って職員に心遣いをいただければいいかなと、私の経験から一言申し上げます。

それでは、次ですが、広報、またはホームページ等で情報提供をわかりやすくしておりますけれども、なかなかホームページも皆さん年配の方々が見るというわけでもありませんし、それから広報紙も読む人、読まない人、いろいろあると思います。そこらがこれは一つは私たちの議員の使命でもあると思います。住民との中間に入って、住民の方々にいろいろ情報を流しながら、住民の声を聞くという大きな使命を私たちにも課せられていますので、その責任を感じておりますけれども、わかりやすく情報を流すということで、何か今までにない工夫をされようと思うお考えはありますか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 実は先ほど職員の話が出たわけですが、麻績村の役場の職員は優秀でございます。それぞれ努力をさせていただいておるわけですが、できることであれば、さらに求めるところは、村民にいかにか話をしていくか、村民の中に入っていくかという部分が不足する部分があるように感じておるわけでありまして。ですから、これからはいろいろな情報等につきましても、職員がいろいろな機会をとらえていろいろなお話をしていくというようなことも、今後求めていきたいというふうに考えております。

それと、いろいろな広報紙等につきましても、わかりやすい表現をこれからしていかなければいけないだろうし、それから、ホームページでございますが、これにつきましては、高齢化率40%ということでございまして、インターネットに触れない方が非常に多いわけでございます。そういった中からまずちょっと話は飛びますけれども、新年度におきましては、高齢者学級等の見直しを含める中で、できるだけ多くの方にインターネットに親しんでいただくというようなことを始めたいと思っております。そういうことによりまして、村で進め

ております情報系の光ファイバー、これについても効果が出てくるというふうに考えております。

そうになってまいりますと、いわゆるインターネットを使えば相当の情報量が流していけるという仕組みができるわけでございますから、そんなこともこれから考えていきたいわけでございますが、これは村民の皆様とにかくそういった対応をしていただけるかということも大事でございますので、そういった方面からも努力していきたいと思っております。

それから、いろいろなプリント物でございますが、プリント物につきましても、今おっしゃられるとおり、行政用語が非常に多いというようなことがございます。そんなことも含めまして、まずわかりやすい内容の紙を出していくということについても努めてまいりたいと、そのように考えておるわけでございます。これにつきましては、またいろいろなご意見をいただきながら努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ今後ともお願いしたいわけでございます。

以上です。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 次に、行政とのタイアップの中で、最初から計画、企画する手法を選びたいというお話でしたけれども、私以前にも提案したかと思えますけれども、例えば公民館の活動費用等、一番住民の皆さんが参画する事業等については予算の面についてもどのくらいお金を必要かとか、それからその活用方法をどのようにしたら一番ベターかというような提案をいただきながら、予算組みなんかもしたらどうだという提案をしたことを覚えております。

村民の皆さんにやはり村の事業、または企画等に関心を持っていただくためには、自分がやはり直接参加するということが非常に効果も高めますし、関心も持っていただければと思います。ですから、そんなことで予算、または企画方法をどのようにするか、村民の方々の意見を組み入れながらやるという方法はどのように具体的になされるか、伺います。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 今、おっしゃられた予算まで住民参加ということでございますが、最終的にはそうなることが地域住民と密着した行政と言えることであろうかと思っておりますが、そこまでのものは現在ちょっと難しいなというふうに考えております。

私が当初から住民参加を求めたいというのは、新たな事業としてスタートしていきたいと思っております子育ての問題でありますとか、いわゆる学習関係でございます。こういった

ことについては、従来は行政がいろいろな制度を活用するために枠をつくり、そしてお知らせをして、そして参加者を募るといった形であったわけですが、先ほど申し上げました事業等につきましては、最終的な効果をねらうには、参加者が何を求めるかということが大事でしょうし、そしてその皆さんにどんな効果があるかということが大事でございますから、最初の段階から入っていただきたいというのは、それを考えておるわけであります。

ですから、計画の段階からそれぞれの有識者でありますとか、直接それに利害関係がある方等を含めて計画を立てながら参画していただく。当然そういった方は、これからはリーダーとなり得る方ということになってまいりますし、またそういった方からその輪が広がっていくということになってまいります。ですから、今までの仕事が変わった方法によって住民参加をしていただくということが、これから求められる部分ではないかなと、そのように考えているわけであります。

ですから、最終的には、そういった力が予算編成までできるような力になっていくことはあれば、いいわけですが、最初からそこまで求めるのは難しいかなと、最初は住民がまず参画をしてもらう、そこから始めていきたいというふうに考えておるわけであります。

以上です。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） それでは、答弁の直接の質問は以上にしまして、関連質問ということで、村長の公約の中に幾つかの仮称という文字がついた上の構想があります。それについて、できたら一つ一つ具体的な、それから今、お答えの中にやはり住民参加とそれに伴ってリーダーが出てきて、そのリーダーの方々が中心になってやるというのが一番理想的というお話ありました。確かにそうだと思います。ですけれども、現に高齢化が高くて、そして私も幾つか村民の方と一緒に参加している仲間の者もありますけれども、もう後継者がこれからどうなるか。今私たちが一緒にやっている仲間の事業に関しても、村民の方々にもよく受け入れていただいておりますし、それから継続したいなという考えを持っています。

でも、実際のことを言って、もう6年、7年続いてきていますと、メンバーたちがみんな高齢化してしまって、この後継ぎをどうするかということ非常に心配しております。そういう意味で、これから何う仮称ふるさと元気づくり事業だとか、先ほど言われた森の学園だとか、それからそんなことの一つ一つで、仮称とついている事業についての具体的な説明をいただければありがたいと思っていますけれども。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） お答えいたします。

仮称と申し上げましたのは、具体的に事業に参加するときに、どのような呼び名が最も受け入れやすいかなということございまして、私のほうから具体的な名前を申し上げるのはいかなものかということで、仮称ということをつけさせていただいたわけでございます。まず、仮称ということでスタートいたしましたのは、村づくりの関係のことが幾つかあるわけでございますが、まず村づくりの関係でございますが、これにつきましては、それぞれ地域でいろいろな事業が活発に行われておる部分がございますし、これから新たな芽が芽生えようとしているところがございます。これは今でもございますが、花いっぱい運動をすとか、それから地域で清掃活動をするだとか、あるいは河川の愛護をされておるとか、いろいろな活動があるわけでございます。それからさらには、最近新しいイベントをやりたいたとか、あるいは新たに食の文化を目指そうというようなことも出ておりますし、それからさらに、都市との交流事業を具体的にしたいというようなことも出てきております。そういった新たな芽を育ててやりたい、そういったためにそれぞれの地域づくり、これを支援していきたいというものが最初のその事業でございます。

それから、麻績村応援団という変わったものもございまして、これは前にもお話をさせていただきましたが、全国に麻績村のファンをつくっていききたいというものであるわけでございますが、これは麻績村に寄附をしていただくというものなんです、これは寄附をすることによって税の取り扱いが優遇されるというものでございます。

これは具体的な数字を申し上げますと、非常に控除額とかいろいろございまして、ごく簡単に申し上げますと、おおむね5万円ぐらい寄附をしますと、4万円かそれ前後税から控除されるということになりますと、本人様は1万円ぐらいの負担になるということになるわけなんです、麻績村としましては、多くのお金が入るわけでございますから、それに見合うものを、地域の特産品のPRでありますとか、麻績村を好きになっていただくためにそういったものを贈るでありますとか、あるいは麻績へ招待をすとか、そういったことをしていくというものであるわけでございますが、こういった税の制度を活用してファンをつくっていくというようなものであります。

これは、全国には先進例も幾つかございます。こういったものを例にしながら、一人でも多くのファンをつくっていききたいというようなものであります。

それから、森の学園でございますが、これは、先ほど申し上げましたが、子育てのものでございます。これは会場をどこにするとかという仕組みのものではなくて、麻績村にはたく

さんの自然があります。恵まれた自然がございます。村すべてが大自然の学園だと思っていたら、ただければ結構なんです、こういった中で、自然の中で子供たちを伸び伸びと育てていこうという一番の考え方であるわけであります。そういった会場が、例えば聖高原でありますとか裏山でありますとか、いろいろ考えられると思います。あるいは麻績川であったりということが考えられるかもしれませんが、そういった中で、これが大きく発展していけば子育て、いわゆる教育部門がさらに観光事業の資源になるということも将来的には可能であるわけなんです。

例えば、聖高原で自然を利用した子供たちの交流事業が始まったとします。そうすると、都市との交流も始まるでしょうし、そういった中で親御さんが来るということになりますと、いろいろな観光事業の向上にもつながってくるというものであるわけでございます、多くの可能性があるというものでございます。

まだほかにも幾つかあるわけでございますが、いわゆる仮称と申し上げておりますのが、これから始めていきたい事業であるわけございまして、まだまだ未知の部分がございます。これも多くの皆さんの知恵を結集しながらよりよいものに進化をさせていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 地域支援事業の支援ということで、今回確かに予算書のほうには昨年よりは増額で予算申請されています。それについては私もいいなと思いますけれども、申請と手続、それから例えば申請されたものをどのように審査して、そして金額をどの程度まで認めるというようなことは、どこでだれがどのようになされますか。そこらのところもこれからしっかりと住民の方々にPRしていかないと、確かに今各地域でいろいろと工夫した事業が行われております。そこらについてお考えをお聞かせください。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 要綱等につきましては、現在、これから詰めていくということでございますが、住民にわかりやすいものにしていきたい。そしてできるだけ簡単なもので申請をしていただきたいというふうに考えております。これから要綱を作っていくわけございまして、いろいろなご意見がございましたら、またお寄せいただきたいと、そのように思っております。

以上です。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 森の学園構想ですけれども、非常に考えていることは私もとてもいいと思います。田舎の子供ですから、田舎でしか体験できないもろもろのことがなされればいいと思いますけれども、現に今子供たちが大自然の中へ、昔の私たちの小さいころのように野山を飛び回る、川遊びをする、そういう田んぼの中ではね回るといようなことも実際にしておりませんし、逆に学校のスケジュールですが、非常に密になっておりまして、そういうことが組み立てにくくなっているのではないかと思います。例えば夏休み、春休みのような長期休業でさえも、集団的に子供と一緒にいろいろなところで体験させるとか、または先ほど村長が言われました都会との交流等も含めまして、非常に構想は理想的であればありがたいなと思いますけれども、実現性のある構想は何かありますか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） おっしゃられるとおり、今子供たちのスケジュールは本当にいっぱいでございます。特に小学校高学年になってまいりますと、部活でありますとか、それぞれご自分の趣味等で大変な状況であるということは承知しております。

まず森の学園構想の中で一番最初に参画をしていただくということは、非常に小さいお子様の段階かなと、そういうふうに考えております。ですから幼児期でございますか、その大事なころ、いろいろな感性の育つ大事な時期にそういったものをまず進めていくことが大事かなというふうに思っております。

それからさらに、生きる力でありますとか、いわゆる創造力を高めるとかというような能力をつけていくためには、小学校低学年、そのころもこのようなことをやっていきたいなというふうに思っております。

それで、先ほど新年度に入りましてというお話をさせていただいたわけですが、新年度に入りまして、小学校とも、それから保育園ともいろいろなお話をさせていただきながら、そしてまた教育委員会とも詰めさせていただきながら、具体的な方向をつくっていきたいという考え方でおります。

以上であります。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 大事なことだと思います。1つ先回、予算の説明のときに、小学校の校長先生が来られまして、来年度、22年度においては、地域交流センターもできて300人という大変音響効果のいい場所もできるから、音楽会なんかもそこを使えばいいなとか、そ

れから地域の皆さんと一緒に音楽会ができればいいなとか、それから遠足等もそれからそのほかのいろいろ学校行事についても、地域の皆さんと一緒にというような構想も少し話されました。

こんな小さな村だからこそ子供が120人、それから140人くらいしかいない、右を向いても左を向いても村民みんなが子供たちの顔と名前が一緒になるぐらいであっていいと思うんです。そういうことが本当に今言った村の子供たちを育てる、生きる力を育てる、そういう源になると思いますので、そこらの計画を綿密に、また実効性があるって効果が出るような方向で定めていただきたいと思います。

次の質問です。村史の補遺編さんや、それから遺構、それから遺物等の保護保全ということとは、村民憲章にもうたわれているように、麻績村は長い伝統ある麻績村です。非常に文化を大切にしていくことは大事だと思いますけれども、この補遺編さんや遺構、遺物等をこれから提唱されて、また実際に保存されていくためにはどのようにお考えですか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） まず、村史の補遺編さんでございますが、これにつきましては、村史が刊行されたのが平成元年かと思いますが、それ以降に村史の記載内容について多少修正を要する箇所が発見されたとか、あるいはそれ以降について重要なことがあったというようなこともございます。そういったことにつきまして、できるだけ早く作業を進めたいということは、これらのことによく精通されている方も大変高齢化をしておるわけございまして、そういったことを見て、できるだけ早期にこういったものをまとめていきたいというふうに考えております。

それから、遺物、遺構等ということでございますが、これは最近の新たな研究等でわかってきたものの中に、例えば第三の塩の道と言われる古道でありますとか、それから非常にこれから貴重になっていくであろう風穴等とか、村内には幾つかそういうものがございます。そういったものができるだけ、まだ存在がはっきりしている段階に保存ができていればいいなというふうに考えておるわけございまして、具体的には教育委員会等でこれから検討をしていただくということになっております。

以上です。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 今、村史の内容について麻績村の伝統、文化等については実は私たちの紙芝居の会でもそういうものを非常に大切に、これから存亡の危機にあるものは伝承

したいということを主体に活動しております。大事なことだと思いますけれども、ただそれがどのように保存され継続されていくか、これからの将来に向けて一生懸命やっても、それがどうやって保存されていくか、活用されていくかなというちょっと不安もあります。そんなところもこれから考えていただければありがたいと思います。

次です。村づくりの推進課についてですけれども、先ほどからほかの議員さんの答弁でも伺っていますし、私の中にも聞いておりますけれども、筑北村でも村づくり推進室というような構想がなされているようですけれども、先ほどの合併の件ではありませんけれども、特に筑北村とはこの地域は一体という考えで友好関係を保たれるというお考えのようですので、その筑北村との横断的な交換というか、事業計画というようなものはどのようになされますか、伺いたいと思います。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 筑北村さんとは、もう既にいろいろな業務の中で一緒に共同で行っている事務等もございます。さらに生坂村さんを含めて事業を進めておるようなところもございます。こういった事業につきましては、より効率的に物事が運ぶように今後努めてまいりますし、それから、いわゆる新たな事業といたしまして、都市との交流事業等も飯森村長さんは掲げております。こういったことの実現につきましては、新たな推進室、あるいは推進課、こういったところで、お互いに調整をし合ってともに進めていくということに非常に効果があるというふうに考えておりますし、もう既に具体的にはある一部の民間でやっておられるグループでございますが、そういったグループの都市との交流事業、年間を通じての事業でございますが、ここについても共同してやっていこうというようなことは話し合っておるわけでございますので、具体的には4月以降詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 大変るいろいろとご答弁いただきました。

今後、やはり麻績村で最も大事なことは子育て支援だと思います。子育て支援が、全国一と言われるような子育て、教育、郷土愛を育む子供たちの施策が具体化し、かつ全国に発信できれば、子育てに悩んでいる全国の親子に移住してもらおう施策もできるのではないかと思います。そんなことがかなえられれば、子供たちの人数もふえ、学校もにぎやかになるというような、先ほど私当初申し上げましたけれども、夢を持っています。ぜひ子育てが本当に

いい施策として村の中で息づいていくように希望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（宮下光晴君） 4番、坂口和子議員の一般質問が終了しました。

高野長男君

議長（宮下光晴君） 続いて、2番、高野長男議員の一般質問を許可します。

2番、高野議員。

〔2番 高野長男君 登壇〕

2番（高野長男君） それでは、これから質問させていただきます。

まず、太陽光発電システムについて質問いたします。

国では、自然環境への取り組みの一つとして地球温暖化防止に温室効果ガス削減目標を大幅に掲げております。そこで二酸化炭素を排出しない風力発電、太陽光発電等、新エネルギー利用に取り組んでおります。国民の皆さんも自然環境への関心が深まり、太陽光発電システムを設置する家庭がふえてきております。私たちが住んでおります地域周辺は、太陽が全く出ない日が平均で35日ぐらいと日照日が多く、太陽光発電には適した地域でもあります。また国等の助成、あるいは余った電気の買い取り価格の引き上げにより、村内でも普及することが予想されます。

以上のことから、太陽光発電システムを設置する個人あるいは団体に助成するお考えはあるのか。また、公共施設の電力使用に太陽光発電システムを導入する検討、あるいは研究するお考えはあるのか、以上2点について村長のお考えをお伺いします。

次に、松本空港利用についてお伺いいたします。

私たち麻績村民にとって、松本空港は約1時間以内で到着することができ、JRあるいは自動車道と同様に身近で大変便利な交通機関であります。日本航空が経営上の問題から就航を取りやめ、6月からフジドリームエアラインズが就航することになりました。そこで、県、地元、松本市などでは積極的な支援策を打ち出しております。麻績村にとっても身近な空港でもあります。FDA松本空港に対して、どのような支援策をお考えか、お伺いいたします。

次に、営農支援センターについて質問いたします。

篤農家の育成、また農業の担い手の確保、あるいは麻績村に適し、特産物になり得る品目の発掘、またエコファーマー栽培で安全で安心な農産物として有利販売につなげ、農家の所

得向上を図る等の目的で支援センターを立ち上げたと思います。現在、農産物の価格安、遊休荒廃地の拡大、有害鳥獣による被害等、農業を取り巻く環境は難題が山積しております。農業を主とする麻績村にとって営農支援センターの役割は重要だと思いますが、営農支援センターの活動が停滞しているように見えます。現在の支援センターの活動状況をお伺いいたします。

次に、地上デジタル放送に伴う受信対策について質問いたします。

人それぞれ仕事に、また趣味等に生きがいを持って日々生活していると思いますが、中でもテレビ鑑賞は唯一の楽しみではないかと思いますが、国策により平成23年7月下旬より、アナログ放送から地上デジタル放送に完全移行がされます。そこで、国ではアナログテレビを使用している世帯で公的扶助を受けている世帯、社会福祉事業施設に入所されている世帯、市町村民税非課税の措置を受けている世帯にはチューナーの無償給付の支援を行っておりますが、日本の経済低迷により、経済的な理由で、また高齢者世帯でデジタルテレビに買い換えることができない世帯があると思われま。テレビは、ラジオ、新聞等情報を知り得る機材でもあります。低所得者層等経済弱者にチューナー購入の助成、また地上デジタル放送の開始と同時に全世帯でテレビが見えるように支援、また調査することを要望いたします。村長のお考えをお伺いいたします。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 2番、高野議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、最初のご質問でございます太陽光発電システムについてお答えをさせていただきます。

太陽光発電システムの普及に向け、国では助成を現在行っております。自ら居住する住宅に太陽光発電システムを新築する場合に、1キロワット当たり7万円、最大70万円の補助が受けられるということになっておるわけであり。最近、自治体でも助成をすることがふえており、長野県下では30の市町村で補助率はまちまちでございますが、補助金を出しております。麻績村では現在補助金制度はございません。今後若者の定住を促進するためにも、前向きに検討していきたいと考えております。助成につきましては、1キロワット当たり恐らく数万円であろうかと思っております。そしてまた限度額を設けさせていただくことであろうかと思っておりますが、このことにつきましては今後前向きに考えさせていただきたいと思っ

おるわけでございます。

そしてまた、公共施設についていかがかということについてでございますが、公共施設の新築、あるいは全面改築、このようなときに検討をさせていただきたいというふうに考えておりました、現在のところは予定は特にございません。

次に、2つ目のご質問でございます。松本空港の利用についてということでございますが、松本空港に就航しておりましたJAL日本航空が利用客数の低迷等から撤退となったわけでございます。幸いFDA、フジドリームエアラインが引き継ぐことになったわけでありまして、近隣の自治体としては喜んでおるわけでございます。利用促進に向けては関係団体、関係機関等が諸活動を行っております。

麻績村といたしましては、村観光協会とともに利用促進協会に加盟し、松本空港の利用促進と空港利用者には村観光施設利用の優遇措置を行って、観光客誘客等にも努めておるわけでございます。近隣自治体といたしましては、FDA就航が決まったとはいえ、まだまだ今後は心配するものでございます。議員初め、村民皆様に松本空港のご利用をお願いするものでございます。

このような中で、麻績村として直接支援は現在行っておりませんし、今後、直接支援ということは当面考えはございません。他の市町村の動向を見たいというふうに考えておるわけであります。

松本空港利用者に対する観光施設の優遇状況等につきましては、後ほど観光課長のほうから補足説明を申し上げます。

3つ目のご質問でございますが、営農支援センターについてお答えをさせていただきます。

農業を取り巻く状況は、後継者不足、高齢化、遊休農地の拡大などに代表されるように、年々厳しさを増しております。そしてさまざまな問題、課題を抱えておるとというのが現状でございます。活力あふれる農業へ発展を目指し、地域営農システムの構築を推進するため、平成17年11月1日に麻績村営農支援センターは設立されました。センターの目的は担い手確保、育成、農地の流動化対策、特産物の創出等について調査研究をし、麻績村営農システムの構築を図るとしてあります。また、組織の位置づけは地域農業の企画立案、調査活動、支援活動を担うとされておりますが、活動の実態は消極的でございます。実情につきましては、後ほど振興課長から補足説明申し上げます。

今後につきましては、地域営農システムが総合的に展開されるよう、そしてまた営農支援センターの活動とあわせて営農集団の育成をして、実践活動が活発となるように努めてまいり

たいと考えております。

最後に4つ目のご質問でございますが、地上デジタル放送に伴う受信対策についてお答えをさせていただきます。

平成23年7月までに今までの地上アナログ放送は終了いたします。視聴者はそれまでにテレビを地上デジタル放送対応にかえる必要がございます。地上デジタル放送を視聴するには、テレビを買いかえるか、アナログテレビに地上デジタルチューナーをつなぐ必要がございます。ご質問の地上デジタルチューナーの購入助成の件でございますが、現時点では村独自で助成することは考えておりません。

理由といたしましては、先ほどおっしゃられましたとおり、総務省で経済的理由により、地上デジタル放送が受信できない方につきましては、簡易なチューナーを無償給付する制度がございます。そしてまた、現在チューナーそのものが非常に安価になってきております。このようなことから、村独自での助成は考えておりません。何とぞご理解を賜りますようお願いしたいと思っております。

以上、私からの説明とさせていただきます。

議長（宮下光晴君） 臼井観光課長。

観光課長（臼井孝夫君） それでは、ただいま松本空港の利用につきまして、補足説明をさせていただきます。

麻績村におきましても、松本空港利用者に対します支援対策でございますけれども、まず松本市長を会長としまして、松本広域連合及び北アルプス広域連合に加入しております市町村並びに観光協会、経済団体、社会福祉団体など4市2町8村62団体で構成しております信州松本空港地元利用促進協議会という団体がございます。これに麻績村と麻績村観光協会が加盟しておりまして、松本空港の地元利用の促進と観光客の誘致、これを積極的に展開する活動を行っております。

そんな中で利用促進策といたしまして、松本空港ご利用の空港券またはその半券、これを村内の施設で提示しますと、優待料金で入場、それから観覧ができるように取り組んでおります。具体的に申しますと、聖高原スカイライナーでございますけれども、1回券、3回券、6回券、この2割引きと聖博物館の入館料、そして信濃観月苑の入園料、この2割引きを実施しております。また、協議会からの広報用のチラシ、ポケット時刻表、格安の旅行商品のご案内等のチラシ、これが参りますけれども、これを重立った公共施設に置きまして、配布して身近な空港としてPRしているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

振興課長（飯森 力君） それでは、私のほうから営農支援センターについての補足を申し上げます。

営農支援センターにつきましては、先ほど村長の答弁のとおり、平成17年11月1日に設立されたということでございますが、その後、設置後におきましては年7回から8回程度行っておりまして。また、20年度におきましてもちょっと回数は少ないんですが、3回ほどの会議、研修等を行っておりまして。

この会議の内容につきましては、運営に対する部分と、そんな中で農作物の振興品目等も研究する中で、ぜひともそういうものを広げていきたいという協議等を行っておりますが、実際にはそれが実践まで至るところまで行かなかったというのが現況でございます。今後におきましても遊休荒廃対策、担い手育成等の部分で、細かい点から実践に向けた支援ができるような状況をつくっていきたいというふうに考えております。現在におきましても要綱の中でも、実際には必要があるときには開きなさいということになっておりますので、それに準じましてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 高野議員。

2番（高野長男君） ちょっとお伺いしますが、総合グラウンドの下のテニスは今どういう状況ですか。

議長（宮下光晴君） 塚原教育長。

教育長（塚原勝幸君） 総合グラウンドの下のテニス場につきましては、現在はテニスコートとしては使用されてございません。地域のゲートボール場というようなことの整備の中で一時使用していたわけでございますけれども、その方々も地域にそういったクラブがなくなったということで現在は使用されていないような状況でございます。駐車場とか、いろいろなそういった活用というようなことも総体的には検討した経緯もございますし、今後についても体育施設、総体的な施設の管理部分で検討していかなければならないかなと今考えているところでございますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 高野議員。

2番（高野長男君） 今、村長は太陽光発電のときの答弁に新築したりそのときにまたちょっと考えるというような答弁がありました。今総合グラウンドのテニスの説明がありま

したが、ほとんどというかもう空いております。そこにどうですか、ソーラー発電室でも設置して、総合体育館あるいはグラウンドの電気の使用にやったらいいかと、そんなふうに思いますが、そんなお考えはないでしょうか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 私が先ほど申し上げました新築、あるいは改築のときと申し上げましたのは、いわゆる建物を基本として考えて答弁をさせていただいたわけございまして、新しい建物等ができる場合には、例えば屋根等に太陽光発電を載せるというような公共施設も全国的にはございます。そういった中で、その際に検討させていただくということで申し上げたわけございまして、今、太陽光発電だけを設置をしたらいかがかというご質問でございますが、そのことにつきましては、答弁を用意していなかったわけございまして、太陽光発電というものは、非常に最初の初期投資にかかるということを聞いておるわけでございます。

そういった中で、今のご質問でございますが、要するに自家消費のため、いわゆる照明、グラウンドの照明と体育館の照明のためのという恐らくそういうことかと思いますが、そういったことについて実際投資と効果がどうであるかということは、慎重に検討してみないと何とも言えないことであろうかと、そのように思います。

そのようなことから、現在の電気料がどうなっているか。これからの電気料がどんなような動向にあるかというようなことも今後検討しながら、そういった施設投資にどれだけかかるかということを経営的に検討しなければならないというふうに思っております。

今日のご質問、あるいはご提案というふうに受けとめさせていただいて、今後考えさせていただきたいと。きょうはその答弁にとどめさせていただきたいと思います。

よろしくどうぞお願いします。

議長（宮下光晴君） 高野議員。

2番（高野長男君） ぜひ自主財源も年々減っていることですし、得か損か、あるいはいろいろなことを考えて調査研究をしていただきたいと、そんなふうに思いますが、よろしくお願いたします。

それから、松本空港の利用は麻績独自では支援は考えていないと、そういう答弁でございましたが、何でもそうですが、あれば当たり前でなくなればそのありがたみがわかるということで、FDAももうからなければ企業ですのすぐ撤退するのではないかと、そんなふうに思いますので、いろいろの面でまた支援をしていただきたいと、そんなふうに思います。

が、よろしく願いいたします。

それから、営農センター、今本当に農業は困っております。ぜひ営農センターのそれは発揮していただきまして、農家のためにひとつ活発に活動していただきたいと、そんなふうに思いますが、これからの予定をもう一度お願いしたいと思っております。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） 22年度以降につきましては、できるだけ細かな、この営農支援センターの設置要綱にもございますが、事業がございます。農業の担い手育成、確保、また農地の有効利用等、また麻績村に適した農作物の作付研究、そういうような形でなっております。それぞれに検討をする場を設ける中で、いかにそれを実践につなげていくか、実践までできるような体制ができるかどうかというようなこともしっかり研究検討する中で進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） 高野議員。

2番（高野長男君） ぜひとも活発に活動していただきたいと、そんなふうに思います。

それから、地上デジタル放送ですが、国で扶助世帯、あるいは社会事業に入所している、そんな人たちには助成をしていると、そういうことで村では助成はしないと、そういう答弁でございましたが、本当にわずかな年金で本当にそういう該当しない人で、本当にぎりぎりの生活で生活する人がまだいると思うんですね。幾らデジタルテレビが安くなったと言っても買いかえたりするには本当に大きな負担だと、そんなふうには思います。どうかチューナー、あるいは機材の助成をぜひとも考えていただきたいと、そんなふうに思いますが、お考えをお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） それではちょっと幾つか答えさせていただきたいと思っております。

まず、地上デジタル放送の対応についてのチューナーの助成ということについてもう一度お答えさせていただきますが、おっしゃられるとおり、本当に生活に困っておられる方につきましてはほかの制度がございます。そういった中でそれを活用していただきたいと思うわけでございます。

それから、そうでない方についてということでございますが、現在チューナーが非常に昔と違って安くなっております。中には4,000円、あるいは5,000円程度ということになってきたわけでございますので、ぜひともその程度という言葉は適切かどうかわかりませんが、ぜひともそんなことで新たな対応をしていただきたいというふうに考えておるわけござい

ます。

それと、あわせて答えさせていただきたいわけですが、最初の太陽光発電のことについてでございますが、個人設置、個人のお宅につきましては前向きに検討させていただきたいということを考えておりますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

それから、松本空港の助成でございますが、ご質問の趣旨は十分に理解できるわけでございます。しかし、この松本空港を支援する組織というのが、麻績村だけではなくて非常に多くの自治体がございます。そういった中で、麻績村だけ支援をするということはできませんということでございまして、私の答弁の中で申し上げたように、現在はする考えはございませんと。他の市町村の動向を見て検討させていただくということでございますので、ご理解をいただきたいわけでございます。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 高野議員。

2番（高野長男君） それから地上デジタル放送のことですが、ご存じのように光ファイバーは情報系のみで映像系はやらないと、そんなことでございますので、本当に見えない地域というのは、どういうふうに把握するかちょっとお考えをお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 光ファイバーにつきましては、大きく方針を転換させていただいたわけでございます。これはこの前もご説明したとおりでございますが、将来に向けての維持費が非常に予想外にかかるということが大きな理由でございます。実は、情報系と映像系と2つがあるわけですが、情報系だけにつきましても、つい先日具体的な数字が示されてきたわけですが、おおむね考えられる数字といたしましては、情報系だけでございますが、村の出費が約500万円、そしてN T Tさんとの契約によって、いわゆる加入者が多ければ多いほどN T Tから使用料として入るわけですが、それがおおむね350戸ぐらいを想定しますと、村の持ち出しが200万円、あるいは300万円程度で済むかなと、あるいは将来的に500戸以上入ってきて、維持費がそれほどかからないということになるととんとんになるかなという状況でございます。

これは情報系だけについてでございますが、このようなことを想定しておるわけですが、映像系につきましては、以前にも説明したように、年間の維持費が恐らく1,000万円の単位でかかってくると。恐らくそれ以上の大きな金になってくるということであるわけでございます。

そういった中で、現在麻績村の中で、地上デジタル放送が受信できない地域というのが非常に少ないわけでございます。将来的にその皆さんがそれだけの維持費を負担していくということは到底無理だというふうに判断をさせていただいたわけでございます。かと言って特定の方のために村が1,000万円、2,000万円という金を税で負担していったいいものかどうかということが今度はあるわけでございます、独自に受信できる地域におきましてはですね、ですから、総合的に判断をして、見えない地域につきましては共聴アンテナ等で、将来的に負担が少ない方法で支援をさせていただくということに変えさせていただいたわけでございます。

そういったことで、現在は区長会等を開いてその説明を申し上げましたし、それから難視聴地域の代表者を集めまして、これからの村の考え方、いわゆる支援の仕方等についてお話をさせていただいております、現在既に見積り等が出ている地域もございます。そして、さらに、ただいまご質問がございましたように、そういった地域から外れて見えないというようなお宅についてということでございますが、こういったお宅につきましてもそれぞれ対応をさせていただきたいということで、現在考えておるわけでございます。

それで、難視聴地域の共聴アンテナ等につきましては、補助制度、国の制度等もございます。そういったものにも現在乗っかるように準備を進めておりますし、それから、個々につきましては、村単独の事業で対応していくというようなことも現在詰めております。それで具体的にあと何件かというようなことにつきましては、今後詰めてまいります、地上デジタル放送が受信できないというようなお宅のないように、全力を尽くしてまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思うわけでございます。

議長（宮下光晴君） 高野議員。

2番（高野長男君） 改めてちょっと聞きますが、区ではなくて村で調査するということですか。それで解釈してよろしいですか。区が1軒ずつ回ったり、それから業者を頼んで見えるか見えないか、デジタルテレビが。それは区でやるのか、それから村で調査するのか、そこははっきりちょっとお聞かせ願いたいと思いますが。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 共聴アンテナの地域についてはこれでなからいいかと、先が見えていと思うんですが、具体的に個々の個人個人のお宅でございますが、これにつきましては、今後アンケート等をとる中で、まず村のほうでアンケート等をとって調べていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（宮下光晴君） 高野議員。

2番（高野長男君） 終わります。

議長（宮下光晴君） 2番、高野長男議員の一般質問が終了しました。

ここで一般質問が午前の部一旦終了し、休憩といたします。再開は午後1時から行います。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

議長（宮下光晴君） それでは一般質問を再開いたします。

宮 下 聡 君

議長（宮下光晴君） 6番、宮下 聡議員の一般質問を許可します。

6番、宮下議員。

〔6番 宮下 聡君 登壇〕

6番（宮下 聡君） 6番、宮下 聡。

さきに通告した事項について質問します。

質問事項として、1番、麻績村の地域農業の振興施策について。2番、若者の定住対策について。3番、村長の高齢者医療に対する政治姿勢について。以上、3点です。

まず最初に、麻績村の地域農業の振興施策として、1番、高齢化に伴う地域農業に対する高齢者の現状と麻績村営農支援センターの事業活動について伺います。

平成18年度8月、麻績村の営農支援センターだよりによりますと、麻績村の農地の遊休荒廃地統計を見ますと、水田で約17ヘクタール、全体の約9%、畑が約45ヘクタール、全体の約24%、果樹で3.6ヘクタール、全体の2%、特に畑においては遊休荒廃地が増加をしております。この全体のパーセントは平成17年の統計で麻績村の経営耕地面積185ヘクタールよりの算出であります。新しい統計が出ていればお聞きをしたいと思います。

農業後継者の状況につきましては、営農支援センターだより1号でのアンケート結果から

しても575人の回答があり、後継者がいるという回答が110人、本人次第が193人、この半分を見ても90人、合計約200人です。35%から後継者がいると回答があったわけです。その後3年間経過の中で、後継者問題は大変厳しい状況にあると考えます。今後、地域振興を守るために農業後継者をどうふやしていくのか。先ほども高野議員に対する答弁もありましたけれども、麻績村営農支援センターの平成20年、21年度の事業活動についてもあわせてお聞きをします。

次に、2番目として、農業の担い手育成として、村内外からの就農者育成事業（仮称）の創設を、特に稲作や果樹、リンゴ栽培などです。

先ほどの農業の後継者不足の状況の中、農業の活性化対策として、また地域農業を守る施策として、村内外からの新規就農者を募集し、それにより選定をします。後継者になる農家と話し合い、生活の一部を村が負担し、3年間習得する期間を設定いたしまして育成し、4年目には自立するという就農者育成事業を提案をしたいと思います。都市部に住む若者を中心に、イベント等を通じ交流し、麻績村の自然豊かな農村を知ってもらい、そういう施策により就農していただけるような体制づくりを行い、農業の担い手育成をしないと、この中山間地域の農業はますます衰退してしまいます。

村長の公約の農業振興策の大きなテーマでもあります麻績村の農業、特に稲作、リンゴ栽培の後継者育成のために、就農者育成事業の創設について村長はどう考えているか、答弁を求めます。

次に、その3として、麻績村の農業と特産品開発等の指導の専門職員の配置について。

平成18年から20年にかけて、県からの研修職員として派遣された農業指導員が在駐しておりました。農業を維持、発展していくには専門職員の配置がなくてはならない存在だと思います。農業技術者がいてこそ麻績村の農業の発展と特産品開発やまた観光農園構想にも専門指導者が必要だと思います。麻績村の特産品であったカリン栽培、またその加工も失敗に終わっております。新たな事業も現在模索中の現状の中、村長の公約で農業の振興策として都市との直結農業を示しておりますが、魅力ある麻績村の農業を確立しないと若者は来ません。村長の具体的な構想と専門職員の配置をどう考えるのか、お聞きをいたします。

次に、若者の定住対策について。

若者向けの賃貸住宅の建設について申し上げます。

麻績村の人口は平成12年4月3,510人、平成17年4月3,354人、この間156人減少しております。平成22年1月現在で3,119人、これまで5年間で235人減少しております。年代別の

減少比率がわかれば教えていただきたいと思います。

いずれにせよ、人口減少は対策をとらないと減っていくばかりです。何としても若い人の麻績村への定住をふやすためには、子育て支援対策の充実であると考えます。中学生までの医療費の無料化は先送りになりましたが、子育てするには麻績村だという誇れるような施策を講じないと、若者は来てくれません。

村長の大きな公約でもあり、また平成22年度の予算編成に当たっての基本方針でもあります。第1に、若者向け賃貸住宅を建設し、低家賃で利用してもらうことです。また、村長の公約にもあります空き家の調査とその提供も大きなテーマです。

第五次振興計画の人口の将来予測、平成17年以降では平成22年度は3,050人、その後次第に3,000人弱とまで減少するとしております。今後は若者の定住、子育て支援等適切な措置を講ずることにより、平成24年には3,200人を目標に施策を推進していくとしております。目標は今後の実情に合わせ聖高原の別荘の永住対策も施策に加え、若者向け賃貸住宅の建設計画等の場所、規模と若者の定住人口目標を設定し、計画的に子育て支援対策をどう進めていくのか、以上提言し、村長の施策をお聞きします。

次に、村長の高齢者医療に対する政治姿勢、後期高齢者医療制度に対する見解。

後期高齢者医療制度については、村長もご存じとは思いますが、平成20年4月1日より75歳以上の高齢者全員を国保や組合健保などから強制的に脱退させ、後期高齢者だけを被保険者とした独立した医療保険制度です。保険料は強制的に年金から天引きさせられ、滞納すれば保険証を取り上げ、短期保険証かまた資格証明書を発行されます。この制度の運営は県の広域連合が行うので、地域住民の声が届きません。

この制度の問題点はたくさんあります。ここでは時間がないので言えませんが、その大きな問題は、保険料が2年ごとに改定され、医療費と75歳以上の人口増加に伴って際限なく上がる仕組みです。また、医療費がふえると、保険料にはね返って引き上げられます。

今年4月1日より県の広域連合でも75歳以上の高齢者の医療費の増加が見込まれるということから、保険料の値上げを決定しております。内容として、均等割、応益負担が3万5,787円から3万6,226円に438円増の約11%アップです。所得割、応益負担が6.53%から6.89%に約0.36ポイント増額されます。全国平均の増額は約14%です。低所得者の保険料の軽減は継続されますが、大変厳しい状況にあります。こうした年齢だけで高齢者の医療を差別する制度に対して、村長の見解をお聞きしたいと思います。

以上で、今後の質問については自席にて質問します。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 6番、宮下議員の質問に答えさせていただきます。

まず最初のご質問でございます、麻績村の地域農業の振興施策についてでございます。

農業を取り巻く状況は後継者不足、高齢化、遊休農地の拡大などに代表されますように、年々厳しくなっており、さまざまな問題、課題を抱えております。特に、後継者の確保、育成には決め手がないというのが実情でございます。そんな中、一部ではございますが、定年を契機に農業を始めたり、都会から移り住んだ方や別荘利用者が農地を借りて農業を始めております。このような新たな就業者も大切に育てていきたいと考えております。

先ほどのご質問でもお答えいたしました、担い手が確保、育成されて、実践活動が活発になりますよう営農支援センターの活動が進められていくように、努めてまいります。

また、村内外から就農者を育成する事業の創設をというご提案でございますが、これからは課題、このようなことに力を注がなければならない時代が来るのではないかと認識してございます。しかし、従前の農業形態だけでは、この地域の農業が成り立っていかない。生活が成り立っていかないという厳しい現実がございます。いかに収益を高めるか、作物の選定、生産から消費者へ直結する仕組みづくりや食品加工等にさらに都市人を誘致しての観光農園など、新たな事業を起こしたい方への支援も必要と考えております。稲作につきましては、はざかけ米を消費者に直結したり、果樹栽培については、リンゴの新矮化栽培を支援するなど、具体的な取り組みに着手をしたいと考えておるわけでございます。

また、先ほどご提案のございました新たな新規就農者のための生活補償等のことにつきましては、今後の課題であろうというふうに認識しておるわけでございます。

現在、村職員に農業の専門技師はおりません。以前は県から専門技師が派遣され、大きな効果がございました。県との職員の交流制度はまだ続いておるわけでございますので、今後このようなことができるよう今後も努力してまいりたいと考えております。またあわせて、農協の技術員さん等にもご指導いただくような体制をつくってまいりたいと考えておるわけでございます。あわせて、専門的事項につきましては、民間の力をかりることも考えていかなければならないというふうに思っております。

次に、2つ目のご質問でございます。若者定住対策についてでございますが、若者の定住に向けて、住宅の建設は必要でございます。こうした中、平成22年度には計画策定と用地の

確保、そして平成23年度に建設をしたいという予定で進めてまいります。特におっしゃられたように、できるだけ低家賃でということも考えておるわけですが、制度等を活用しますと、制度で家賃が縛られるという仕組みもございますので、この辺もあわせて検討したいと思っております。予算措置等につきましては、具体化が進んだ時点で、お願いする予定でございます。

3番目の、村長の高齢者医療に対する政治姿勢ということについてお答えをさせていただきます。

大変難しいご質問でございます。個人的にはいろいろな思いがございますが、麻績村の村長としては現行の制度を否定できない状況でございます。

以前は、老人保健制度、これは高齢者と現役若年層の負担割合があいまいで、高齢化の進行で現役若年層の負担率に歯どめがかからないおそれがある、このために後期高齢者医療制度は75歳以上の医療費を別枠として窓口負担を除き公費50%、現役の支援金40%、高齢者の保険料10%というルールで分担するということを明確にして、高齢者にも応分の負担をお願いすることになったものでございます。そして、財政責任は市町村単位から県ごとの広域連合が負うということになったわけであります。

このように、改正された後期高齢者医療制度について、先ほどおっしゃられたとおり、保険料の算定方法等について多くのご意見があるということは承知しております。しかし、麻績村では制度移行の結果として、以前の国保会計から老人保健拠出金はおおむね7,500万円でしたが、現在の後期高齢者支援金は3,500万円から4,000万円になっており、国保会計の運営は厳しさが軽減したということが申し上げますし、さらに高齢者医療の現場におきましても、以前の老人保健制度と比較して、大きな混乱は起きていないというのが実態でございます。

現在の後期高齢者医療制度は、平成25年4月には新たな制度が導入されるということになっておりますが、過日明らかになった新制度案では、75歳以上を独立させる方式を65歳以上に改めた上で、高齢者の保険料急増を避けるとして現行の費用負担ルールを公費32%、現役の支援金51%、高齢者の保険料17%というふうに変える見通しでございます。

消費税引き上げによる財源確保、このことが当面難しいということから、65歳から74歳の給付額は国保や健保、共済組合などで負担し合うということになっておるわけであります。このことにより、財政基盤が貧弱な国保会計に負担が転嫁されることは困るというふうに思っておるわけであります。新たな高齢者医療制度の制定に当たっては、財政基盤の弱い地方

へ財政負担を転嫁することのないよう配慮していただきたいものだというふうに考えておるわけでございます。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

振興課長（飯森 力君） 補足を申し上げます。

先ほど、遊休荒廃農地の面積等の数字の変化ということでございますが、その後の部分で先ほども若干答弁の中で申し上げたんですが、農振のところは外しておりますので、よろしくお願いたします。

水田については一応こちらで把握しております耕作放棄地の面積ということで届け出している部分でいきますと田が23ヘクタール、畑が75ヘクタール、それと果樹園地が14ヘクタールということで、計でいきますと112ヘクタールということでございます。農振等を外しておりますので、麻績村全体の数字ではないということをご理解をお願いしたいと思いますが、よろしくお願いたします。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） ちょっと順を追ってでは質問したいと思います。

まず最初の、高齢者に伴う地域農業に対する後継者、現状と麻績村営農支援センターの活動についてということで、高野議員との重複もありますけれども、まず、行政として農業後継者の実態をつかまなければならないというようなことの中で、今村内の中堅の稲作農家やまたリンゴ農家等を回って直接農家から後継者について話し合うということで、各農家の実態の正確な把握ができると思うんです。そうして後継者の現状分析ができるわけですが、その農業後継者の実態をいかに正確につかむかということが大きな課題だと思いますが、その辺の後継者の実態調査はこれから正確なものをつかむためにどういう形で進めるのか、お聞きしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） ご答弁申し上げますが、その件につきましては、一応今後の22年度以降の営農支援センターの活用をしっかりと図る中で、そういう数字もつかんで、今後どのようにしていくかということ、営農支援センターの活用を通じて行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） 営農支援センターは今後の農業振興、また特に後継者対策については

大きな役割を果たしております。行政とこの営農支援センターが中心になって、観光と農業を連携した麻績村の観光農業振興計画という、こういった計画を策定することが必要かと思えます。この提案をしたいと思えますが、この観光農業振興計画という策定について、村長のお考えを聞きしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 先ほど、高野議員さんのご質問にもございました麻績村営農支援センターの件でございますが、ご承知のとおり、現在は活動が多少消極的になっておられる部分があるということでございます。あわせて、この営農支援センターにつきましては、長が農業委員長さんが務められておるといふことと、それから各種団体の長で構成されておるといふことから、いわゆる実践部隊としての活動ということが果たして今の姿でできるかどうか、やりやすいかどうかといふことは言えるわけでございます。

あわせて、今後についてはこの営農支援センターにつきましては、いわゆる実践活動をどうしていくかということについて、中身をみんなお互いに見直していかなければならない。これからの後継者問題等につきましては、ある程度その実践活動をどうしていくかということも、検討していかなければならない部分だといふふうには認識しておるわけでありませう。

そしてまた、ただいまのご質問にありますように、こういったところを活用しながら、将来に向けての観光農業のあり方等についての計画づくりはというご提案でございますが、将来に向けてのいわゆる観光農業というものにつきましては、いわゆる都市と農村を結びつけるという観点から申し上げて、当然、この営農支援センターのお力をかりるといふことも当然必要でございませうし、さらにいわゆる観光サイドからそういったことを検討しなければならぬでしょうし、それからさらに現在は、都市との交流事業を始めている組織等もございませう。こういったところと総合的にこれからの観光農業はどうあるべきかということも考えなければならぬ、それからさらに実践的なこともやっていかなければならぬといふふうにお考えしております。

具体的に、どのような計画になるかということについては現在申し上げられませんが、将来に向けては具体的に進める方策を何らかの組織、あるいは組織が一体となってその方向を探っていかなければならぬといふことは事実でございます。現段階ではどこの組織が中心となつてといふことは言えませんが、いずれにいたしましても、多くの皆さんのお力をかりながら、将来に向けた計画をつくっていききたいといふふうにお考えしておるわけでございませう。

以上です。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） ぜひ麻績村の第五次振興計画というものもありますけれども、観光と農業という両方を結びつけた村長の公約にもありますよね。だからこれに沿った、私が言うのは観光農業振興計画というものを別につくってそれで計画的な振興を図っていくということがよいのではないかと。それで提案するわけですが、麻績の農業振興のために、このままでいくと衰退をしていくのはもう目に見えているんです。だから何か手を打たないと、やはり麻績村の農業はますます衰退し、もちろん観光もそうだと思います。そういったことで観光と特に連携をとりながら進めていっていただきたいという要望をするわけであります。

その次の、農業の担い手というこのテーマに私の質問事項にも全部連携をするわけですが、2番目の農業の担い手育成というようなことは、今後ぜひ考えていっていただきたいと、それには担い手をどう育てていくか。担い手をどうつくっていくかということが、衰退していく麻績村の農業について大きなテーマだと思います。

それと同時に、現在の麻績村農業支援センターの取り組みというのを私なりに振り返ってみますと、平成17年11月1日より発足いたしましたこのセンターが、ここ20年度、21年度からはやはり余り活動がない、停滞している、こういうふうに見えるわけです。以前は、やはり先ほども言いました専門職員がいて引っ張ってきた、それである程度きちんとした規約に基づいて進めてきたというようなことの中で、今後はこの支援センター規約の中に事業が含まれているわけですが、非常に7項目あるこれはもう基本的な考えで、今後今年からどういった形で営農支援センターをきちんとしたものにしていくか。それともう一つは、先ほども提案した観光と農業、これに対する連携をどう図っていくかということをお聞きしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） 私のほうから、補足答弁ということをお願いしたいと思いますが、先ほどの2番、高野議員さんのときにもご答弁申し上げましたが、一応営農支援センターにつきましては、おっしゃられるとおり、事業の中で7項目ございます。全部その他も含めると8項目なわけですが、それをやっていくために、個々の部分でしっかりした協議ができるような体制づくりをしてやっていきたいというふうに考えております。

また、先ほど村長の答弁の中にもございましたが、会長は農業委員長ということでやっておるわけですが、そのほかに議員の皆さんからも総務経済委員会の皆様、それと農業委員会の皆様、それと認定農業者、また栽培組合、直接支払いの協定の代表と各団体の方々が

ます。そんな中で、ご意見をいただく中で、直接今度支援のできるような体制づくりにどう
いうふうに持っていくかということをしっかり協議する中で、個々に対応を進めていきたい
というふうに考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） とにかく、この営農支援センターについては停滞することなく、きち
んと今年から取り組んでほしいというようなことを切にお願いをしたいというわけです。

それとただいま言いました、これは仮称ですが、就農者育成事業、私が何でこれを取り上
げたかという、前年度の10月2日に生坂村において東筑の議員研修会があったわけです。
そのときに、生坂村で現在行っている、村が農業公社を立ち上げて、農業公社が中心に都会
から若い人たちのやる気ある人たちを募集し、農業後継者として3年間村が生活を支援しな
がら研修させて、それで4年目にはきちんと独立できるようなそういった農業者育成事業を
行っているわけです。私はこれを見学したとき非常に感銘をいたしました。ぜひ麻績村にも
こういった特にリンゴ経営の中で一番主体となっている人が亡くなった場合、もうぱっさり
その年に切ってしまうというようなことが数件起きております。リンゴは特にそうですが、
長年本当に手をかけ育ててきたこういった木をなくすということは目に見えて麻績村の農業
が衰退していく、この実態がもう現に起きているわけです。こういった農業経営というかリ
ンゴ経営に対するこういった新規就農者を募集し生活補償までしている、この生坂村の事例
を見て、麻績村にどうかということをご提案したいわけですが、そういった考えはありますか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 生坂村さんの先進例は私も大したものだと思っております。現在は巨
峰の一大産地、有名な産地となった、これも当初は造成からそしてまた技術支援から、そし
て最初の投資から、そしてさらに居住地まで、そしてまた生活支援まで、そして独立させて
いったということをございまして、現在はそういった中で残った方、残られた方が成功され
ておるといふ事例があるわけでありまして、非常に長い年月をかけ、そして巨額の費用を投
資して、そして当時はそれぞれ国の制度等もございまして、そういった制度を十分活用され
てやってこられたという、素晴らしい事例であるということは認識しております。

さて、これを麻績村に持ってきてこれからどうかということにつきましては、非常にこれ
から長い目で見なければならぬ問題でありますし、それと費用もかかる問題であるという
ふうに思っております。それで、こうした中で手早く何かできないかということでご考えたの
が、リンゴの新わい化というものの普及を早急にしていきたいというものであるわけであり

ます。これにつきましては、高齢化が進んでおる中で80歳からでもリンゴ栽培ができるという、リンゴ管理ができるという仕組みなんです。ですから、高齢者になってもリンゴ栽培ができるというようなものをまず普及させたい。そしてそういうところから新規就業者を少しずつふやしていきたいという考え方でございます。

議員さんおっしゃられるとおり、最初からどんと構えてやるということも成果があるかと思いますが、費用等の問題を考えますとまず当面できることからやりたい。そしてあわせて、リンゴ農家等につきましては、このままほうっておきますとこの数年でさらに耕作者が減ってしまうであろうということで、麻績村の名産であるリンゴを何とか残したい。早急に残したいということから農協とも話し合っ、松本ハイランドの中でも助成をしていくということでございますが、さらに村ではその上に手厚くして、この地のリンゴ栽培を盛んなものにしていきたいという考え方であるわけでございます。

そういったことで、今、議員おっしゃられたとおり、生坂村のあのよう形でのことについての新規就農者をつくっていくということについては、今現在では難しいというふうにご考えておるわけでありませう。

以上です。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） ぜひ、もう私もやり切れないほどの気持なんです。長年、リンゴなんていうのは本当に毎年毎年手を抜くと品質が落ちてしまうというようなことの中で、本当にリンゴ農家は一年中苦労してやっているというこの実態をつぶさに見ているわけだ。どうかこれを行政として放っておかず、前向きな姿勢で取り組んでほしいという要望をいたします。

それと、これに伴う、先ほども言いました麻績村の特産物、リンゴとかいろいろのこれから特産品開発、これも村長の大きな公約の中に入っております。そういった専門職員、これがということではないけれども、これの専門職員の配置が非常に私は重要だと思ふんです。どうかやはり支援センターもそうですが、麻績村の農業振興のために専門の職員の配置をぜひ前向きに検討していただきたいと思いますと思ふんですが、すぐではなくてもいいですから、そういう表明をしていただければいいと思ふんですが。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 現在、今日どこでもそうだと思ふんですけれども、行政には非常に多くのものが求められておるわけでありませう。そういった中で、専門職の配置というのは非常

に望まれる部分がございます。そういった中で、具体的に申し上げますと、保健師でありますとか、あるいは土木技師でありますとか、農業技師でありますとか、いわゆるこういった部分につきましては、専門スタッフをという要望があるわけがございます。しかし、村独自でこれらの職員をすべてそろえていくということは非常に難しい部分がございます。こういった中で、できるだけ求められている専門職員について、村職員として置くことができるのか、あるいはある一定期間外部から入れていくのか、いろいろ含めまして必要な箇所については考えていきたいと思っておりますが、村独自でその職員を採用していくということについては、今のところ保健事業以外では少し難しい点があるのかなというふうには考えております。

ただ、外部の人間等を使って必要な時期には置いていきたいという考え方はございます。

以上であります。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） そういう答弁でありますけれども、先ほどの支援センターの充実、そしてまた麻績の農業を守っていくために、そしてさらに特産品開発、この大きなテーマをどうやってこなしていくか、職員が中心になった大きな施策を実際に計画的にどう進めていくか非常に私は不安です。この営農支援センターも20年、21年の停滞しているというのは、やはり専門職員がいたからこれだけのものができた、振興してきたと、そういうふうに感ずるわけです。やはりこれはもっと人件費もそれはかかります、かかりますけれども、麻績村の将来の農業を考えると、人件費という大きな財源的なものはありますけれども、どうかこの農業振興のためにぜひそういう方向で検討してほしいということを切にお願いをしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） ただいま要望ということでございますが、お答えを加えさせていただきたいと思いますが、私の申し上げましたのは、担当職員を置く置かないということではなくて、農業技術を持った専門の職員ということで答えさせていただいたわけでございます。そういったことから、農業に関する専門知識、専門技術を持った職員を村独自で抱えるということについては難しい面もございますが、一時的にということを上申しましたのは、そういった専門的な技能を持つ方を例えば嘱託で置くとか、あるいは定年後の方を臨時にお願いするとかという、外部から一時的に置いて指導を仰ぐというようなことは、今後考えなければいけないということを上申しましたわけでございますので、お願いしたいと思います。

以上であります。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） わかりました。ではそういう方向で前向きに進めていただきたいと思います。

次に、若者向け賃貸住宅の建設計画という中で、先ほど村長のほうからそういう計画がありました。平成22年度には用地の確保とか、そして23年には建設の方向でというようなことが打ち出されましたが、ぜひ私はこの方向で、やはり子育て支援の充実という中で、こうした若者向けの住宅が非常に必要ではないかと。麻績村の人口を確保していくため、また若い人たちが麻績村に住んでいただくためにも、ぜひこの政策を積極的に進めていただきたいと思います。

その次に後期高齢者制度については、先ほども言われましたけれども、私の言っているのは、この制度は非常に低所得者に対して軽減措置は現在とっておりますけれども、さらにこうした人たちの中に大きなしわ寄せがあるわけです。生活もかかっている中で、住民の意見も通らない、こういった75歳以上を別枠に入れて運営している、こういった制度自体が非常にだめだというようなことの中で、一旦老人保健制度に戻してそれで新たな制度に移っていくということをしないと、低所得者に対しても生活も非常に圧迫されているというようなことの中で、この制度自身は私としては現在のまま民主党政権は新しい制度を取り入れるとっておりますけれども、現時点ではこの制度を廃止していただくと。

先ほども言いました、村の保健制度について、当初は約7,500万円、現在では支援金については現在3,500万円ぐらいというようなことで、非常にこの辺も改善されてはいるけれども、村の行政としてはいいけれども、個人の低所得者に対しては非常に大変な負担になっているということです。

先ほどの村長の答弁の中に、個人的にはいろいろと考えもある、でも行政としては、こういったメリットというか、国保運営をしていく中で、現在のほうがよいというようなお話だったんですが、世間一般では非常にこの制度に対する世論調査もあります。

例えば、高齢者医療制度についてアンケートがあったんですが、保険料が高くなったということは半数52%、3%近い人たちがそういう高くなったということをもう新聞紙上で示されております。それと一番は、住民の声が通らないと。長野県広域連合が運営しているおかげで高いと言っても自分の声が届かない。以前の国保の場合は村で運営しているのだから、非常に住民の声が通ったというようなことの中で、そういった大きな広域連合という組織の

中で行っているのですから、住民の声が通らないと、そういうことでこの制度は非常に不合理だというような、世間一般ではそういうアンケート結果も出ております。そういったことを認識しながら、これから行政も国民の声をどう聞いていくか、国民の声が現在こうだと、こういう状況になっているということを引きちんとわきまえながら進んでほしいという思いです。

ぜひ、これから高齢化社会を迎えるに当たって、こういった医療問題が非常に大きな課題として残っております。現在高齢者が、75歳以上の人が入院した場合は、検査とか、画像診断とかいろいろの処置、月に1回くらい6,000円くらいと言っておりますが、定額制というものがあって、丁寧な検査や診断をすればするほど医療機関は赤字になると。それから診療報酬の改定もありましたけれども、さらに医療機関では高齢者を診ていると非常に負担が多くなるというようなことの中で、現在3週間くらいでもう退院させられる事態が方々で起きているわけです。こういったことが現在、この保険制度によって特に低所得者にしわ寄せが来ているわけです。

どうか、こういった実態をつかみながら、これから行政としてやっていただきたいというようなことを切にお願いします、その辺どうですか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 実は、私も年寄り2人を抱えておるわけでございまして、皆さんのおっしゃることも非常にわかるわけでございます。気持ち的にはいろいろな思いがあるわけがあります。特に、後期高齢者医療に変わってからの村の健診の体制のことでありますとか、人間ドックのこととかいろいろなことに気づくわけがあります。

それから、保険料については、上がった人、下がった人、いろいろあるわけでございますが、そんなような課題は課題として、やはり国の政策でございまして、現時点ではこの方針に沿って努力していかねばならないという立場でございまして、ご理解をいただきたいわけでございます。

その中で、これからは、病気にならない、未病のためにいつまでも健康でいられるということのために、保健事業の充実をしていきたいと思っておりますし、それからさらに、後期高齢者を対象にしての人間ドックの幅もことし新規に導入させていただくということもそんな思いがございましてやっているわけでございまして、そんなこともご理解をいただきたいと思うわけでございます。

以上であります。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） みんなこれは住民のためなんです。住民のためにぜひこの保健制度がきちんと改革されるよう、行政としても最大の努力をお願いしたいということを切望するわけでありませう。

以上、私の質問を終わります。

議長（宮下光晴君） 6番、宮下 聡議員の一般質問が終了しました。

小 山 福 績 君

議長（宮下光晴君） 続いて、5番、小山福績議員の一般質問を許可します。

5番、小山議員。

〔5番 小山福績君 登壇〕

5番（小山福績君） 5番、小山福績です。

それでは、事前に通告いたしました件につきまして、ご質問させていただきます。

結婚問題について村としての対応をお聞きしたいと思います。

個人の問題とせず、積極的にサポートしていく体制づくりが必要であり、少子化対策の一つの重要な課題であると考えます。

ここで、3月7日の新聞の記事をちょっと引用したいと思います。「県は、2010年度から5年間、総合的に少子化対策を進める長野子ども・子育て応援計画を決めた。みんなで支える子育て安心県を基本目標に据え、結婚、出産、子育てといった段階別に支援策を設定、若者が結婚や家庭に希望を持ち、子育てしやすい職場、地域づくりを進めることに重点を置いている。10年度から段階別に若者支援策として、次世代育成支援対策推進法に基づく県の後期行動計画としての位置づけ、2005年国勢調査では、県内の男性の未婚率が30代前半で46%、女性が20代後半で56%と、ともに30年間で30ポイント余り上昇、県内でも未婚化、晩婚化が進んでいる。2006年度の県政世論調査では、未婚者の8割以上が結婚を希望していることから、応援計画では、県も市町村や経済団体などと連携し、結婚希望者の出会いの場づくりを進めることを盛り込んだ。10年度からは、全県的な結婚情報システムも稼働させる予定である。」このように、県でも計画が進んでいます。

2月26日に、住民課長に口頭で調査をお願いしました2点について、1点は以前麻績村に

も相談窓口があったと聞いていますが、いつごろまであったのか。また機能したのか。もう1点、これはプライバシーの問題もありますので、何歳から何歳の方がというような表現でなくて結構ですが、適齢期の未婚者の人数等を把握できているかお聞きしたい。

村長の言われる子育ては麻績村で、この前段階として、村でも早急に結婚するための活動応援プロジェクト等をつくるお考えがあるか、お聞きしたい。

以上、村長の答弁をお願いします。

あとは自席にて質問します。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 5番、小山議員のご質問にお答えさせていただきます。

結婚問題についてということについてでございますが、結婚相談につきましては、以前は自治体で行う例もあちこちでございましたが、現在は減少しております。

かつて、麻績村では筑北農協さんを中心に、結婚相談業務のために結婚相談員を配置しておりましたが、平成12年9月1日に松本ハイランド農協との合併によりまして、この制度もなくなったということを聞いております。その間、平成6年から9年にかけて、松本地域でも結婚相談業務をネットワーク化しようということで、松本地域結婚相談ネットワークづくり検討会、このようなものが検討されたわけでございますが、これも徐々に立ち消えになったということを聞いておるわけでございます。やはり、登録者数が非常に少ないということが課題であったということも聞いておるわけであります。

反面、現在は、民間の結婚相談は非常にふえております。民間は結婚を希望する登録者会員が多いこと、それからお見合いパーティーなどの出会いの機会が多いこと、それからデータマッチングによる照会人数が多いこと、これらが成果を生み出す強い点だと言われておるわけであります。

村独自で結婚相談所を開設するというにつきましては、登録者数を想定しても非常に難しいというふうに考えておるわけであります。また、個人情報の取り扱いという観点からも難しい点がございます。そういった中で、先ほどございました全県的な計画が進むということになりますれば、そのような全県的な計画であれば、麻績村としても参画をしても効果が出るのではないかと考えておりますが、まだその具体的なものはこちらには見えておりませんので、その時点で検討させていただきたいと思うわけでございます。

今後は、広域的な事業や都市との交流事業、これらを幅広く実施したいと考えておりますが、できればそんな機会が出会いのチャンスになればというふうを考えておるわけでございます。若者がふえるためにはカップルが誕生することが必要であります。地域の若者たちが新たな出会いができるよう、できる限りの努力をしていきたいというふうには考えておるわけでございます。また、これには、民間のお力も必要でございますので、民間のお力をかりながら、そんな機会をつくることにも努めてまいりたいと思っておるわけでございます。

適齢期の人員等につきましては、担当課長のほうから答弁をさせます。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 柳原住民課長。

住民課長（柳原俊文君） それでは、最初の関係につきましてでございます。

まず1点目でございますが、以前の実績等でございますけれども、松本ハイランド農協に結婚相談員が在籍したころの実績ということでいろいろ確認をとりましたところ、年間に多いところで五、六組、それからこれは昭和年代だそうです。平成に入りまして、平成5年、6年までに2組のカップル誕生という実績でございました。その後についてはカップルの誕生は残念ながらなかったというふうに聞いております。

それから、現在、麻績村の独身とおぼしきといえますか、こちらのほうでは細かい点についてプライバシーの関係等もございまして、詳しいことはちょっと調べられなかったんですけども、一応、二十歳からちょっと幅を広げまして50歳代までの独身男性ということで、ざっと拾い上げさせていただいたところ、約250名ほどというような概数が出ております。これは、20から50代の全体数からいうところの59.96%、したがって、約60%が1人であるというような統計的な概数でございます。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 小山議員。

5番（小山福績君） ありがとうございます。

村長の言われる都市との交流事業の一環として婚活も組み込み、シェーンガルテンを利用して、年2回ぐらい出会いの場づくりをできないか、1点質問したいと思います。

また、筑北村では平成18年に結婚推進員という部署を設置してあるということですが、これらの設置に対する麻績村の姿勢等も同じくお伺いしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 特に、独身でおられる方というのは、農業後継者の中にあるというよ

うなことも、この地域の農業の存続ということについても非常に大きな課題であるというふうに認識しておるわけです。そういった中で、今提案のございましたシェーンガルテン等のイベントの中での交流、婚活活動はということでございますが、当然そのようなことも必要であろうかというふうにも考えておりますが、あわせて、これからは農業体験というようなことも、観光資源の大きなものになっていくであろうというふうに考えておるわけです。

そういった中で、現在も実績が、これは個人的な形で実績になっておるかと思うんですが、いわゆる農業体験に来られた方が、その農家のところで一緒に農業体験に来られた方がカップルになっていったというような例もございます。やはりこういった自然の中でカップルができていくということが望ましいのではないかなというふうに考えておるわけでございまして、できるだけそういうような中でそういった出会いのできるようなチャンスもつくってきたいし、それからシェーンガルテン等では今後いろいろなイベントも考えておるわけでございますが、そういったイベントの中でも、そういった若い皆さんが交流できるようなイベント等も考えていく必要があるのではないかなというふうに考えているわけです。

そしてまたもう1点、結婚相談員の配置というようなことでございますが、今までの経過を見ますと、結婚相談員さんということを配置して成果のあった時代もございました。時代もありましたが、現在は果たしてそういった形で成果が出てくるかどうかということ是非常に疑問がある部分がございます。そういった点で、先ほど申し上げましたようなほうに力を入れるということ、まずやっていきたいというふうに考えておるわけでありまして、

以上であります。

議長（宮下光晴君） 小山議員。

5番（小山福績君） あと1点、観光事業の一つとして、最近アジアの方々にも日本は観光としても非常に大勢の方が見えられているというような状況の中で、外国の方を観光事業の一環としてお招きして、婚活パーティーのようなイベントを組んでいただくようなことはできないか、村長さんにお聞きしたいんですが。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 具体的に申し上げますと、中国の方のことかと思いますが、現在、県下でも中国からお嫁さんを迎えようということで、そういうようなことを行政が絡んでやっているところはございます。ただ、麻績村独自でそれをやって効果があるかどうかと、非常に費用もかかることでございます。

そういったことで、現在はいわゆる民間が絡んでやっておるところがございます。できれ

ば、やはり民間のほうがそのノウハウはご存じでございますし、それから国際結婚となりますと、その後の手続とかその辺が非常に専門的な知識が要るわけでございます。そういったことから、できればそういった形にしていく方向をできれば支援するといえますか、村での直営ではなしに、そういった国際結婚というようなことも支援する形も将来は考えなければならぬかなというふうには考えておるわけです。

それとあわせて、先ほど申し上げましたが、民間の結婚相談というのが非常に今主流になっておりまして、会員数につきましても、県内にある大手3社等については、会員数が何万人というような単位で会員登録がされておるわけでありまして、ただ、費用面では数十万円以上というようなことで非常にかかるわけでございまして、それぞれの内容によってメニューによって料金も違うようでございます。そういったところに、行政としてお手伝いをしているということも聞いておるわけでございますが、今後は幅広く考えなければいけないとは思っておりますが、現実問題として、該当される皆さんが本当に結婚を希望しているかどうかという、その部分がはっきりつかめない部分がございます。

行政として無責任ということではございませんが、そういった皆さんとの集いということも始めながら、そういった真の考えも聞いていかなければならないというふうに思っております。

小山議員さんのご質問の趣旨は十分理解できますので、これから若い皆さんが、できる限りいいチャンスにめぐり会えるような努力を惜しまないつもりでございますので、よろしくお願ひしたいと思うわけでございます。

議長（宮下光晴君） 小山議員。

5番（小山福績君） それでは最後に一つだけ、先ほど住民課長の説明にあった年齢層、私なりに考えましても、かなり上のほうで世帯を持っておられない方が多い、こんなふうに私も捉えております。しかし、この現状を10年、20年後を見据えた村づくりということで、村長さんが言われているわけですが、この現状を30年、40年引っ張った場合には、何代も続いた歴史あるそれぞれの家、それさえもなくなってしまうのではないかと思います。ですから、何か一つきっかけづくりのようなことをできることを考えて立ち上げていただきたいと、これを切にお願いします。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 実は先ほどの独身男性がどのぐらいかということでございますが、これも係のほうから正式な数字がつかめないということではございましたが、35歳以上50歳ま

での間ということになりますと、約100名いらっしゃるということであるわけなんです、やはりおっしゃられたとおりでございます、それぞれの家の存続イコール農村の存続ということにもなっております。できる限り農村にお嫁さんが来ていただけるような環境を整備していかなければならないということでございますし、それは個人の問題とあわせて、麻績村を魅力ある村にしていかなければいけないという点もございます。そして、麻績村に來れば、子育ても安心してできるというような体制をつくっていくことも必要かと思ひます。トータル的に考えていかなければならない問題であるというふうに認識をして、これから努力をしていきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひわけでございます。

議長（宮下光晴君） 小山議員。

5番（小山福績君） 村長さんの説明もいただきましたし、すぐどうこうできるという問題でないことは私も十分承知しておりますので、質問は以上とします。

議長（宮下光晴君） 5番、小山福績議員の一般質問が終了しました。

ここで、15分間休憩をとります。再開は2時25分といたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時25分

議長（宮下光晴君） それでは一般質問を再開いたします。

若 林 今朝路 君

議長（宮下光晴君） 3番、若林今朝路議員の一般質問を許可します。

3番、若林議員。

〔3番 若林今朝路君 登壇〕

3番（若林今朝路君） 3番、若林でございます。

私のほうからは、光ファイバーについての1点、それぞれ質問させていただきたい、このように思っております。

21年度事業で、それぞれ地域交流センター事業と、地域情報通信基盤整備事業の2つの大

型事業が相次ぎ実施がされております。村ではそれぞれ村民、住民からのアンケート調査、地区懇談会を開催する中で議論を交わし、理解を求めるとともに既に地域交流センターは3月末に完成の運びとなっております。

さて、地域情報通信基盤整備事業につきましては、高野議員のほうから質問にございました点と若干重複する点があるかと思いますが、ご容赦いただきたいと、このように思います。

それぞれ12月の議会において一般会計補正予算として情報系、また映像系合わせて3億4,500万円が計上され承認がされております。この光ファイバーについて長い期間議論を重ねてまいったわけでございます。その結果、12月の議会において議決され、それが3カ月もたたないうちに今事業の目玉である地上デジタルの光ファイバー、映像系が取りやめることになったということでございます。これらに至る経過と変更理由について村長さんのほうから詳細なご説明を求めます。

次に、映像系を取りやめることによる収支の状況、また取りやめることによる事業のメリット、デメリットについてどう試算しているのか、合わせてご説明をお願いするものであります。

次に、光ファイバーで一番課題でありました難視聴地域の対策、対応が大きな課題でありました。今、テレビは一般家庭において言うまでもなく、なくてはならないものであります。高齢化が進めば進むほどその必要性が高くなってまいっております。

今あるアナログ波は2011年、来年7月24日からすべてデジタル放送に切りかえがされるわけでありまして。

私も先ほどちょっと机で計算してみますと、来年の7月24日はまだ先のようなことで考えておったわけでありまして、既に500日を切ってしまったと、490幾日になります。そんな形で全面的に切りかえがされるわけでございますので、こうした中山間地域を抱えた電波の不都合地帯、また電波のいい地帯、はっきり色分けされるような地域においてのこれからの対応が非常に大事になってまいります。

こうした中、国でもブロードバンドゼロ運動の一環として、地域情報通信基盤整備事業が進められてきたというように理解をしております。こうした当村の難視聴地域の対策、対応について村長の課題解決に向けてのお考えをお聞かせいただきたい、このように思うわけでございます。

以上3点申し上げ、自席にて再質問させていただきます。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 3番、若林議員のご質問に答えさせていただきます。

光ファイバーにつきましてでございますが、ブロードバンドゼロに向けて、新たな地域情報化通信基盤整備事業につきましては、現在パソコンで行いますインターネット利用、このための情報系の光ファイバー敷設とあわせて、テレビの地上デジタル放送に対応する映像系の光ファイバー敷設と関連機器を整備するというところで進んでおったわけでございます。

計画当初におきましては、初期投資に村の一般財源がほとんどかからないということになっておりました。また、設置後の管理形態等についてはまだ定まっておらず、維持費などにつきましては、具体的数値を把握できない状況になっておったわけでございます。いよいよ、国の交付額の具体的な申請、具体的な計画になってきた段階、このようなことからこのようになってまいりまして、先進他村の維持費など調査させていただきました。また、それを含めて幅広く検討させていただいた結果、見直しをさせていただくということになったわけでございます。

まず、それらの理由について申し上げますが、映像系光ファイバー、これにつきましては、一番の主目的がテレビの地上デジタル放送対応ということでございますが、難視聴エリア、これは戸数でございますが、これが少なく、全村への敷設が非効率的であるということであるわけであります。当面、映像系光ファイバーをテレビの地デジ対応以外には投資効果に見合う利用目的がないということでございます。

当初は、将来に向けてはいろいろな活用がある、考えられるということでしたが、当面そのような利用目的は見当たらないということ。次に、映像系光ファイバーは開設後の維持管理が非常に大きいということでございます。

そういったことから、当初5年間は無料でいきたいという前村長のお気持ちもあるわけでございますが、しかし、その後の利用者数が少ない場合には、使用料を使用される皆さんに多くご負担をいただかなければならないということになっておるわけであります。その辺の具体的な数値が当初お示しできなかったということがあろうかと思えます。これらの理由から、映像系光ファイバーは取りやめさせていただいて、情報系の光ファイバーのみを実施させていただくということにしたわけであります。

そして、先ほど3億4,500万円という総事業費のお話があったわけでございますが、今回、

情報系のみにさせていただきますと、おおむね費用は約4分の1でおさまるといってございまして、今後の維持費等につきましても負担はそう大きくないといつてございまして、簡単に申し上げますと3億4,500万円、大体このうちの4分の1以外については映像系に近いものであるわけなんです、これらにつきましても、ほとんどが光ファイバーの配線そのもの以外の機械設備でございまして、それらの将来の更新等を考えますと、将来の負担が非常に多くなってくるということで、ご理解をいただきたいわけでございます。

そして、こういった中で、情報系の光ファイバー、これらにつきましても、これからの時代に必要でございますし、開設後の維持費が少ないということから実施をさせていただくというものでございまして。

これらについてのメリット、デメリットということでございますが、まずは今後健全財政を堅持していかなければならないという観点から、このような判断をさせていただいたというものでございまして。

そして、次のご質問でございますが、テレビの難視聴地域の皆様には幾度も方針の転換をしてお迷惑をおかけしましたことはおわびを申し上げるわけでございます。村といたしましては、地デジ対応、これにつきましても万全を期してまいりたいというふうにお考えしております。

このことにつきましても、既に区長会や難視聴地域の代表者の皆さんの会議を開催させていただきました。これらによって、今後万全を期していきたいと思っておりますし、それから先ほどのご質問にもございましたが、個別の難視聴者に対しましても対策を講じていきたいと考えておりますので、何とぞご理解をいただきたいと、そのように思っております。

なお、あわせて、情報系の光ファイバーにつきましても加入戸数が少ないということになりますと、村の負担も大きくなるわけでございますので、ぜひとも多くの方がこの光ファイバーをご利用いただいて、インターネット等をやっていただきたい、こんなようなことを希望するわけございまして、新年度におきましては、多くの村民がこれに親しむための講習会、講座等も開催したいというふうにお考えしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（宮下光晴君） 若林議員。

3番（若林今朝路君） それでは、順を追って再質問させていただきたいと、このように思ひます。

一応、経過説明の中でもいろいろ映像系を除くことによるメリット、デメリット、こういったような問題等々も今ご説明いただいたわけでありまして。この中で、ちょっと映像系を取りやめるということになりましたと、国の施策でいうブロードバンドゼロ運動、こういったものと逆行することではないだろうか、情報系だけでもいいよと、映像系は必要ないんだよと、2つ合わせて一緒のものなのか、いずれにしてもこの事業については重要変更、こういった形になろうかと思えます。

こうした中で、これから映像系を除いて、情報系だけの形の事業の方向性を持っていくわけではありますが、これらについても国の補助、これは交付金等々で来るかと思えますけれども、国なり県なり、また関係機関の受けとめ方、果たして片方なくても早く交付対象なり補助対象にさせていただける、こういった形のものは国なり県との調整がされているかどうか、これを1点お聞かせいただければと、このように思います。

それからもう1点、経過の中でご承知のとおり、筑北村では映像系と情報系がそれぞれ導入され、事業が開始されておるわけでありまして。村長さんのほうも公約の中で、当面自立路線で筑北村とは友好連携を保ちながら行くんだということですが、もし機が熟して合併ということになれば、将来を見据えた場合、当地域は情報系のみだと、向こうは映像系も含まれておる、こういった中で将来を見据えた場合、何か不都合が発生する大きなものが出てくるかどうか、ここらの心配も懸念する材料ではなからうかなとこのように思いますので、まず最初に経過報告の中での2点お尋ねしたいと、このように思います。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） ご質問は2つでございますが、最初のブロードバンドゼロ地域解消という観点からいかがかということでございますが、国のブロードバンドゼロ地域解消という考え方は、現在日本列島の中で新たな情報通信ができない地域がございます。そういった中で、現在はこの地域はADSLがほとんどの地域で使えるということになっておりますから、この地域はブロードバンドゼロ地域だということにはなっておらないわけでございますが、次世代の高速データ通信ということになってきますと光ファイバーがいいだろうということから、この地域は光ファイバーの敷設ということで検討を始めたということでございます。

当初、前飯森村長さんのときには、最初の光ファイバーの構想につきましては、情報系のみでスタートしてきたという経過の中で、途中から映像系も初期投資がほとんどかからない状態であるから一緒に含めてやろうではないかというふうになったということは聞いておるわけでございます。

ただその時点で、先ほど申し上げましたが、具体的にランニングコストがどうなるのか。あるいはそれぞれの加入者の負担がどうであるかというようなことは、まだその段階では積算ができていなかったということですが、やはり具体的にになってまいりますとそれぞれ積算ができるようになってまいりましたのと、それと具体的に映像系をどのような形で使っていくかということも出てくるわけですが、

そういった中で、先ほども申し上げましたが、映像系が地デジ放送対応が主だということになってまいりますと、これに料金を払って加入をしていただける皆さんがどれだけあるかということを想定した場合に、これに加入しなくてもテレビを受信できる皆さんについては、加入が非常に難しいではないかということを考えますと、加入者だけで年間相当かかる費用を負担していただくということがこれから可能かどうかということであるわけなんです。そういった観点から、映像系については非常に難しいという判断をさせていただいたと、このことをごさいます。

これにつきましては、先ほど総通だとか国だとか、その印象はどうかということですが、過日、そちらのほうに私も出向きました。そういった話の中では、当初の形もそうでしたねというようなことと、それとあわせて向こうでも難視聴エリアが少ないということはもう承知しておりました。そんなことから、変更といいますか、そのような形は認めていただけるということでありまして、さらにそのときに局長さんから言われたことは、地デジ放送が見れないということは困るので、共聴施設等についての整備については全力で取り組んでほしいということとあわせて、それらにつきましても補助金等も考えていきますと、それと既に麻績村の難視聴地域の数等も把握してございまして、それらについてのそちらでも予定をしておるというような話も聞いたわけでありまして、非常にありがたく思ってきたわけですが、

そんなことから、最初のご質問でございますが、国等の関係は特に気まずいことはないというふうに申し上げられようかと思えます。

それから2つ目でございますが、今後将来に向けて筑北村さんとはどうかということですが、それぞれ施行の方法が違います。麻績村の場合には、今回の情報系につきましても、光回線の所有は麻績村でございますが、NTTが借りて使うということになっておりますから、主要な部分、NTTの局からこの回線につながっていくところ等の一番の重要な部分は、NTTさんが責任を持って行っていただけるということであるわけでありまして、しかもNTTさんからは加入戸数に応じて、それなりのIRU料金というものが入ってくる

という仕組みになっておりますから、筑北村さんとは考え方が多少違います。

そういった中で、これからの情報系をどのように結びつけていくかということですが、行政サイドにおけるシステムの統合ということにつきましては、どのような形であっても新たな構築が必要であろうかと思えます。ただ、民間レベルにおきましては、光回線につきましては、通常の形で使っていただけるというふうに考えております。

それから将来についてどうかということですが、この種の技術というものはもう年々進化しております。そういったことから、筑北村さんは現在地域イントラネットという形でやっておりますが、これらにつきましては、今麻績村もその一部の機械をこの役場において接続しておる関係がございますから、将来に向けて接続が不可能であるということはないというふうに思っております。

ただ心配しておるのは、今のような筑北村さんとの形で今の形を存続していくということが経費的にどうか、いわゆる今利用されている形の中で、それだけの必要性があるかということは今後検討しなければならない問題であるというふうに思っております。

以上、筑北村さんとの関係についてはそのようなことで答えさせていただきます。

以上であります。

議長（宮下光晴君） 若林議員。

3番（若林今朝路君） 特に、今国との調整、この関係については何ら問題がないというような形で理解をしております。

特に筑北村との関係等々については、公設民営方式なり公設公営方式、こういったような方式の違いだろうとは思いますが、ここらのところ、ここ一、二年で云々ということではありませんが、そんなことでこの方式等々の関係等々については今後の課題になってようかと思えます。

次に、この事業のメリット、デメリットの関係についてちょっとお尋ねさせていただきますが、先ほど、村長のほうから映像系を除くことによって、ほぼ当初の事業量の4分の1くらいでできそうだというお話がございました。そこで、1月の臨時議会において、委託料として602万円計上承認されたわけではありますが、もしこの情報系のみにした場合の事業費、または交付税額、また独自の一般財源、こういったようなものがもしわかりましたらご説明をいただきたい。

それから、この情報系にした場合、内示が出るのは一体いつごろか。この工事着手、こういった形のものはいつごろから、それぞれ22年度行える見通しなのか。ここらのところもお

聞かせをいただければと、このように思います。

それからもう1点、これは説明がございませんでしたが、これは大きなメリットにつながるかと思います。私も電波については非常に勉強不足のものでありますけれども、難視聴地域、こういった地域については今携帯電話が急速な普及をしております。こうした携帯電話まで難視聴地域は通話が悪いわけであります。

そこで、この携帯電話等々についてのアンテナ設置、これは民間レベルでやられておるわけではありますが、なかなか人口、また利用者が少ない地域においては設置が遅れておるわけではありますが、たまたまこういった携帯電話も、私も家へ行けばそうでありますけれども、NTTから簡単なアンテナというんですか、あれをお借りしてきてちょうどバッテリーを充電するのと同じですが、あの線でやっておかないうちの中では通話できません。ですから、携帯電話はこういう電波の届くところへ来れば非常にいいなと思うんですが、家へ帰りますと、かえて普通の電話の子機を使ったほうが便利だと、こういうような形で、テレビの関係とイコールして携帯電話の難視聴の地域でもございます。

これもちょっと私専門でないのであれなんですが、たまたまお隣の坂井地区、これは映像系、情報系がそれぞれファイバーとして設置された。それと同時に民間レベルの携帯電話の会社がそれぞれアンテナを設置したということから、安坂の谷を見ても通話不能ということはほとんどなくなったということからありますので、やはり光ファイバーが来ることによって、携帯電話の民間レベルの会社も動くという大きなメリットが生まれてくるということを、初めて知ったわけであります。

ここらは行政の皆さん方は専門家がおいででございますので、そこらのところとの絡み、こういった中で果たして情報系だけのものでそのことが解決するのか、映像系も入っていないとそのことのメリットというものがないのか、そこらのところもお尋ねをさせていただきたい。

この3点、お願いしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 立花総務課長。

総務課長（立花幹司君） それでは具体的に事業費の部分についてでございますけれども、一応8,423万1,000円という事業費に積算ができました。これの3分の1ということで交付金が2,807万7,000円ほどということになります。公共投資臨時交付金を4,000万円を予定してございます。そういたしますと一般財源が1,615万4,000円ほどで済むかなと、このような数字で今のところ補正をかけていきたいかなという予定をしてみようと思っております。具体的に

は、この交付金の3分の1というのがまだ正式に文書では来ておりませんのではっきりわかりませんが、一応電話では3月4日付で国のほうでは交付決定を出すと、こういう内示が来ております。

具体的に文書で3月4日に交付金は幾らですよというのがまだ来ておりませんので、手がつけれませんが、準備はしていいですよと、こういうふうなことでございますので、次の工事関係でございますが、いつからということでございますが、実施設計をできれば3月中に発注できればと、こんなぐあいに期待しておりますけれども、まだその準備を進めている段階でございますので、はっきり3月中にできるかどうか、ちょっとまだ疑問なところがございます。それから、実施設計ができましたところで工事をする金額が決まりますので、そこで工事を行うほうの入札を、4月以降になろうかと思っておりますけれども、進めていきたいということでございます。

その工事、設計をそれぞれ行っていかなければならないわけでございますが、これをどのような形態で進めていくかということでございます。

この事業を行っている町村がそれぞれあるわけでございますけれども、大体、設計と本体のケーブルを引いていく工事を一体的に行う方法と、それから設計と工事を別々に行っていく方法、この2本が方式があるということのようございまして、どちらが具合がいいかというのがあるわけですが、別々に行いますと、それぞれ入札する期間が国の補助金を受けておりますので、金額が多くなりますので、15日ぐらいの見積もり期間をそれぞれとっていかねばならないということが出てきますと、着工自体が相当遅れていきますし、終了の時期も遅れていくということになるかと思っております。

それから、一体的に行う方法もあるということで、これも総通のほうへ確認しましたら、その方法でもいいですし別々でもいいですよと、あとはそれぞれの自治体の考え方でやっていただければいいということございまして、一体的に行いますと、設計、工事まで含めて1本の見積もりの期間でございますので、15日から短縮できるかなというところでございます。

村のほうでも、どういう方式で村で行っていくかというのはまだ結論は出ておりませんが、設計委託料は1月に変更させていただきまして、工事費から回した分をそのまま計上させていただくような形にしていきたいと思っております。どちらの方式になるかによって、工事請負だけで済むか、設計委託料と工事請負と両方使うかというのがこれから詰めていくところでございますので、まだ未定でございます。

いずれにいたしましても、一番長くかかるのがこれから進めていきましてお盆過ぎの9月いっぱいまで、一番両方別々発注の場合には9月いっぱいぐらい。それから、一体的だと8月中くらいと、1月ぐらいのずれということになるかと思いますが、この辺はまだこれからの発注の具合でございますが、極力早めていきたいなということは思っておるところでございます。

それから、携帯電話の難視聴のところの解消等との関係でございますけれども、これは運動はしておりませんので、別々でございますが、要は民間会社のほうへ総通のほうから多分指示があるかと思いますが、極力難視聴を解消しなさいと、使えないところがないようにしなさいという指示が、それぞれ電波の使用許可を出す場合に附帯についておろうかと思えます。このごろになりましたら、難視聴のところはどんどんと電話していただければ解消できるように、民間のほうでもやっているようでございますので、不便なところがありましたらご連絡いただければ、またそれぞれの会社のほうへつないでいきたいなと、こんな感じを持っております。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 若林議員。

3番（若林今朝路君） この内示関係等々についても、今具体的に3月4日ということでお示しがあつたわけでありまして。特に、前回の情報系、映像系のときもそうでありまして、なかなか交付税率、こういったものも国の事業仕分け、こんな形の中で混乱していたことは確かであります。

ですから、私ども議員の中でもこれは反省しなければいけない点かと思うんですが、特にこういう大型事業、こういったものを行う場合、内示が本来なら決定してからそれぞれ臨時議会で方向性を出していけばいいわけでありまして、もう既に3億4,500万円、これが12月の議会で決定をし、それがここへ来て大幅変更になる、こういったことが非常にまずいような形が出てくるだろうと、こういうふうに思いますので、これからそこのところを注意していきたいと、このように思っております。

それから、今の携帯電話との関係であります。別にブロードバンドゼロ運動との直接的なそういったものはないという答弁でありましたが、ここのところをもう少し各方面に当たっていただいて調査願えればと、このように思いますし、また携帯電話の難視聴地域もあるわけでありまして、ここのところを区長を通じて、また要請のあつた場合、今課長の答弁では一応民間のほうへつなげていくということでありまして、村長、そこのところを、

話は飛んで申しわけないですが、携帯電話との絡みがありますので、そこらのところの運動、こういったものの強化もひとつぜひお願いしたいと、このように思います。

それから、一番の難視聴地域の対策でございます。

私の住んでいるところも難視聴地域でございます。会議も2回ほどやっておりますけれども、戸数で約62戸、そのうち50戸が加入しておるということで80%の加入率であります。これは完全にデジタルになっても見えるという家が十四、五%、約20戸に近い方は何もなくても見られるわけであります。あと、二重、三重ぐらいに今までテレビが映ってしまう、こういったゴールド現象という、こういうことらしいですが、そういうのが約3分の1ぐらい、それから、ほとんどだめだという地域が3分の1あって、それぞれ共聴アンテナでやっているわけであります。

こうした中で、非常に見えるところ、見えないところ、これがはっきりいたしますので、一応そういう中で、特に共聴組合、こういったもののあり方も一たん解散をして新たに加入者を募っていかうではないかというようなことで、それぞれ今作業を進めております。ですから、こういう共聴アンテナの設置されている地域はそういう応用が出てくるわけでありませんが、私もああいう地帯で全体を網羅した場合、特に梶浦地域については共聴アンテナがあるわけでありましてけれども、本町、中町、上町は一部共聴アンテナがあるようです。西麻績もあるようですが、こういう地帯をざっと見てみて、特にこの出身の議員もいて大変恐縮でございますが、地形的に見て、ともすればちょっと山の陰なり、家の陰なり、こういった環境によって映りの悪いブロックノズルというんですか、そういった形で映らない地域が出てくることがあるだろうということで、共聴施設があればすぐ連動はできるかもしれませんが、集落がまたがってくる、このような形も想定されますので、特にここらのところを先ほどどなたか議員の質問の中では、これからアンケート調査をとってそれから対応していきたいという、こういうことございましたけれども、こんなことをしていて間に合うかやという考えもいたしております。

ですから、アンケート調査も必要でしょうけれども、既にもう地上デジタル波でテレビを見ている方も数多くあるでしょうし、また、まだ購入されていない方もあろうかと思えます。こういった非常に難視聴が一部出やすい、こういったような地域にはそれぞれ入り込んで、どうだねテレビの状況はというようなことで、どうも二重、三重になるわというようなお宅についてはある程度精密な検査をして、共聴が必要なら共聴施設をつくっていかなければいけない、こんなことも考えられますので、そこらの対応はぜひアンケート調査ではなくし

て、村でもそれぞれ電波の調査をした表があろうかと思しますので、どうも難しそうだという地域には入り込んで、1軒1軒つぶし込みをしていく必要があるだろうと、このように見ておりますので、ぜひその辺をお願いしたいということをお願いしておきたいと思ひます。

その辺ちょっと、アンケート調査と実態調査、これは期間がないわけではありますが、ここらの考え方をちょっとお聞かせいただければと、このように思ひます。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） 多分、難視聴地域に隣接するところ、あるいはそうではなくても見えなくなるというご家庭が多分出るということは想定しております。その家庭をそれぞれ1軒を特定していかなければならないわけでございますので、今のところその調査をしてございませんから、アンケートというか、今見ているか見ていないのか、それから調査したことがあるのかないのか、それを行ってそれぞれの家を特定して、特定できた場合に映らない家庭はどこの辺に行けば電波が通っているかというところまで、1軒ごとの調査は確かにおっしゃるとおりしなければならぬわけでございますので、その予備調査としてアンケートといひますが、実態調査をしていきたいと、こういうふうにしておるわけでございます。

それぞれのご家庭で予定するアンテナを立てる位置を決めていただければ、そこで電波の状況の調査をして、映るか映らないか、映らないとするならば、どこの辺のポイントへ持っていけば映るか、そういうふうに入っていかなければならないものですから、映る家庭のところまで行って一々調べている余裕はないものですから、そんな形のものをとらせていただきたいかなと、こんな感じに思ひておるわけでございます。

共聴の地区につきましては今月の半ばまでには一応見積もりを出していただいて、どのくらい程度かかるか、4月以降すぐ早速入っていく、あるいは共聴のところはもうなからオーケーになれば仕事を進めていただくような方向の話をしてございますので、4月に入りまして、映らない家庭がどのくらい、どことどこどの家がそうかというような特定をし、電波の調査をするにはまたお金がかかるわけでございますので、村のほうで行うか、デジタルサポートのほうへ頼んで行うか、その辺のところをこれから件数等もあろうかと思ひますので、調べて対応していきたいと思ひています。

いずれにいたしましても、それぞれの家庭のところでは何軒か映らないというところが固まってあれば、共調というような形のものをつくってもらったらどうでしょうかというふうなご説明をしていきたいと思ひますし、また、既にある隣接する共聴のところのそばでしたら、そちらのほうへのご加入も一緒に勧めていただければなということ、村のほうからでも推

進はしたいと思っておりますが、そういう声をかけさせていただいたり、あらゆる手を尽くしていきたいと思っております。

数が少ないと思いますので、年内には全部その手当てはできようかと思いますが、いずれにいたしましても、現在もう見ているか見ていないか、そういう設備をまだしていないというご家庭がどのくらいあるのか、そういうのが把握がまだ全然できておりませんので、そこから入っていききたいかなど、こんな感じに思っております。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 若林議員。

3番（若林今朝路君） ちょっと、時期的にはもう少しエンジンをふかしていただいて、早目をお願いしたいなど、このように思います。

次に、資金面でございますが、3億4,500万円、こういった形の中で、大幅な事業縮小、こういった形になるわけでありまして。承認されておるわけでありまして、こういったものをまだ国の交付金等々の調整はあろうかと思うんですが、この処理方法、こういったもので特に先般公共投資臨時交付金の基金造成というようなこともございました。しかし、私は、この情報系の関係についても一般財源、こういったものはどうしても必要になってきますし、難視聴地域、こういったものにかかわる経費も口頭では約3,000万円ぐらいというような概算を聞いております。

ですから、そういった面では、むしろ情報通信施設整備基金、こちらのほうへ仕向けてやっていくんだということで、特に使う用途も公共投資の関係等々については道へと、道路、こういうような形のことも聞いておりますが、ちょっと筋からいって、全く今度の光ファイバーで一般財源が必要ないということになれば別問題ですが、何千万円という金額もかかってくるわけでありまして、そういった配慮もぜひ必要ではないかと、このように考えますので、そのほか基金としての繰り入れ、今申し上げたとおり、また不用額としてやるのか、繰り上げでやるのか、そこらのところも若干お聞きしたいと、このように思います。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） 3月の補正で上げようと思っておりますけれども、今回の補正は上下水道の関係の繰り出しが毎年大きいわけでございますので、その財源をまず確保しなければならんかなということで、上下水道の基金へ積み立てるほうへ回したいかなど。その後、多分専決をやらせていただかなければならんかなと思うわけでございますが、特別交付税の確定が20日過ぎに毎年大体来ております。3月補正までに間に合いませんので、どうしても

概算で上げていくのもちょっと難しいというところでございますので、特別交付税が決まってきましたら、どのくらい余裕が持てるかというのがはっきり見えますので、その段階で財政調整基金なり減債基金なり、あるいは情報基盤の基金なり、そちらのそれぞれに振り向けて積んでおきまして、22年度で情報基盤は既に3,000万円ほど予算規模を見て積み立てるようにはしてございますので、そこへ積み増しをして22年の財源に充てていけるかなと、こんな見通しを見てございます。

額的にはまだはっきり申し上げられませんが、特別交付税も9,000万円近くは来るんではなかろうかなと見ておりますので、今のところ、当初の頭出しは2,000万円してございますから、残り7,000万円になるのか、6,000万円になるのか、8,000万円になるのか、この辺がまだ見通しが立たないものですから、推測で出さないで確定で出していこうと、こういうことにいたしましたので、専決でやらせていただく形になろうかと思いますが、基金積み立てをする財源は出てくるかなと、こんなくらいの財政計画の予定を見てございます。

22年度の上下水道の繰り出しというのがまた大きいわけでございますので、その取り崩しをしてしまいますと持ち分がまた少なくなる。23年以降も出てきますので、先にそちらのほうへ積ませていただくと、こんな予定でさせてもらっております。

以上でございますが。

議長（宮下光晴君） 若林議員。

3番（若林今朝路君） もう時間でありますので、私のほうは終わらせていただきますが、特に地区別の懇談会、どなたかの議員の中で実施をするということのご答弁がございました。特に、地域交流センターが完成いたしますし、光ファイバーも事業変更される中で動き始めておる。また教育関係での答申が出されておる、こういった形で村づくりのそれぞれ課の新設もされると。さらに3月議会で22年度予算、こういったものもまとまって来る、こんな時期でございますので、村長の公約等々の考え方等もございまして、どうか22年度の早い時期、本当に22年度前半、早い時期にひとつ懇談会等を持つ中で、それぞれ行っていただければと、このように思います。

それから、ちょっと話は脱線して申しわけございませんが、これは3月13日の市民タイムスの記事で、架空職員名義で残業代、所長が不正支給と、こういう形でマスコミの報道がなされております。特に、筑北村の温泉施設で起きた事件であります。麻績村にもこうした関連施設が多くあるわけでありまして。それぞれ各職員は問題はあってはならないわけでありまして、改めて管理者のほうからこうした指導、こういったものの徹底を喚起していただいて、

麻績村でこういうことが起きないようにひとつお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

何かありましたら、村長。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 最後に2つのお話がありました。

地域懇談会につきましては、3月の議会皆様方にご承認いただきますと、新年度の予算、あるいは事業をお認めいただきます。その内容等をもって早い時期に全地域を回りたいと、そのように思っておりますので、ご協力のほうをお願いしたいと思います。

そしてまた2つ目の、公金の取り扱いにつきましてはということでございますが、これにつきましては公務員として一番大切なことでございます。これにつきましても万全を期すようにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

議長（宮下光晴君） 若林議員。

3番（若林今朝路君） 以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（宮下光晴君） 3番、若林今朝路議員の一般質問が終了しました。

以上で、通告されました議員全員の一般質問が終了しました。

委員長報告

議長（宮下光晴君） 日程第2、委員長報告を議題とします。

総務経済委員会に付託しました審査の結果について報告を求めます。

宮下 聡総務経済委員長。

〔総務経済委員長 宮下 聡君 登壇〕

総務経済委員長（宮下 聡君） 宮下 聡です。

総務経済委員会に付託されました陳情1件及び請願1件を審査した結果をご報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりであります。

第22 - 1号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情は、採択、意見書提出と決定しました。

中小企業業者の経営環境は一向に好転せず、急激な円高の進行とデフレにより、二番底が懸念される事態となっております。景気の急速な悪化を受け、企業経営も労働者の暮らしも深刻な事態に直面している。政府も緊急雇用対策、中小企業対策を打ち出しているが、状況は深刻化しており、施策の早急な実施が求められております。景気回復には、内需が決定的役割を果たし、消費が活性化しなければ経営の展望は開けず、地域経済も活性化しない。雇用対策と同時に貧困層を救う所得補償が必須であり、最低賃金改善の重要性が増しています。低過ぎる最低賃金を大幅に引き上げ働く貧困層をなくし、早急に日本経済を景気回復へと方向転換を強く求めるという本陳情の趣旨に賛同すべきものと判断し、本委員会は採択、意見書提出と決定しました。

次に、継続審査となっております第21 - 14号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願については、採択、意見書提出と決定しました。

この請願内容については、現在の税制を考えると、白色申告、また特典のある青色申告と申告方法としての選択肢はあるが、税制全体の問題でもあり、人権を認めるべき税制改正の請願であるので、今後の税制改正の基礎をつくるためにも本請願の趣旨に賛同すべきものと判断し、再審査した結果、本委員会は採択、意見書提出と決定しました。

以上、総務経済委員会に付託されました陳情1件及び請願1件の審査報告といたします。議長（宮下光晴君） 第22 - 1号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情及び継続審査となっております第21 - 14号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願書について採決いたします。

ただいまの総務経済委員長の報告によると、第22 - 1号の陳情は採択、意見書提出、継続審査となっております第21 - 14号の請願についても採択、意見書提出とされております。

委員長の報告のとおり、第22 - 1号の陳情及び第21 - 14号の請願は採択、意見書提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第22 - 1号の陳情及び第21 - 14号の請願はそれぞれ採択、意見書提出することに決定いたしました。

続いて、社会文教委員会に付託しました審査の結果について報告を求めます。

坂口和子社会文教委員長。

〔社会文教委員長 坂口和子君 登壇〕

社会文教委員長（坂口和子君） 社会文教委員長、坂口です。

社会文教委員会に付託され、継続審査となっておりました陳情3件の審査をした結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりであります。

第21 - 12号 市町村国保の改善を求める陳情、第21 - 13号 後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情及び第21 - 15号 後期高齢者医療制度の即時廃止と2010年度の年金を減額せず生活実態に見合う支給を求める陳情については、再審査した結果、継続審査と決定いたしました。

後期高齢者医療制度の廃止を軸に、医療制度の議論が活発になっていますが、委員会に付託された3件の陳情は、2008年4月から実施された後期高齢者医療制度の改善、または廃止を求めるものであります。厚生労働省は先日現行の後期高齢者医療制度を廃止した後、2013年4月から導入する予定の制度改正案の概要を示しましたが、財源の確保が不透明であり、安定した公費負担となる制度改正でなければ、市町村国保の健全な発展を保障されるものではありません。また、低所得者層の負担も考慮し、安心できる医療制度改革を望むものであります。

本委員会は、陳情の趣旨である後期高齢者医療制度の改善、廃止については政府の今後の動向と状況を見きわめた上で判断すべきものとし、継続審査と決定いたしました。

また、あわせて継続審査申請書を提出するものです。

以上、社会文教委員会に付託されておりました陳情3件の審査報告といたします。

議長（宮下光晴君） 第21 - 12号 市町村国保の改善を求める陳情、第21 - 13号 後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情、第21 - 15号 後期高齢者医療制度の即時廃止と2010年度の年金を減額せず生活実態に見合う支給を求める陳情書、以上継続審査となっておりました3件についてを採決いたします。

ただいまの社会文教委員長の報告によると、第21 - 12号の陳情、第21 - 13号の陳情及び第21 - 15号の陳情は引き続き継続審査で、あわせて閉会中の継続審査申し出書が提出されております。

委員長の報告のとおり、第21 - 12号の陳情、第21 - 13号の陳情及び第21 - 15号の陳情は引き続き継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第21 - 12号、第21 - 13号及び第21 - 15号の3件の陳情については継続審査とすることに決定いたしました。

散会の宣告

議長（宮下光晴君） 本日予定されました議事日程はすべて終了しました。

以上で、平成22年第1回麻績村議会定例会第2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時25分

平成22年第1回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

平成22年3月16日（火）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 議案第 1号 麻績村地域交流センター条例の制定について
- 日程第 2 議案第 2号 麻績村観光事業特別会計条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3号 麻績村公共投資臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 5号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 7号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 8号及び議案第 9号一括上程
議案第 8号 麻績村公営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議案第 9号 麻績村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 10号及び議案第 11号一括上程
議案第 10号 麻績村交流施設条例の一部を改正する条例について
議案第 11号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 12号 麻績村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 13号 麻績村交流施設及び麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する指定管理の指定の変更について
- 日程第 12 議案第 14号 麻績村農産物加工施設の指定管理者の指定について

- 日程第 1 3 議案第 3 4 号 麻績村役場課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号 ~ 議案第 2 3 号まで一括上程
- 議案第 1 5 号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について
- 議案第 1 6 号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について
- 議案第 1 7 号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて
- 議案第 1 8 号 松本広域連合を組織する地方公共団体数の減少、処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について
- 議案第 1 9 号 中信地域町村交通災害共済事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び中信地域町村交通災害共済事務組合規約の変更について
- 議案第 2 0 号 安曇野松筑広域環境施設組合を組織する地方公共団体数の減少及び安曇野野松筑広域環境施設組合規約の変更について
- 議案第 2 1 号 松塩安筑老人福祉施設組合を組織する地方公共団体数の減少及び松塩安筑老人福祉施設組合規約の変更について
- 議案第 2 2 号 松塩筑木曾老人福祉施設組合を組織する地方公共団体数の減少及び松塩筑木曾老人福祉施設組合規約の変更について
- 議案第 2 3 号 東筑摩郡行政事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び東筑摩郡行政事務組合規約の変更について
- 日程第 1 5 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度麻績村一般会計予算
- 日程第 1 6 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度麻績村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 1 7 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度麻績村老人保健特別会計予算
- 日程第 1 8 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算
- 日程第 1 9 議案第 2 8 号 平成 2 2 年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計予算
- 日程第 2 0 議案第 2 9 号 平成 2 2 年度麻績村下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 1 議案第 3 0 号 平成 2 2 年度麻績村水道事業特別会計予算
- 日程第 2 2 議案第 3 1 号 平成 2 2 年度麻績村介護保険特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 3 2 号 平成 2 2 年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 3 3 号 平成 2 2 年度麻績村観光事業特別会計予算

出席議員（ 8 名）

1 番	塚 原 紀 男 君	2 番	高 野 長 男 君
3 番	若 林 今 朝 路 君	4 番	坂 口 和 子 君
5 番	小 山 福 績 君	6 番	宮 下 聡 君
7 番	尾 岸 健 史 君	8 番	宮 下 光 晴 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名（ 7 名）

村 長	高 野 忠 房 君	副 村 長	市 川 浩 史 君
教 育 長	塚 原 勝 幸 君	総 務 課 長	立 花 幹 司 君
振 興 課 長	飯 森 力 君	住 民 課 長	柳 原 俊 文 君
観 光 課 長	臼 井 孝 夫 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	宮 下 勝 富	書 記	葦 澤 慶 一
--------	---------	-----	---------

開議 午前 9時17分

開議の宣告

議長（宮下光晴君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成22年第1回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の説明

議長（宮下光晴君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

事務局長より、議案等の確認及び本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第1、議案第1号 麻績村地域交流センター条例の制定についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第1号 麻績村地域交流センター条例の制定についての提案理由を申し上げます。

麻績村地域交流センターの建設工事につきましては、平成22年3月末の竣工に向けて、現在工事を進めております。4月に事務機能の移転等を行い、整備が整い次第、施設の運用を

開始していきたいと考えております。

本条例は、麻績村地域交流センターの設置及び管理等について必要な事項を定めるものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら、行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第2、議案第2号 麻績村観光事業特別会計条例の制定についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第2号 麻績村観光事業特別会計条例の制定についての提案理由を申し上げます。

聖高原の観光施設及び交流センターの運営については、財団法人聖高原開発公社を指定管理者に指定し、麻績村観光施設の管理に関する基本協定書を締結し、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間指定管理者として指定し、観光施設の運営を行ってきたところであります。

これまでの2年間の運営状況等をつぶさに検証したところ、麻績村の観光事業に関する基本的事項を見直す必要が生じたので、一たん指定管理者の指定をこの3月31日をもって解除し、麻績村が責任を持って管理運営していくことといたしたものであります。

ここに、新たに特別会計を起し、主要3施設の運営等を効率的に行っていく必要がありますので、特別会計を設置するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら、行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

1番、塚原議員。

1番（塚原紀男君） ただいま2号議案の麻績村観光事業特別会計条例の制定についての提案がございましたけれども、内容はともかく、本日の議案第33号 平成22年度麻績村観光事業特別会計予算を提案された後、この2号議案について提出をいただくのが正しいじゃないかと、こう思います。

議長（宮下光晴君） 立花総務課長。

総務課長（立花幹司君） 特別会計は、条例で制定をしてからでないと予算の上程はできないという順序でございますので、条例のほうを先に可決いただき、その後で予算の提出をして議決いただくと、こういう順序でございますので、議案が先と、こういうことでございます。よろしく申し上げます。

議長（宮下光晴君） 塚原議員。

1番（塚原紀男君） そうすると、33号議案が否決された場合はどうなります、その必要性がなくなるとは思いますが、2号議案を先でも後でもというか、後にして決していけないということはないじゃないかと思えます。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） 片方を否決し、片方を可決するという矛盾は生ずるわけですので、そのときには別途にまたそのときに応じて検討するということでございます。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

3番、若林議員。

3番（若林今朝路君） ちょっと私も今意見聞いておりまして、これは議決の順序は逆立ても別に差し支えないじゃないかなと、このように考えております。例をとれば、先ほど議決された交流センター関係も、ほぼ事業が完成したという形の中での条例制定、こういったものが出てきておるわけでありまして、ですから、観光事業関係等々についても一応特別会計で新設して行うということでございますので、この議論を済ませ、議決された後、この議案第2号、この関係についての審議をしても別段支障がないじゃないかなと、このように思いますが、その辺どうでしょうかね。

議長（宮下光晴君） ここで一たん暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時16分

議長（宮下光晴君） それでは、会議を再開いたします。

先ほどの質問に対して、事務局長のほうから説明があります。

事務局長。

事務局長（宮下勝富君） 先ほどのご質問等につきまして、今調査をしました結果を報告いたします。

自治法209条、地方公共団体が特定の事業を行う場合は、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出を区分として経理する必要がある場においては条例でこれを制定することができるということが第1点でありまして、先ほど申し上げられてあります観光事業特別会計につきましては一般会計も絡んでいるものでありますので、順序としましては特別会計の条例を制定をいただきまして、一般会計承認をいただきました後、特会の審議というようなことになるとは思いますが、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） 塚原議員。

1番（塚原紀男君） そうすると、特別会計は否決してもいいわけですね。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） 条例の特別会計制定の条例は生きておりますが、予算は予算で否決されても何ら差し支えございません。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 賛成多数。

よって、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第3、議案第3号 麻績村公共投資臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第3号 麻績村公共投資臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

平成21年度国の第1次補正予算が昨年5月29日成立しましたが、この補正の中で、昨今の経済危機対策で地方における対策が重要であることをかんがみ、地域活性化公共投資臨時交付金を創設し、地域活性化等の速やか、かつ着実な景気回復を図ることとしております。これを受けて、麻績村へも平成22年2月12日、交付限度額見込みとして1億9,841万9,000円の額が示されました。平成21年度内での公共投資臨時交付金事業の実施が時間的に不可能

な事業がありますので、その金額にかかわる分を基金設置条例を制定し、平成22年度に実施する財源として基金積み立てを行うものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら、行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

宮下聡議員。

6番（宮下 聡君） この中の設置目的なのですが、麻績村における公共施設整備及び道路整備のため、麻績村公共投資臨時交付金基金（以下「基金」）と。この中の公共施設整備という中身なのですが、例えば教育関係設備という教育関係にかかわる事項は入っておりますか。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） 公共施設には当然教育関係も入ってきますので、この中に含まれております。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

若林議員。

3番（若林今朝路君） 特に、今村長のほうからの説明聞いている中では、経済対策、こういった形のいわば繰り越しと申しますか、そんな形をこの基金へ入れて、それから22年度なりそういった形の中でのお考えだということではありますが、これは繰り越しにせずに、こういう基金に一旦入れた形の中で行っていくのかなか。また、できればこの1億9,419万円ですか、そこからの概算の中身がわかれば教えていただければと、このように思います。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） 総額が1億9,800万円ほどでございますが、繰り越すための基金が9,251万9,000円ほどということにしております。その総額のうち、情報基盤で4,000万円、山村、漁村の整備ということで、農道の整備で590万円、まちづくり交付金で交流センターの財源に6,000万円ということで、これは既に21年度で交流センターと農山漁村は農道の舗装は済んでおりますので、その財源に振り向けるということで、これは済みでございます。情報基盤につきましては、4,000万円を別に別途の事業名が確定しておりますので、繰り越

し事業ということで提出させていただきます。残りの部分が、事業がどこに充てるか、まだ確定はしておりませんので、基金ということでのせまして、22年で事業を確定し、基金から取り崩しをして事業に充てると、こういう内容でございます。

議長（宮下光晴君） 若林議員。

3番（若林今朝路君） 一応、繰り越し財源分、光ファイバー関係4,000万円という形がありますが、きのうも私一般質問で行ったわけでありましてけれども、本来目的を持ったものが基金造成という形になりますので、一応この光ファイバーの関係、それぞれの基金があるわけでありまして、そちらの科目への基金繰り入れ、こんな形が妥当かと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） 情報通信基盤の基金へ繰り入れということは、この公共投資臨時交付金から回すということとはできないことになっております。回すとするならば、一般財源で基金のほうへ積み立てをしなければならんと。これは、公共投資臨時交付金ということで使う部分で、先ほどの目的に書いてある内容に沿った部分でしかできないという内容でございますので、別途に情報基盤のほうの積み立てにつきましては今後考えていくということでございます。

議長（宮下光晴君） 若林議員。

3番（若林今朝路君） そういったことでよくわかりました。そんなことで、そういう約束事がそこにあるとするならば、一般財源、これで相当する分をぜひそちらへ仕向けるような形でお願ひしたいと、このように思ひます。

以上です。

議長（宮下光晴君） ほかにございませぬか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第4、議案第4号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

依然として厳しい行財政運営が続く中で、平成21年度に引き続き議会議員の皆様の御理解を賜り、4月から1年間報酬の削減をお願いするものでございます。

本改正は、平成22年度の臨時的措置でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら、行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第5、議案第5号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

依然として厳しい行財政運営が続く中で、平成21年度に引き続き村長、副村長、教育長の給料を4月から1年間削減を行うものでございます。

本改正は、平成22年度の臨時的措置であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら、行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第5号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第6、議案第6号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第6号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本条例の別表第1中、教育問題検討委員会、土木委員会、下水道建設推進委員会の設置の必要がなくなりましたので、これらを削除し、消防団における正副ラッパ長の階級と報酬を明確にするために、条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら、行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第6号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第7、議案第7号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第7号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

社会保険に加入していた者が、75歳の年齢到達により後期高齢者医療制度に移行した場合、その被扶養者は社会保険から国民健康保険に加入せざるを得なくなります。その場合、世帯平等割の保険税軽減期間を2年間といたしました。ただし、後期高齢者医療制度が廃止の方向で検討されていることにより、現行の軽減期間が後期高齢者医療制度廃止までの間に延長されることとなります。そのため、条例中の期間制限の文言を削除するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら、行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第7号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

議案第8号及び議案第9号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第8、議案第8号 麻績村公営住宅管理条例の一部を改正する条例について及び議案第9号 麻績村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてを関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第8号 麻績村公営住宅管理条例の一部を改正する条例について及び議案第9号 麻績村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、関連がございますので、2議案一括して提案理由を申し上げます。

公営住宅における暴力団排除につきましては、平成19年6月、国土交通省住宅局長通知により暴力団排除に向け進めてきたところでありますが、入居制限を行うに当たり、入居の申し込み者、入居の継承及び現入居者に対して暴力団員であることが判明された場合、入居の許可・承認ができないように条例の一部を改正するものであります。

なお、条例の有効性を確保するため、長野県警察本部と暴力団員に関する情報の提供等について協定を締結し、連携をとり対応してまいります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら、行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第8号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第9号について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

議案第10号及び議案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第9、議案第10号 麻績村交流施設条例の一部を改正する条例について及び議案第11号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第10号 麻績村交流施設条例の一部を改正する条例について及び
議案第11号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につ
いて、関連がございますので、2議案一括して提案理由を申し上げます。

議案第2号でも申し上げましたとおり、聖高原の観光施設及びシェーンガルテンおみの交
流施設につきましては、現在指定管理者制度により財団法人聖高原開発公社を指定管理者と
して事業を展開しておるところであります。

しかしながら、今後事業展開については大変厳しいものがありますので、麻績村の観光事
業に関する基本的事項を見直した結果、一たん指定管理者の指定をこの3月31日をもって解
除し、麻績村が責任を持って管理運営していくこととしたものであります。

これに伴い、2議案とも村で直接事業を行っていく方法とあわせて、指定管理者制度でも
事業が行えるように条例の一部を改正するものであります。

今後とも、観光施設の管理運営につきまして、より効率的に行われるよう努力してまいり
ます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら、行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第10号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第10号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決
することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第11号について質疑を行います。

議案第11号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第11号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第10、議案第12号 麻績村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第12号 麻績村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

消防団における正副ラッパ長の階級の格付が明確化されていなかったため、今回、階級の位置づけを明確にしたので、条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら、行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第12号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第12号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第11、議案第13号 麻績村交流施設及び麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する指定管理の指定の変更についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第13号 麻績村交流施設及び麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する指定管理の指定の変更についての提案理由を申し上げます。

観光施設の管理運営については、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間、財団法人聖高原開発公社を指定管理者に指定し、観光施設の運営を行ってきたところであります。

これまでの2年間の管理、経営状況等、運営全般を各方面から検証いたしましたところ、麻績村の観光事業に関する基本的事項を見直す必要が生じたので、麻績村観光施設の管理に関する基本協定書に基づき、指定管理の指定を平成22年3月31日をもって解除し、麻績村が責任をもって観光施設の管理運営していくこととしたものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら、行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第13号について、質疑のある方の発言を求めます。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） 坂口です。

直接条例とは関係ないといえれば関係ないかもしれませんが、1つお尋ねいたします。

この指定した場合の受け手として公社を指定したんですけれども、公社の理事会のほうからこの解約について提出されたということで、私たち議員もその内容については理解しております。理事会の中で一旦3年間の指定をしたものを2年で指定を取り消すという、その理由の内容がもし説明できたら、理事会の中であった理由を教えていただきたいと思います。

議長（宮下光晴君） 臼井観光課長。

観光課長（臼井孝夫君） 理事会におきましては、1月20日に協議、それから提案をさせていただきまして、役員会の中で検討いただき、2月23日に同意する旨の回答をいただいております。その会議、役員会の中でのご意見等につきましては、いろいろご意見はございました。ございましたけれども、村のほうから提案、それから協議をさせていただきました問題点、これを検証する中で回答を落としていただいたというのがございます。具体的に言いますと、観光施設の経営状況、経営改善の結果が具体的に見えてこなかったという点、それから協定に基づきます指定管理事業の執行管理上の問題、これのところの審議をいただいたということになっております。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 経営内容についての検討は、この指定した2年間の間に何回か理事会の中では検討されたんでしょうか。

議長（宮下光晴君） 観光課長。

観光課長（臼井孝夫君） 理事会におきましては、四半期報告のたびに役員会を開く中でご報告しまして、内容を検討していただいております。

以上です。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） それに対する改善策等の提案が理事会の中から出たというような経過

がございましょうか。

議長（宮下光晴君） 観光課長。

観光課長（臼井孝夫君） 改善策等につきましては、その都度ご意見等をいただく中で鋭意努力してきたわけでございますけれども、その結果が具体的に見えてこなかったというのが現状でございます。

以上です。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 内容については一応理解いたしました。

本来でしたら、1回私たち議員でも3年間という計上した関係上、非常に残念に思いますけれども、しかし、内容を精査してみると、それも無理からぬと。むしろ、これからの先のことを考えれば、この解約がベターな方法に展開されることを期待して、私の質問を終わります。

議長（宮下光晴君） ほかにございせんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第13号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第12、議案第14号 麻績村農産物加工施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第14号 麻績村農産物加工施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

麻績村農産物加工施設の管理運営につきましては、平成21年4月1日より平成22年3月31日までの1年間、財団法人聖高原開発公社を指定管理者として実施してまいりました。

平成22年度につきましても、引き続き1年間指定管理者として財団法人聖高原開発公社を指定し、事業の展開を図っていくものとしたものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら、行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第14号について、質疑のある方の発言を求めます。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） 坂口です。

これも先ほどと同じように、指定管理が一旦延ばされるということについて、この1年間でどのような方法で内容を検討され、今後の来年度、23年度以降の方針についての検討はどこでどのようになされますか、教えてください。

議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

振興課長（飯森 力君） 加工場の指定管理につきましては、提案理由のとおり1年間ということやってきましたが、昨年度も秋口にかけていろいろ検討したんですが、実際には公社の自主事業の関係、またおやきの会とかいろいろな団体が使う中で、まだその対応をどのようにしたらいいかということもなかなか決定ができなかった状況にございます。そんな中で1年間延長をする中で、本年度につきましては公社のほうにも検討を依頼する中で、できるだけ早い時期にどのような方向性になるかということも検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） そうすると、検討委員会みたいな形式のものを立ち上げてということでしょうか。それから、時期的にはいつごろからそういうものを検討する機会を設けて、どのくらいの目途で内容を決めていく、方針を出すか。特に、加工場については非常に住民の

方々の意見もたくさんいろいろの意見をいただいておりますし、この加工場が本当に有効活用されるということが望ましいと思いますので、十分な検討をしていただきたいと思います。したがって、その検討をどのような形でどのような時期等、もう少し詳しく教えてください。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） おっしゃられるとおり、加工場につきましては村民の皆さんも大変関心を抱いているところでございまして、現在も村民の皆さんがいろいろな加工をしたいというような希望もございまして、現在、みそ加工等につきましては住民が参加してやっております。いわゆるこういったことがどんどん盛んになることが、その地域の活性化にも結びつくというふうに思っております。

そして、今後の加工場のあり方について、どのように考えるかという点でございまして、今回この1年間の延長という一番大きな理由は、あの加工場は民間との契約の中で動いている仕事がございます。その関係上、昨年間に方針を出していかなければならないということがございまして、昨年の段階で22年度も引き続き公社が行うということを前提に、民間との仕事の契約といたしますか、そんなことも済ませておるわけでありまして、今年度はこれからその民間とのかわり等もございまして、早い時期にその方針を出していかなければならないというふうに思っております。

ただ、これにつきましては、現在公社が絡んでおりますので、公社の理事会の中でこれからの公社のあり方等々を含めて検討されていくであろうと、そのように思っておりますが、村としてあの施設を地域産業の振興のために結びつけていくというような観点からも、今度は村としてもかわりを持たせていただきたいと思います、そんなことも考えております。

いずれにいたしましても、新年度に入りまして、公社の今後のあり方等について検討していく機会がございますので、その中で検討させていただきたいということで、きょうはその答弁にとどめさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第14号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第13、議案第34号 麻績村役場課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第34号 麻績村役場課設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成22年度予算の提案理由でも申し上げましたが、今後4年間の村政執行に当たり、自立で元気な麻績村づくりを1つの目標として掲げております。村民とともに知恵を出し合い、村民とともに汗を流し、村民とともに喜ぶ協働の村づくりをより効率的に進めるに当たり、役場組織の改革を行うものでございます。

村づくり推進課の業務といたしましては、企画及び各課間の総合調整、各種事業の企画調整、地域振興事業の掘り起こし等、村づくり事業の推進を担当いたします。新年度では、集落や地域コミュニティ活動の支援、地域資源を活用しての都市との交流事業の推進、そしてグリーンツーリズム、エコツーリズムなど、新たな観光商品の開発、誘客等を図りながら、麻績村に住む皆様が地域に誇りを持って暮らせる元気な村づくりを目指します。そのための新たな課を設置するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら、行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第34号について、質疑のある方の発言を求めます。

3番、若林議員。

3番（若林今朝路君） ちょっと中身の問題じゃないわけですが、先ほど議会一旦中断しての意見が入ったわけでありますが、この条例等々の順序、この関係で議論があったわけでありますが、今事業等々については冊子の中では一番最後の34号という形になっておりましたが、日程13で行っておるということであります。先ほどの説明では209条の自治法と。こういう形の中の絡みであるならば、こういう出し方じゃなくて、15号 麻績村役場課設置条例の一部改正という形の中で順序立てするのが一応先ほどの条例に沿った形ではないだろうか、このように思いますので、その辺の見解お願いしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） 本来ですとそんなような形が妥当かと思えます。当初の予定では、追加の議案で19日に提出しようと、こういうふうにしていて議案の番号を整理したところでございまして、予算との絡みもございましてということで、早目に一般会計の予算を審議いただく前に出したほうが後でよいということになりまして番号がずれたわけですが、ご了承いただきたいと思えます。

議長（宮下光晴君） 若林議員。

3番（若林今朝路君） ですから、先ほどの関係もありますから、これからの議案条例提出についてはそういうルールがあつてのこととございまして、ひとつよろしくお願ひしたいと、このように思います。

議長（宮下光晴君） ほかにございせんか。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） 坂口です。

課を1つ創設するということは、主管課が1つふえるということで、その村づくり推進課も1つの課として課長等ができ、いわゆる主管の1課という解釈をしてよろしいんでしょうか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） いわゆる1つの課ということで活動していただくということでございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） そうすると、人事のところでは課長があつて、その下にとつて、そういう普通の課の組織構図でよろしいんでしょうか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 出発当初につきましては、課長が1名、そして担当ということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

6番、宮下聡議員。

6番（宮下 聡君） 人員体制なんですけど、当面はじゃ2名でやるということ。

それと、総務課については、こうやって見ると、事業は余り事業内容、仕事内容は変わらないように感じるんですが、総務課の人員体制というのはどういうふうになるわけですか。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） ここに載せてある企画関係ですとか地域づくりの事業を行うものを抜き出してというふうになります。そのほかの部分の財政の部分ですとか庶務の部分ですとか、そういうものにつきましては今までどおり総務課ということでございます。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

坂口議員。

4番（坂口和子君） 特に、この村づくり推進課というのは、これから庁内の各課との横断的な活用をしたいというような村長のお話も以前に伺っておりますので、今後この課が組織的に大きくなる。例えば、横断的に考えていくとすれば、やはり業務量もふえていく。ましてや、村の活性化に直結させる。それから、村長の公約等を実現させていくためにはこの課が大変重要な課になっていくかなと予想されますけれども、この課のその組織、今後の活用方法のビジョンというものがありますか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 出発当初2名というお話をさせていただいたわけでありましたが、主なる仕事はやはり今おっしゃられたとおり横の調整といいですか、そういったことが主になってまいります。ここでは、いわゆる企画等のものが主体となりまして、いわゆるその実施についてはどうするかということかと思えますが、実施についてはいわゆるそれぞれ担当する課がやっていただくというのが基本になるのかなというふうに思っておるわけでありまして、といたしますのは、それぞれ観光事業もございますし、それから地域の農業振興のものもございますし、それぞれ互いに連携を持ち合ってやっていくべき仕事もございます。当然そういったことになってきますと、それぞれ調整をし合って、それぞれの部分、部分に分かれて仕

事をするということになってまいりますので、この課がすべて実施まで行うというスタイルは今のところ考えていないわけであります。

以上であります。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） それならなおさらのこと、やはり企画する頭と、それから実施する各課という関係になると思いますので、その非常に流通というか、風通しをよくしていただいて、企画するところと実施するところがスムーズにいき、またその企画・実施部隊が住民にうまく流れてくるように、ぜひこの課の設置に当たって留意していただきたいと思いますので、要望しておきます。よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第34号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第34号は原案どおり可決いたしました。

議案第15号～議案第23号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第14、議案第15号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少についてから、議案第23号 東筑摩郡行政事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び東筑摩郡行政事務組合同規約の変更についてまでを関連がありますので、一括議題といたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第15号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少についてから、議案第23号 東筑摩郡行政事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び東筑摩郡行政事務組合同規約の変更についての9議案、議案件名の朗読は省略させていただきますが、関連がございますので、一括提案理由を申し上げさせていただきます。

平成22年3月31日をもって松本市と波田町が合併することに伴い、関係組合及び広域連合の規約を改正するに当たり、議会の議決を求めます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら、行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

初めに、議案第15号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少についてについて、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第15号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第15号は原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第16号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第16号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第16号は原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第17号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについての質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第17号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第17号は原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第18号 松本広域連合を組織する地方公共団体数の減少、処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第18号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第18号は原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第19号 中信地域町村交通災害共済事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び中信地域町村交通災害共済事務組合同規約の変更についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第19号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第19号は原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第20号 安曇野松筑広域環境施設組合を組織する地方公共団体数の減少及び安曇野松筑広域環境施設組合同規約の変更についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第20号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第20号は原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第21号 松塩安筑老人福祉施設組合を組織する地方公共団体数の減少及び松

塩安筑老人福祉施設組合規約の変更についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第21号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第21号は原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第22号 松塩筑木曾老人福祉施設組合を組織する地方公共団体数の減少及び松塩筑木曾老人福祉施設組合規約の変更についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第22号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第22号は原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第23号 東筑摩郡行政事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び東筑摩郡行政事務組合規約の変更についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） この条例に関してというわけではありませんけれども、波田町が抜け

ることによって、東筑が5村になるわけですね。今後、いろいろの各自治体の負担金等も兼ねて、今後の東筑5村での組織の活動についてとかもろもろの内容について、首長さん同士の今後のその話し合いの計画とか、そういうものがあるのでしょうか。この条例と直接関係ありませんけれども、そんな話や今後の方針が出ているのか、出ていないのか。東筑といっても、南と北と真っ二つに割れて、特に距離的にも離れております。私たち議員の交流ももちろんですけども、首長さん同士の間でそんなようなことがお話があるとすれば教えていただきたいと思います。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 波田町さんが抜けることによりまして、いろいろ影響するところはあるわけでございます。例えば、負担金等につきましても、波田町さんが抜けることによってその増額になるという部分等は出てくる場所がございます。それからあと、共同でやっておりました事務の中で、例えば郡の町村会のことでもありますとか、そういったことも影響してくるわけでありまして。それからさらに、その枠とは離れておりますが、土木振興会のあり方でもありますとか、今後のあり方等も検討しなければいけないことが出てきております。そういった中で、それぞれの村の負担をできるだけ抑えていくというような方向で内部の改革も行っていこうというような考え方で今進んでおりますが、具体的にまだどれをどうするという事までは出てきておりません。現在、今後いろいろな面で協議をしていこうということになっております。また、方向が出ましたら、また報告をさせていただきたいと思うわけでございますので、よろしくどうぞお願いいたします。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第23号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第23号は原案どおり可決いたしました。

ここで、一旦休憩をとりたいと思います。再開は、10時30分から行います。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時30分

議長（宮下光晴君） それでは、会議を再開いたします。

議案第24号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第15、議案第24号 平成22年度麻績村一般会計予算を議題といたします。

提出者の提案理由の説明、歳入歳出事項別明細の詳細説明は、各常任委員会において既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

お諮りいたします。

一般会計予算の質疑については、歳入と歳出に区切って行い、最後に全般について質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認め、一般会計予算の質疑については、歳入と歳出に分け、最後に全般について行います。

まず、歳入について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

7番、尾岸議員。

7番（尾岸健史君） 7番、尾岸でございます。

歳入のところを見ますと、地方交付税が前年度並みと、こういうことになっておりますね。国の施策においては、公共事業、ご承知のとおり、かなり削減されている。地方の継続事業にあっては、その交付税によって充当すると、こういうことになっているわけでございますけれども、その継続事業の予算的に収入の見込みですね、交付税と。そういうことは、どうしてこの辺へ見込むことができなかつたのか、その辺の理由をちょっとご説明いただきたいと思っております。

議長（宮下光晴君） 立花総務課長。

総務課長（立花幹司君） 継続事業といいますと、それぞれ補助事業関係で継続というのが多いわけございまして、一般財源を使つての継続事業というのは、それぞれ村の事情と、自治体の事情ということでございますので、国のほうではそこまでは関与しないということでございます。全般的に、緊急対策を行つていくための費用等も一般財源として見込んであるという国の予算でございますが、どのくらいまでふえるか、これが見当がつかみませんので、前年並みということで計上させていただいたわけでございます。交付税が、7月の半ば過ぎになりますと普通交付税確定してまいりますので、その時点でまた事業等も必要なものにつきましては検討し、補正計上していきたいということで考えております。

以上でございますが。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） 歳入全般のやはり金額に関してですけれども、村長の公約、きのうの一般質問の最初にも私も公約実現と予算のという質問をしたつもりでしたけれども、予算についてのご返答がなかったものですから、きょう予算審議があるからということで、あえて私も追加質問もしなかったわけですけれども、これからやはり公約を一つ一つ実現していくため、特に22年度については交通手段の検討もあるようですし、それから農業後継者問題もありますし、それから大きな子育て支援策等ありまして、やはりこれについては財源が伴っていくものだと思います。

それについて、今尾岸議員さんも言われましたけれども、交付税を前年並みという、それからなるべく最初から大ぶろしきでなくて、堅実な予算組みとしたという趣旨は理解できますけれども、やはり実行していくための予算組みですので、歳入についても今回特に過疎債も延期されたということありますし、もう少し歳入について着実というか、かたいところであればきちっと予算組みされてもいいんじゃないかなと思いますけれども、歳入と歳出とのバランスの関係で、村長はどのように考えていますか。現在のその当初予算の中では、これで先ほど言いました22年度に行う事業計画等が結べるとしてお考えでしょうか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 新たな事業に向けての財源はということが一番のご質問の趣旨かと思いますが、新たな事業についての具体的に財源の伴うような計画が出てまいりましたら、当然補正というようなことでお願いしているわけでございますが、先ほど総務課長申し上げた

とおり、まだ歳入については余裕を持って組まさせていただきます。まだ地方交付税等につきましては、恐らくこれ以上に入る可能性が十分にあるというふうに考えておりますし、そのほかの予算等につきましてもある程度余裕を持っておるという状況でございます。ですから、今後具体的な事業が出てまいりましても、補正で十分対応できていくというふうに思っております。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 過疎債の利用方法については、計画的にどのくらいとかというような予想も立てておりますか。やはり、今の事業に伴ってですけれども、年次的にとか、それから公債比率等、あわせてそのような計画的なものもありますか。過疎債が延期されたということは、非常にこういう小さな村では有利かなと思いますけれども、今まで一生懸命返済してきた負債を少なくしてきましたけれども、今回また延長されるということで、その利用についてはどうでしょうか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 過疎につきましては6年間延長ということになりました。この予算書でも6ページにございますように、過疎対策事業債、そんなことを見込んで過疎事業2,730万円ということでとりあえず組まさせていただきますが、今後も過疎対策事業、過疎債につきましては有利でございますので、活用をさせていただきたいというふうに考えております。

具体的に、今後どんな事業が当てはまるかということでございますが、今国の考え方では従前のようなハードのほかにソフトも組み込めるというようなお話もございますので、今後はそんな事業ももしできることであれば活用していきたいというふうに考えておるわけでありませう。

以上であります。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） ないようですので、以上で歳入全般についての質疑が終わりました。

次に、歳出全般について質疑に入りますが、歳出についてはページを示して質疑をしていただきたいと思います。

質疑のある方の発言を求めます。

3番、若林議員。

3番（若林今朝路君） 歳出全般、20億8,370万円というようなことで、前年は若干また投資もありましたけれども、前年比予算に対して5億9,000万円の減ということで、一応歳出各課全体見ても、人件費を初めとして各科目緊縮予算、本当にずっと見ていって、これでいいのかなというくらい緊縮予算で組み立てられておるということで、こういった点については深く感謝したいなと、このように思うわけであります。

そうした中で、1点、ページでいくと88ページ、教育関係であります。この関係について、それぞれ答申がなされたわけであります。そんなことで、そういった経費もここで浮いてきておるように感じますけれども、私も文教初めて今年から入ったわけでした、教育関係については非常に弱い立場にあるわけであります。そんなことで、2月23日、教育を考える会、こういった中で私も勉強しなければいけないというようなことで参加させていただいたわけであります。出席者が非常に少なかったと。本当に、役員なり議員を抜かせば10名満たない父兄の皆さん方であったわけであります。そういった中で、私も一瞬もう下まで全部答申書の内容をご理解いただいておりますんだなというような気持ちで勉強したわけですが、最後に出席者の父兄の数名の皆さん方、ちょっとまだ下部へ十分浸透しているのかなというような、こんなご質問も出たわけであります。そんなことで、答申書に基づいてこれから理事者のほうで方向性出してくるだろうと思うんですが、こういった答申のことについて、教育長のほうで、本当にえらいそんなに大勢の世帯じゃないわけですが、答申書の内容、こういったものは父兄、こういったもの等々について徹底はされておるだろうと思うんですが、その辺ちょっとこの間余りにも受講者が少なかったという、こういった中でそういった不安も若干私持ったわけありますので、その辺、教育長のお考え、また判断、こういったようなものをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（宮下光晴君） 塚原教育長。

教育長（塚原勝幸君） 教育問題の検討委員会によります答申につきましては、その答申の出す過程において、各保育園、あるいは小学校、中学校のPTAの皆さん方の保護者の懇談会、また小学校等においては各学年PTAの中での話し合い、そしてそういった結果については広報等でお知らせし、また校長先生等のいろいろな講話の中におきましてもそういった今麻績村の置かれている教育環境の改善に向けた教育問題検討委員会の内容につきましては逐次お話をされてきたというところでございます。

今、教育問題検討委員会から教育委員会のほうへ答申は上がっているわけでございますけ

れども、先般の2月23日にはそういった形で全村民の皆さん方を対象として説明会という、なおかつ懇談会というふうな形で教育委員会でやらせていただいたわけでございますけれども、やはり今3番議員さんの言われたとおり、出席者が一般の出席者が少なかったという形でございますけれども、実際的に私どものほうも大変この教育問題については重要な問題と考えてございます。なおかつ、今子育てをしている皆さん方の関心も大変強いものと思ひ、ある程度の出席も予測していたわけでございますけれども、そういった部分につきましても一応同報無線で何回も流し、なおかつ学校のほうの保護者の皆さん方には通知をもってというようなことでやらせていただきました。

実際的には、今回の教育委員会の懇談会については、幅広い年層の皆さん方に出ていただく中で協議を懇談をしていただければというような形でございます。子育てをしている保護者の皆さん方、それから麻績村全体を考えているある程度年配の方々、そしてお孫さんを教育している年配の方々等々、幅広い年層で出席いただいて、麻績村の教育環境はどうなんだと、将来本当に子供たちの環境はどういう環境がいいんだというようなことをご協議いただく予定でございましたけれども、全体的には関心が少ないというのか、そういう連絡がまだまだ足りないというのか、そこらに問題点あるわけでございますけれども、実際的には今後こういった教育問題につきましては教育委員会である程度協議をされて、今度は村のほうへ上申というようなことで上がってまいりますので、今後また村のほうでそういった対村の中でまたどういう方向で今後協議をしていくかと、なおかつどういう方向で教育環境の接点を両村見出していくかというような形の中でまた協議がスタートしてくるのではないかと思いますので、そういったある時期が来ますと村民の関心も高まってくるのかなというような形でございます。そんなような形の中でおきましては、子育てをしている保護者の皆さん方の本当に末端までのそういう浸透するような形で私どもも努めてまいりましたので、今子育てをしている皆さん方においてはある程度方向性、こんなような形で話し合えたということについては理解をいただいていると思ひます。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 若林議員。

3番（若林今朝路君） それを聞いて安心いたしました。保護者のほうの理解得ないまま進めておれば大変なことであります。そんなことで、じゃ一応答申書の関係等々についてもそれぞれ保護者、内容等、そういったチラシも恐らく行っておるだろうと思ひますが、そんな形でこれから教育問題出てこようかと思ひますが、ありがとうございます。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

6番、宮下議員。

6番（宮下 聡君） 6番、宮下聡。

きのうの一般質問の農業振興策という中で行ったわけですが、ちょっとそれ関連しておりますので、お聞きしたいと思います。

ページでいきますと69ページの農業振興費、この中の上から3段目、若い農業者育成事業補助金と。この3万5,000円については、私これ以前には余り関係なかったんですが、いよいよこれに関心を持ったというか、今後非常にこれからの担い手育成という中で考えて、この補助事業は毎年3万5,000円ずつ決まって出しているというようなことの中で、ちょっともう一度この事業補助金のその3万5,000円の内容、どういう形で出しているか。それから、これに若い人たちがどのくらいこの事業を活用しているか。その辺ちょっとお聞きをしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

振興課長（飯森 力君） この若い農業者育成事業補助につきましては、後継者クラブということで活動していただいている団体のほうに補助を出して、農地の管理等をお願いする中で後継者クラブの育成活動に使っていただいているというものでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） その内容については、クラブとして何人ぐらいがいて、どういった後継者対策についてどうしようかという積極的なクラブとを感じるわけですが、もう何年間もこの3万5,000円でいつもやっているんですが、できれば私はこれをもう少し拡大をして、そういった担い手育成のためにもう補助をできるだけ出して、若い人たちが農業に参加するような、そういう行政としての体制を整えていく必要があると思うんですが、このクラブはどういったその事業の内容とか、それから人間的なあれがあったらお聞かせを願いたいと思いますが。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） ちょっと人数につきましては把握できていない部分でございますが、日向の後継者クラブということで、日向地区の方々が遊休農地を利用する中でソバをまいたり、そういう活動をする中でやっていただいているという部分でございます。

これは、結構長年この金額でいっておりますが、今後につきましてはきのう答弁申し上げ

たとおり、こういう団体等の活用の中でもう少し荒廃地等、遊休農地等の活用も図る中で幅広く利用できるような状況、また補助金に関しましても活動に対しましての部分で今後しっかり考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） 同じくこの69ページにある遊休荒廃農地復旧事業補助金40万円ということですが、昨年度は10万円計上してあるんですが、これも非常に少ない金額で、今までこの予算内で多分補正はしなんだと思うんですが、遊休荒廃地復旧のためにどういった補助基準とか、それからいろいろその荒廃地復旧のための、これは実際に復旧する、例えば大型機械を借りるとか、それからまた労賃ばかりじゃなくて、そういう特定の器具を使用した場合とか、何かそういう補助基準というものはつくってあるわけですか。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） これは、麻績村遊休荒廃地農地対策事業補助金ということで行っておりますが、実際には最高で10アール当たり4万円くらい出るわけですが、要するに耕作できる部分でやりますので、10アールだから、1反歩当たり4万円ということですので、重機の借り入れも多分可能だと思います。そんな中で、耕作、要するに景観作物、景観樹木、省力果樹の作付等を除く中で耕作できるための復元に要する費用で最高4万円、また景観作物の作付のために復元する要する経費は3万円と、いろいろな3段階くらいに分かれているわけでございます。そんな中で、その復旧に対します内容で補助金額が決まってくるということでございます。こちら辺につきましては、各区長会にも、また地域の懇談会等にもお話をする中で進めてきているという状況でございます。それで、昨日の一般質問の答弁の中でもありましたが、今現在ではこれがこの補助金を使う、利用される方の緩和措置もこれから考える中で、できるだけ使いやすい補助金にしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

3番、若林議員。

3番（若林今朝路君） 71ページ、同じく振興課の関係であります。有害鳥獣駆除対策協議会の助成として58万円、個体数の調整等々で4万4,000円ということで、前年を大幅に上回る予算措置を講じていただいた。このことについては感謝申し上げたいと、このように思います。

特に、有害鳥獣駆除、この関係等々については非常に言うまでもなく被害が増大してある

ということでありまして。ぜひ、この協議会組織があるわけでありまして。こういったもの等々の横の連携、これを今年ぜひ密にとっていただきたい、このように思うわけでありまして。特に、鳥獣関係全般であります、本当に麻績村だけで処理できる問題じゃないということ、少なくとも筑北全域にわたってこちらのところの調整を図っていかねばいけないじゃないかなと。特に、ああいう鳥獣については国境がないわけでありまして。ただ、村の予算は、1つの大きな見えない壁があるわけでありまして。ですから、当然この協議会を通じて筑北村さん等々との連携をとる中で、じゃこの地域についてはイノシシ多いぞとか、シカ多いぞだとか、クマの関係、こういったものの生態というものは幅広く移動するわけでありまして。まさに国境がないわけでありまして、ぜひこの協議会等々の予算増、こういった機会にそういったものとの連携をとりながら、友好的な鳥獣被害駆除、こういったものをひとつ結びつけていただくようにぜひお願いしたいと、このように思います。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） まさしくおっしゃられるとおりで、有害の特にイノシシ、クマ、シカ等につきましては国境、村境がない中でやっているということでございます。そんな中で、筑北村との連携、また生坂からの連携ということ、また今度長野市とのほうの連携も必要になってきょうかと思っております。そんな中で、協議会の活動をしっかりするようにしたいというふうに考えておりますので、またご理解、ご協力をよろしくお願いしたいと思っております。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

1番、塚原議員。

1番（塚原紀男君） 2点ほどお願いしたいと思っておりますが、68ページの農業振興費の一番上の段にその他委託料、これはごみ処理施設のところだと思っておりますが、この委託料というのは、その関係の内容と、それから18番の備品購入の機械購入費596万円に対するこの財源について、一般会計なのかどうか。いずれにしても、このことの実施はするとか、その辺お尋ねしたいと思っております。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） まず、コンバインの関係のことですが、現在は今のところ一般財源で対応するようにしております。

なお、先日の元気づくり支援金のほうにも申請をして、査定を受けている最中でございます。もしそちらのほうが採択になれば、幾らかなりとも一般財源の補てんにはなるかというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

それと、もう一点が、その他委託料の305万円の内容ですかね。それが、これは生ごみ処理の關係の作業のやつと、観光案内所、農産物加工施設の積み上げでございますので、よろしくお願ひいたします。生ごみ処理作業が105万5,000円、それと観光案内所の指定管理が70万円、それと農産物加工施設の指定管理が80万円ということで、足し込みで300万5,000円ということ、トータルです。よろしくお願ひいたします。

議長（宮下光晴君） ほかにございせんか。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） 今ちょうど生ごみのところが出ましたので、それに関して質問させていただきます。

生ごみの保守管理費が、19年度は30万7,000円、20年度は34万5,000円、21年度は補正5号も含めて45万9,000円くらいですか。それで、ことしはまた56万円というふうに、年々保守管理の委託料が上がっております。

前々から、私も何度もこの循環型のこの事業に関しては、投資と成果といわゆる費用対効果を含めて、本当にこのまま続けていかれるものかどうか、またはそのことによって、農産物のこれからの村活性化の一因を担える事業にまで発展していくのかということが非常に懸念されております。今回も、今年度の予算の中でもこの循環型に関する一連のものを積み上げてみますと、479万円という大きなもろもろ關係の、ここに關係するものを積み上げてみましたら、479万円ということになります。この500万円近いものが創設時代からずっと継続されていて、効果としてはそれはなかなか住民にも見えてこないし、その最初の目的に沿ったものができているのかどうか、そこらの検証について。

それから、委員会のところでも6名が委員になって検討されているといひますけれども、その検討されている委員会ではどんなようなことが検討されているか。または、今後についての方針等も検討されているのか、そこら一連の答弁をお願ひいたします。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） 確かに、維持につきましては結構お金がかかっているのが実情でございます。決算額からいきますと、大体毎年400万円前後かかっているということで、先ほどの470万円については当初予算の關係でそういうふうに組んでいますので、それが最高だろうというようなことも考えておりますが、突発事項が起きない限りはそんな状況でいくだろうということで、大体平成21年度の見込みでも400万円ちょっとぐらいで済むだろうというふうに考えていますが、ここらのところはお金の問題ということではないかというふう

に感じてはおります。

そんな中で、どのような経過で行ってきているかということでございますが、16年に施設オープンする中でやってきているわけでございますが、大体年間食品残渣の収集につきましては3万1,000キロからの部分で収集をしております。

そんな中で、処理量はどのくらいしているのかということですが、処理も同じくらいの数字にはなるわけですが、そんな中でぬかとか入れる中で活性化する中で土壌改良剤をつくっているというふうな状況でございます。そんな中で、その土壌改良剤の配付がどのくらいにできているかといいますと、始めた年、16年、17年とくるわけですが、17年ごろはまだできてほやほやでなかなかできなくて、1,000キロちょっとくらいだったということでございますが、徐々にふえつつございまして、平成20年度には3,000キロ上、それと平成21年度につきましては7,700キロまでふえております。こんな状況で、どれだけできているかというと、その約2倍から3倍改良剤はできております。ただし、なかなか広報、普及できない中でどういうふうに行っているかというと、堆肥の中にまぜた中で使用していただいている。堆肥の出る農業者、酪農業者等をお願いする中でやっているという状況でございます。

今後につきましては、遊休荒廃地耕作する中で活用をぜひとも進めていきたいというふうな考えております。そんな中で、遊休荒廃地ができるだけ早く通常の耕作できるような状況につくるためにも非常にいい材料になるのではないかとということで、そこら辺も考慮に入れて検討しているところでございます。

また、検討委員会とあるんですが、どんなことを話し合っているかというと、やはりおっしゃられるとおり、この出た改良剤をどのようにやっていくかということでございます。普及広報の中でどのようにしていくかということも話し合う中で、これだけ経費かかるから、じゃ有料にしたらどうかというような検討までされている状況でございます。ただし、なかなか有料にすると、果たしてそれが可能かどうかということも検討の視野の中に入っているわけでございます。そのほか、皆さんでできるだけ使っていただく中で普及をしていきたいというふうな考えているわけでございます。今後は、先ほど申し上げたとおり、荒廃地等の復旧作業、復旧の中で、できるだけ早く耕地としての復活ができるような状況づくりをしていきたいというふうな考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、収集等につきましては1週間割り振りする中で、村内の公共施設、またそういうものを出される料理店等ともご協力をお願いする中で収集をしているということになりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございますが。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 今に関してですけれども、もともとこの生ごみ処理が目的じゃなくて、改良剤をつくるということが目的でなされたことは承知しておりますけれども、もう一方、穂高広域のほうでも今最終処分場の問題で非常に大きな問題を抱えております。どこの自治体でも生ごみは自分のところで出したものは自分のところで処理してくれという、今後そういう方向にだんだん動いてくる可能性もなきにしもあらずということで、再々住民課のほう、担当課のほうでも生ごみの減量については今回も21年度においてもいろいろな面で工夫されて住民の方々に協力を願っているところですが、この生ごみ処理と、この循環型の改良剤をつくる、その関係がうまくリンクされていけばいいと思いますけれども、逆に言うと規模ですね、今度は循環の改良剤をつくる施設の規模。それから、維持管理費等あわせて、今後の見通しはどのように考えられますか。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） 穂高広域の関係もあろうかと思いますが、この生ごみ、先ほど申し上げたとおり、3万キログラムから収集して行っているということで、少し住民課のほうにもお聞きしたんですが、穂高広域への可燃物の持ち込みについてはある程度横ばいということもお聞きしております。ということになりますと、始めてから横ばいということになりますと、可燃物の持ち込みが3万キロは少なくなっているんだという解釈ができようかと思えます。そんな中で、金額的にはちょっと私のほうでは把握できませんけれども、そこら辺のところがあるだろうというふうに思います。

また、能力的には今の部分でやっていくのが一番いいのかな。今現在、食料残渣でその改良剤の生産量ということでございますが、大体平均して2万キログラムできております。ということは、食料残渣の収集量が3万でございますので、約3分の2が改良剤として生産をされてきているというふうに思います。それをあと今年、21年度に比べますと7,700キログラムということで、その約2分の1強が使われている部分。そのあとの残りをこれから先ほど申し上げました遊休荒廃地等の中で利用できるということになれば、とりあえず今の生産量につきましては、これから遊休荒廃地等の解消のところでも使ってもうまくいけばそれが消化できるというような状況だと思えますが、それもちょっとその土壌改良の部分でどのようになるかということがまだちょっとよく不明な部分がございますので、その時点でまた判断はさせていただきます。

それと、最近酪農家等の部分でもやめる方等も出てきているような状況で、これから堆肥等の部分での利用をどのようにしていくかということも検討の課題だというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

6番、宮下議員。

6番（宮下 聡君） 72ページの林業振興費の件でちょっとお伺いしたい。

13の委託料、森林整備事業1,000万円というあれですが、昨年度も地域活性化対策事業ということで聖高原を中心とした森林整備を58ヘクタールぐらいやったんですが、これは聖高原を中心とした整備、それと個人の森林整備というような両方兼ねているんですかね。この事業の進行に関しては、内容はどうなっておりますか。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） この1,000万円の中身につきましては、聖高原地区全般を行うものでございまして、一般の補助の中には入れていないというのが状況でございます。そのほか、補助金の関係でその他ということで除伐、間伐、下草刈り、造林等の部分で補助金を見させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） そうすると、除伐、間伐、これは個人ですか。それとも、聖高原の。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） この1,000万円につきましては聖高原の関係だということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） 去年の状況もちょっとお聞きしたいんですが、去年は約50から60ヘクタールの、そういう予定で森林整備をしているというようなことでいっていると思うんですが、その進捗状況をもしわかったらお願いしたいと思いますが。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） ちょっと資料手元にはないわけですが、ほとんど終了してきているということでございますので、現地も非常に明るくなったということで行っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） すると、今年のこの事業については、さらにその場所的に私はちょっ

とわからないんですが、その地域をさらに拡大するというか、それとも範囲をどの範囲でやるか、予定、もし面積があったらお聞きしたい。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） 一応場所的にはこれから、今までは一本松のほうから進めてきております。それで、なから大分精査されてきておりますので、今後につきましては今度湖から今度は上のほうに上がっていく予定でおります。ですので、目に見える部分でのやっぱり苦になる部分がかかっていくんだろうというふうに考えておりますが、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） およそどのぐらいで予定しております。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） 絆の森事業ということで、整備で約30ヘクタール予定しております。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

7番、尾岸委員。

7番（尾岸健史君） ページは限定できませんけれども、総務費から全般にわたって、この委託料の中でかなり目立っているのが電算処理委託料と、こういうのがございます。この電算処理業務委託料はどんなふうに発注しておるか。全体で発注しているのか、個別に発注しているのか、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） それぞれ予算を盛っている担当の課のほうで必要な部分を見積もりをとって発注しております。

議長（宮下光晴君） 尾岸委員。

7番（尾岸健史君） この電算への委託料なんですが、かなりの経費になっているわけですよ。これを総体的にまとめると、村として一括して電算へ委託できないものかどうか。一括して委託すると、かなり安上がりになるのではないかと思います。その辺の見解はどうでしょうか。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） 一括の想定はしてきていないですけども、これからその辺の部分につきましては、また電算と折衝しながらやってみないと、こんなように思います。

議長（宮下光晴君） 尾岸委員。

7番（尾岸健史君） ぜひ、その辺のご検討をお願いしたいと思います。

それから、加えまして、自立促進計画とか自立計画書にうたってあるわけでございますけれども、職員の事務量の削減、あるいは効率的な運用、その中でO A化というのが重点事項で挙がっていますけれども、その役場の中のO A化の現状について、ちょっとご説明いただきたいと思いますが。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） パソコンにつきましては、それぞれ担当ごとに全部職員1台ずつ持って仕事をしているようにしてございます。会計部分ですとか選挙ですとか、あとは戸籍、それから住民基本台帳ですとかもろもろ電算化をしなければならないものにつきましては、電算で全部データを、一番基本が住民基本台帳でございますので、これを入力しております、それぞれが必要に応じてそこから選挙の選挙人名簿の調整ですとか、農業委員の名簿ですとか、税の関係ですとか、それぞれに引き出してパソコンのO A化をして使っておるところでございます。

議長（宮下光晴君） 尾岸委員。

7番（尾岸健史君） 事務量の軽減というのは、決裁、判こをもらうのが物すごく手間かかるわけですね。人によっては急を要する場合もあろうし、それが1週間、2週間かかって決裁にならない、そのようなこともあろうかと思うんですよ。それをいかに簡略化していくかということはO A化だと思うんですよね。要するに、決裁文書のO A化。それから、文書を一応ここへ登録しておきまして、そういう仕分けもかなり有効ではないかと、そんなふうにありますけれども、その辺についてどうでしょうか。

議長（宮下光晴君） 市川副村長。

副村長（市川浩史君） 自治体の規模にもよりますけれども、O A化のメリットが最大限発揮できるのは大きい市だとか、組織が大きいほどO A化のメリットが出てくると。現在、麻績村の行政規模の中では、内部決裁区分の電子決裁であるとか、その辺のところは現状の小回りのきく行政の規模の範囲でありますので、そこまでのO A化をせずとも効率化が図られているというふうに感じておりますが、他の税務初め住民にかかわる住民基本台帳等のシステムにつきましては、当然今そういったO A化のものを入れなければ事務は成り立たないという前提になっておりますので、その面の人間的な負担の軽減には結びついているということでございます。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 尾岸委員。

7番（尾岸健史君） それから、加えて文書保存、これについてはかなりの膨大な量になると思うんですけども、その保存方式、今現在どのような保存をされていらっしゃるかご説明願いたいと思います。

議長（宮下光晴君） 副村長。

副村長（市川浩史君） 全体のOA化計画の中では、徐々に必要な部分からOA化を進めているという段階でございます。文書管理システムにつきましては、現在のところシステム化は図っていない。通常の紙ベースでの保存管理という形になっております。

議長（宮下光晴君） 尾岸委員。

7番（尾岸健史君） いずれにしても、文書保存というのは場所が必要なわけですね、紙の保存でやる場合。そういう、庁舎というのも限られているわけですし、その有効活用を図る上に、その文書の将来に向けてのOA管理という、その辺について、ぜひまたご検討をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） ページ39ページお願いいたします。

まず、総務費のうちの一番上のところですね。負担金、補助金のところの地域コミュニティについて、一般質問のときも申し上げましたけれども、今この手元に持っています例規集からいいますと、この従来の麻績村コミュニティ事業補助金交付要綱というのを見ると、組織ができていたり、いろいろと条件が難しいんですね。きのうの村長の答弁だと、非常に地域ごと、どこの地域でも住民の方々のそういう自主的な活動を支援するというので、ことしては特に100万円という大幅な、21年度では60万円のが22年度予算では100万円に格上げされているということで、幅広く住民の方々に使っていただくという趣旨だという答弁ありましたので、今後、要綱についても検討されるというきのうの答弁でしたけれども、従来あるこの交付要綱をもう一度よく見ていただいて、住民の方々が使いやすいようにしていただきたいというのを1つの要望として挙げさせていただきますけれども、いかがでしょうか。

議長（宮下光晴君） 副村長。

副村長（市川浩史君） 村長の答弁にも先般の一般質問の中でございましたが、従来の要綱

がございます。先ほど議員さんのご意見にもございましたが、この要綱を見直して、弾力的に幅広く対応できるような形に充実をさせていきたいということで、予算的には昨年度より40万円ほどふやしているということで、今後は村内の各団体の地域コミュニティの活動プラス各行政区を主体とした地域の活動にも広げられるような形の弾力的な対応、それからいわゆる花いっぱいだとか、それから地域のそういった景観整備のほかにも、福祉的な分野といったものも幅広く地域で、例えば高齢者の見守りに使えるような地域での活動とか、そういったものを幅広く弾力的に対応できるような形に要綱を見直しまして、より住民にとって地域の活性化につながる助成金として位置づけていきたいということでご理解をお願いしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） それでは、そのすぐ下のバスの運行についてですけれども、バス停の設置について、予算説明のときにもちょっと私も質問させていただいたんですけれども、高齢者の方々に優しいということで福祉施策がなされているんですけれども、バス停が一番高齢者が利用しやすい、例えば郵便局のところ、それから観光客のところの聖高原のところに、いわゆる屋根つきのバス停ですね。それがいないために、特に郵便局のところにおいては利用者が多いんですけれども、雨が降っても雪が降っても、それから待ち時間をあそこのところで立っていらっしゃる光景をたくさん見ます。それから、利用している方、また住民の方々からも私も何度も聞いていまして、場所は確かに郵便局の敷地内ですので、あそこでなくてもバス停が移動できればそれも考慮して検討されていけばいいと思うんですけれども、そういう利用者の利便性を図って屋根つきのバス停を設置するというのも1つの大事なことかなと思います。

予算説明のときの担当者のほうからの説明によりますと、これから22年度において交通手段のデマンドとかということで交通手段の検討もされますので、その暁の中でバス停を含めてもという査定のときの理事者のお話があったということを聞いております。もしこれからそういうことで利用者に利便性を持ったバス停が設置されるとすれば、これは1つのユニークな提案です。そのバス停をつくるに当たって、デザインとか、どんなふうに高齢者の地域の皆さん使っているかというようなことは、学校の子供たち、例えば5、6年生の子供たち等、5、6年生に限らなくてもいいんですけれども、子供たちにそのバス停のデザインだとか、色だとか、そういうものを1回投げかけてみると、非常にユニークなデザインも出てきたり、それからまたその色も例えばペンキを塗るとか、つくるときも地域の皆さんとか専門

的なところへただ丸投げで委託してつくるんじゃなくて、地域住民、または子供を交えてつくったらおもしろいよというようなご意見もいただきまして、うん、なるほどなということを知りました。ですので、地域の子供たちと住民と一緒にそういう1つの公共事業にも子供たちも参画できるというような1つのアイデアを提案しますので、また考慮していただければと思います。

バス停についての検討は今後どのようになされるか、ひとつ答弁をお願いしておきます。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） これから交通体系をどう進めていくかという検討をしなければならぬわけでございますので、バス停も大きな金をかけた、固定しちゃったようなものはつくりたくないというのはいまだ想定できるわけでございますので、別途必要に応じて簡易的なものでもよければ、そのような考えも検討してみなければならぬかなとは思いますが、今のところは地域交通をどう、これから高齢者の足確保ですとか、小・中学生の足の確保とかもろもろ含めた交通体系を検討していきますので、それ待ちになるのかなというような気もするわけですが、よろしく申し上げます。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） バス停については以上です。

じゃ、次の質問よろしいでしょうか。

ページ50ページ、老人福祉費のところですが、13の委託料のところのゆりの木公園の管理費ですが、昨年よりは下がっております。今、実際にこのゆりの木公園の管理はどのような、前は山ぼうしのほうへ委託した経過を聞いておりますけれども、山ぼうしの今の実態からいうと、これができているのか、できていないのか。または、管理費が下がっていても、それで減額してもやっていけるのか、管理内容をひとつ答弁いただきたいことと、それからもう一つ、その下の使用料及び賃借料のところの敬老会バスに関してですが、その敬老会の持ち方についても、22年度についてはまだ従来型の体育館でやるということで、その想定のもと、このバス借り上げ等も含めてということですが、今後の敬老会のあり方について、何か指針があったらあわせてご説明願いたいと思います。

議長（宮下光晴君） 柳原住民課長。

住民課長（柳原俊文君） それでは、まず1点目、ちびっこ広場及びゆりの木公園の公園管理につきまして、先ほど坂口議員さんがおっしゃられたとおり、当初、20、21年度につきましても、山ぼうしさんのほうに管理のほうを作業的にお願いできたらということござい

ましたけれども、残念ながら管理のほうは山ぼうしさんのほう、合庁等の清掃等の業務、そちらのほうは今優先して行っておりますので、ちょっと地区内のそれらの管理ということではできないということで現在やっております。

それから、私どもとしましては、また今年度もお願いしたいという趣旨のもとで、こちらのほうの管理委託という形でお願いする予定で予算化をさせていただきました。そういうことでご理解いただきたいと思います。

それから、バス、敬老会の関係でございますけれども、予算説明のときにも申し上げましたとおり、敬老会につきましてはおよそ招待の老人の方、それからその他参加される方合わせますと約400人ほどということになりますので、今のところ想定は体育館ということで想定してございます。

なお、交流センターではというふうにお考え等あるかと思っておりますけれども、交流センターではちょっと今の状況の規模では無理だということを私ども考えておりました、なおかつ交流センターの関係につきましては3階に上がるという状況がございまして、エレベーターを何回か往復させなければならない。それから、2階から上がるにしても階段ということで、お年寄りにちょっと足のほうに負担がかかるのではないかとということも想定した中では、ちょっと人数的なもの、それから構造的なもの等を勘案した中で、ちょっと交流センターのほうの開催というのは無理ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） それでは、そのゆりの木公園に関してですけれども、いわゆるほかにも公園がたくさんあります。現在の公民館の横にあるちびっこ さっき言いましたね 広場とか、そういう管理をしていく。特に、公園のようなところは、非常に小さな子供たちが遊んでも安全で、それからまた見たところもよくということで、管理が結構時間等かかったり、手間がかかったりすると思うんです。また、きちっとされないと、何のための公園かということで利用者がますます減るということもあると思います。

山ぼうしのほうで受けなかったら、その場合はどうするかということ。本当は、地域住民が自主的にそういう自分たちの使いやすい公園、また自分たちで見たところもいい、だれが来ても使いやすいような、管理も自主的に住民ができるというような、そういうすばらしい組織ができればいいんですけれども、なかなか厳しいと思いますので、今後その管理についてもどういう方法でどうやってやっていくかということ为先ほどの今回大幅に改正される課

の中でも含めて一緒に検討されて、全体的な見解を出されるのがいいかなと思います。

それから、敬老会については、先ほど申し上げましたのは今後もですね、22年度に限ったことではなく、今後の敬老会のあり方、そういうものについてもどこかで検討されるのかどうかということですが、そこはどうでしょうか。

議長（宮下光晴君） 住民課長。

住民課長（柳原俊文君） 今後につきまして、敬老会につきましては、今やっているような方式の全体で集めて敬老会をやるのか、それから今後、ほかの地区でもやっているんですけども、全体で集めるのではなく、地区ごとの敬老会をやっていったらどうかという案もあります。ですから、今後につきましては、そういう検討等も含めた中でどういう方法がいいのかということも含めた中で今後検討してまいりたいと思います。当然、お年寄りの皆様のご意見も聞いた中で、どういう方法がいいかということも今後の検討課題ということになりますけれども、当面、皆様、やはり年1回顔を合わせて、地区の方以外の方と顔を合わせるのが楽しみだという方もいらっしゃると思いますので、当面は今のような全体を集めたような形という形になるのかなというふうには考えますけれども、それ以後についてはそういう形も考えていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） ほかに。

6番、宮下議員。

6番（宮下 聡君） ページ55ページの扶助費の関係で、上から3段目、知障入所支援費について伺います。

21年は1,659万円、約1,000万円くらい減額されているんですね。それと、20年は1,557万円。この入所支援費については、これの原因というのは入所者が減ったのか、それともどういった内容でこれ減額になったか、ちょっとお願いをしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 住民課長。

住民課長（柳原俊文君） 大変申しわけございません。予算のときにも説明しましたけれども、身障の関係の扶助費に入っておりました福祉医療費の関係を平成22年度から社会福祉費に統合したということから、扶助費のほうは今回につきましては大幅に減額ということになっております。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

6番、宮下議員。

6番（宮下 聡君） その下ですね。就労継続支援事業と、これは新しい事業だと思いますが、ちょっと事業内容をお願いしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 住民課長。

住民課長（柳原俊文君） この件に関しましては、自立支援の関係でそれぞれの施設がございますけれども、そちらのほうで働く意欲のある方、当然自立をしていかなければいけないという、そういう施設入所者等の中で就労をしていくというところの支援ということで、こちらのほうで扶助費で見ておるといことになります。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） 施設と申しますと、具体的にどういった施設を指しているわけですか。

議長（宮下光晴君） 住民課長。

住民課長（柳原俊文君） 一概にこちらの近辺の施設ということではなくて、県下でそれぞれ身障の方で入所されている方で就労をされるという意欲のある方についての支援ということになります。ですから、村内出身者の中で村外へ出ていらっしゃる方も当然該当されるということになります。

議長（宮下光晴君） ほかにございせんか。

7番、尾岸委員。

7番（尾岸健史君） ページ83でございます。

ここに、道路新設改良費というのがございます。委託料に985万円とございますけれども、これの内容と申しますか、新規か、それから継続のあれか、その辺具体的にちょっとご説明いただきたいと思います。

議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

振興課長（飯森 力君） この委託料につきましては村道改良ということで、高線の測量設計が入っております。それで、560万円ほど。それと、今までもそうですが、村道の未登記等がございまして、改良をするに当たりましては測量をしてやっていかなければならないという部分でございます。そのほか、道路台帳整備の関係で毎年道路が変わる部分を委託して道路台帳を整備していく部分の委託料が入っております。

以上でございますが。

議長（宮下光晴君） ほかにございせんか。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） ページ73ページの負担金、補助金の項目の中の駅前イルミネーション事業、これ1万5,000円アップになっておりますけれども、これは実際に21年度でやってみたら電気料がかかったというような実質から歳出されたものでしょうか、伺います。時間としてどのぐらいの時間、どんなふうに行っているのかということ。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） これにつきましては、商工会の青年部の独自事業で進めていただいております。今までもやってきておるわけですが、皆さんボランティアの中で金を出し合っているという部分で、材料費等につきましてもぜひとも支援をお願いしたいという部分で、これから大きくしていくために支援をしていくということで、今までよりもまだ範囲を大きくする中でやっていきたいというふうにとのことでございます。ですので、青年部の関係で、皆さんが独自で行っているという部分を支援するものでございます。内容等につきましては、ちょっとこちらのほうでは把握していないということで、事業のこれからの拡大をする中での補助ということをお願いしたいと思っております。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） 同じ次のページの74ページのところで今度別荘地管理費のところですけども、別荘地の返還別荘地の取り壊し事業210万円で、説明のときには1棟でしたかね、やるというようなことで、今後やはりこの返還別荘地の取り壊し事業というのは計画的に毎年どのぐらいの予算組みとか、壊す別荘の数とかというのは計画的なものができるんでしょうか。

議長（宮下光晴君） 臼井観光課長。

観光課長（臼井孝夫君） 計画書のようなものはございませんけれども、毎年1棟ずつ壊していくということで、21年度につきましても計画して工事取り壊しに入るところでございます。今後も、そういう該当するものがありましたら、景観整備の中で1棟ずつは最低でも壊していきたいというふうに考えております。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） 名称の件ですけども、ページ次のページの75ページにまいります、観光案内センターという名称と、それから観光案内所という、あさつゆのところにありますね。今後この対外的に、同じ観光という名称を使って、観光案内、観光案内という、その名

称の使い分けというか、機能も含めて、もう少しわかりやすくしたほうがいいような、特にPRに関してはそう思いますけれども、そこらのところは何かありますでしょうか。

議長（宮下光晴君） 観光課長。

観光課長（臼井孝夫君） ちょっとこの表示につきまして若干配慮足りなかったと思いますけれども、実際に我々のほうで電話対応等をいたすときにも、聖高原観光案内所、観光案内センターですということでございます。看板のほうも聖高原観光案内センターということで、こちらの名称のほうとそこで分けているというふうに認識しておりました。

以上です。

議長（宮下光晴君） よろしいですか。

4番（坂口和子君） そうすると、あさつゆのところにあるのは案内所ですね。それで、聖高原にあるのが案内センターということですね。両方とも案内ということがついておりますのでということなんですけれども。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） 名称のあさつゆのところにある部分につきましては、国の補助事業を使う中で、麻績村のそのあさつゆの販売所の部分でできれば観光案内ができるということで観光案内所ということで設置をさせていただいた部分でございます。ですので、聖高原の全体の観光案内センターとはまた違いますけれども、これから補助金の問題もありますけれども、名前等のことは考えるけれども、ちょっと何ともやりようないかなというふうに感じますけれども、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） ないようですので、以上で歳出全般についての質疑が終わりました。

歳入歳出全般を通じて質疑のある方の発言を求めます。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） 歳入のところでちょっと落としましたので。

ページ18ページのところの款13国庫支出金のところの外国人登録事務交付金という項目ですけれども、やはり前年度よりは大分上がっているんですけども、これ村内で外国人登録者がふえたということで、この外国人登録についての内容がもう少し、人数とか、それから人数はふえているのか、そこらのところがわかれば教えていただきたいと思います。

議長（宮下光晴君） 住民課長。

住民課長（柳原俊文君） 現在のところの外国人登録者数というのはちょっと数字的には今把握しておりませんので、また後でご報告できたらと思いますので、よろしく願いいたします。

傾向からいいますと、確かに一時は結構外国人登録者ということでふえておりますけれども、現在も結構、概数ですけれども、20から30名ほどの外国人登録者の方がこちらの村内に在住されているのではないかとということでございます。すいません。今現在31名だそうです。が登録しているということでございまして、こちらのほうの事務取り扱いに関係しまして、当然外務省等、それから法務省等との事務の行き合いといえますか、そのやりとりがございまして、その事務取り扱い関係につきましての交付金という形でご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） 予算書直接じゃないんですけれども、麻績村の全体からいって、生活保護者、それから子供の中の給食費を補助しなくちゃいけないような支援家庭とか、そこらの状況はあるのでしょうか。生活保護者はどのくらい今いらっしゃるのでしょうか。

議長（宮下光晴君） 住民課長。

住民課長（柳原俊文君） 急なご質問でございますので、今ちょっと人数は把握しておりません。また、後刻ご報告させていただけたらと思います。

それから、給食費に関しましてですけれども、そちらのほう……。

議長（宮下光晴君） 塚原教育長。

教育長（塚原勝幸君） 今、学校関係、小学校関係でございますけれども、準要保護というような形の中で、給食費とか、それから活動費の一部を補助するという部分につきましては、現在この予算では平成7年度の実績をもとに、今7名分というような形で見させていただいております。また、今後1年生新たに上がってきますので、そういった形の中でまた調査をする中でそういった申請が上がってくれば、またそういった方々の補てんもしていきたいと思っておりますので、今のところは実績の7名という、前年度実績で参照させていただいてあるということでございますが、よろしく願いしたいと思います。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） ないようですので、以上で歳入歳出全般を通じての質疑が終わりまし

た。

それでは、議案第24号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（宮下光晴君） 全員起立。着席してください。

よって、全員賛成と認め、議案第24号は原案どおり可決いたしました。

ここで一たん午前の部を終了し、午後1時から再開したいと思います。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時00分

議長（宮下光晴君） それでは、会議を再開いたします。

議案第25号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第16、議案第25号 平成22年度麻績村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案第25号について、質疑のある方の発言を求めます。

6番、宮下議員。

6番（宮下 聡君） 18番の特定健診等の事業費についてちょっと伺いますが、前年度に比べて59万6,000円という減になっているんですが、特定健診については40歳以上の方が検診を受けることが義務化されたわけなんです、こういったことで検診率が65%に満たない場合はいろいろの、例えば後期高齢者医療制度への支援金とか、特定保険料に対する加算とか、そういったものがペナルティーとして来ると、こういったことが言われているわけなんです。

が、こういった中でたしか前年度は受診率が54%とお聞きしたんですが、今年度はどういう比率になっているか。そして、この減額の理由がわかたらお知らせ願いたいと思います。

議長（宮下光晴君） 柳原住民課長。

住民課長（柳原俊文君） 受診率につきましては、前年度よりは向上しております。といいますのは、特定健診プラス人間ドックの関係をカウントしてよいということでございますので、現在のところ56%くらいまでの受診率ということで聞いております。

下がった原因といいますのは、結局委託料等の関係で精査した中で下がってきているということもございますし、内容的には影響がないような範囲で一応精査した中で下げたような形にはなっております。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） 実際には、このペナルティーというものが課せられているのか。ちょっと10%近い0.10ほどの差が出ているんですが、そういったものは現在まではそういう加算された部分が見えているというか、あったわけですかね。

議長（宮下光晴君） 住民課長。

住民課長（柳原俊文君） 目標が平成24年までの間でございますので、その間に65%ということになりますので、まだ期間がございます。その時点で65%以下の場合は減算という形になりますので、今のところペナルティーというのはございません。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） 18ページの款8ですけれども、その賃金のところに栄養士等の賃金というのが出ておまして、多分これ特定健診の結果に個々の栄養指導の点だと思いますけれども、この栄養士さんがどのくらい実際に日数的にだとか、それから事業内容でどのくらい携わっているかというようなことがわかりますでしょうかね、ちょっと事前にあれしてなかったんですけれども。

というのは、特に生活習慣病と言われるだけあって、栄養指導というのは非常にウエートを占めております。そういう意味で、栄養士さんがどのくらいかかわって個々の指導に当たっていただいているのか、または継続指導がどのくらいまで可能になっているのか。大事な指導者だと思いますので、ちょっとわかればと思って伺いますけれども。

議長（宮下光晴君） 住民課長。

住民課長（柳原俊文君） 平成21年度の実施状況につきまして、栄養士がかかわった日数等につきましてはちょっと今手元に資料ございませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

予算に関しましてでございますけれども、今回栄養士の分につきましては8回分、2名を一応予定してございまして、8回分を予定してございます。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） ほかにございますか。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） それから、もう一つ、私も個々の委員会のときにも中で意見は申し上げましたけれども、今回人間ドックという、高齢者に対しても人間ドックの補助金が出るということと、一律2万円とか、それからオプションについてとか、脳ドックについてはという、そういう特典もつけた予算組みになっております。これは、非常にいい傾向だと思えますけれども、これを周知するために、保健補導委員会のときに、こういう村の医療費の問題、県下医療費がということやら、それから予防事業を非常に重視して村の施策として取り組みたいということなどを保健補導委員会のところでも情報提供をしていただければ。私も実は20年と21年保健補導員やりましたけれども、見ていまして、事業内容からいって、その2年間のうちどこかで、できたらそれは1年目のほうが望ましいかなと思うんですけれども、こういう医療、福祉、保健、そこらの面に当たっては、情報を保健補導員さん50何名おりますので、出していただくだけでもこれは勉強していただけていいかなと思いますので、そこらのところを要望しておきます。よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） 住民課長。

住民課長（柳原俊文君） 大変参考になるご意見でございますので、平成22年度の第1回目の保健補導委員会のときの折にはそういうデータ等を示しまして啓発をしていこうというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第25号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第25号は原案どおり可決いたしました。

議案第26号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第17、議案第26号 平成22年度麻績村老人保健特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第26号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第26号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第26号は原案どおり可決いたしました。

議案第27号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第18、議案第27号 平成22年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第27号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第27号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第27号は原案どおり可決いたしました。

議案第28号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第19、議案第28号 平成22年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第28号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第28号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第28号は原案どおり可決いたしました。

議案第29号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第20、議案第29号 平成22年度麻績村下水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第29号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第29号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第29号は原案どおり可決いたしました。

議案第30号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第21、議案第30号 平成22年度麻績村水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第30号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第30号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第30号は原案どおり可決いたしました。

議案第31号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第22、議案第31号 平成22年度麻績村介護保険特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第31号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第31号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第31号は原案どおり可決いたしました。

議案第32号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第23、議案第32号 平成22年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第32号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第32号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第32号は原案どおり可決いたしました。

議案第33号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第24、議案第33号 平成22年度麻績村観光事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第33号について、質疑のある方の発言を求めます。

1番、塚原議員。

1番（塚原紀男君） ページ7ページの観光総務費の関係で、職員の人件費というようなことの中で7,600万円を盛ってあるわけでありますが、この点については公社のほうとのやりとりの中で、それぞれ作業する中で年間のこの経費を盛るということは、もう人件費についても安定したというか、仕事を早く言えばやってもやらなくてももうこちらから金をやるというようなことでは、本来ならこれじゃいけないんじゃないかと、このように思いますが、いかがですか。

議長（宮下光晴君） 臼井観光課長。

観光課長（臼井孝夫君） こちらのほうにつきましては、公社からの出向の人件費を盛らせていただいておりますけれども、これにつきましては年間の実績に応じましてやりとりをするということで、この額を満額そっくり当初から決めて人件費として与えるというものではございませんので、実績に応じて申請があったときにその部分についてお調べするというものでございます。

議長（宮下光晴君） 塚原議員。

1番（塚原紀男君） その内容的には、給料の高い方、低い方いろいろありますけれども、またパート、臨時等の関係もあるが、一律1時間幾らとか、その辺の単価構成はどんなようにお考えしているか。

議長（宮下光晴君） 観光課長。

観光課長（臼井孝夫君） 単価につきましては、これ公社の給与規定のものに当てはめたものでございますので、全員同じではございません。一応、正職員、また臨時、それから嘱託の方20名プラスアルバイト、バイトの皆さんということですので、全員ばらばらになってまいりますので、それを全部積み上げた数字でございます。ちょっと個々に回答できませんが、

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） 索道事業についてですけれども、私、昨年の9月定例議会のときに、索道事業を今後継続していくとという質問をいたしました。そのとき、リフトの使用量が7,500時間を超えると取り替えなくちゃいけないと。そのときの費用が約1億円はかかるという内容を聞いたように覚えています。

今、スキー場が非常に雪不足、温暖化のこともあったりでしょうし、現に今年こそまだ聖高原はスキーができていよう、時々広報でも流されておりますけれども、経年的に考えますと、果たしてこれからスキー事業が思うようにいくのかどうかということもあります。ただ、一方、麻績村の聖高原はスキー場があってという、そういう1つの売り場もありましたり、それから地元の子供たちにスキーの体験をさせるということでは非常に貴重なスキー場だとは思いますが、規模、それからその利用客、その経費、収入面もろもろあわせると、今後本当にこの索道事業が継続してやっていかれるのかどうかということも、そこらの今後の観光事業全般もそうですけれども、見通しとしてはどんなふうにお考えになっておりますでしょうか。村長のほうに伺いたいと思います。

議長（宮下光晴君） 観光課長。

観光課長（臼井孝夫君） 今、9月定例議会の際にお答えしたのにつきましてご意見いただいたわけですが、その後再度専門業者を呼びまして、実際につぶさに検証していただいたわけですが、現在の聖高原スキー場につきましては7,500時間、これは春、夏と冬通しての時間になりますけれども、7,500時間で1回のオーバーホールをしていくというところの中で、現在までに3回ほどオーバーホールしてきております。全国的に見まし

ても、その時点では4回やったところはないということと、それからその会社の社内規定によっても危険を伴うというようなところだったわけですが、昨今の経済状況を見ますと、全国的にも4回オーバーホールするところが出てきているという中でございますので、再度見積もりというような形でとりましたところ、1億円かからなくて、まだオーバーホール代くらいで済むというような見解といたしますか、結果が出ております。時間につきましてはそんなことですが、よろしく申し上げます。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 今後のスキー場の考え方はどうかというご質問かと思いますが、ご承知のとおり、すぐお隣の聖ヶ丘スキー場が閉鎖の方向になってきたということでありまして。そうなりますと、この地域におけるスキー場というのが我がほうの聖高原スキー場だけになってくるということでありまして。

こうした中で、スキー場で育つ子供たち、将来の子供たちのことを考えますと、継続はしていきたいというのが考え方でございまして、できるだけ経費を節減しながら効率のよい運営をしながら、そしてまたご協力いただける皆さんのお力を借りながら何とか持続していきたい。そして、子供たちに親しんでもらえるスキー場にしたい。いずれ、その子供たちがまた立派な選手として育っていくであろうと、そんなことを夢見ているわけなんです。今後できますれば、新年度以降につきましては麻績村だけではなくて、この地域のスキー場ということで親しんでもらおうという考え方から、筑北村さんとか、あるいは千曲市さん、こういった学校にも呼びかけて、より多くの子供たちにご利用いただけるような方向も考えていきたいと、そのように思っております。

今、こういったことでスキー場は厳しいわけなんです。そういったところで育つ子供たちはいずれ戻ってきてくれるでしょうし、また家族の皆さんはいつかまた聖高原を訪れてくれるでしょうし、全体のことを考えれば、できる限り継続していきたいという考え方で進めたいと思っております。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 今、村長さんからお話で、私もよかったなと思います。筑北村さんの小学校は聖高原を使っていないんですね。ですので、ぜひこの近隣の学校の皆さんには協力をいただいて使っていただく。それから、優待等の工夫もしていらっしゃいますので、そういうところで経費節減、節減と言いながらも、そういう子供たちに還元される場所の費用はやはり応分にサービス精神も発揮していただいて、やはり子供に体験していただく

いうことは非常に確かに貴重だと思います。できるだけそういうことで近隣を巻き込んで利用していただき、ただ本当に学校が授業で組んだときと、スキー場との利用度ですね、そういうことも今うまくいっているのかどうかということが心配ですけれども、継続されるということで方針が出されているのであれば、工夫した中で大勢の方に使っていただいて、特に幼児から小学生では、逆に言うと小さなスキー場だからこそ、またいろいろと体験できる、そり等も含めてできるかなと思います。前向きに検討され、効率いい事業展開ができるように望みます。

以上です。

議長（宮下光晴君） ほかにございますか。

6番、宮下議員。

6番（宮下 聡君） 12ページの交流施設公園事業の件なんですが、その中の委託料で、庭園維持管理費指導210万円。それと、その下に、次のページの花、庭園管理研修と。この関連なんですが、これは全く別な考えでいくのか、それとも共通した予算だと思いますが、この指導を受けるためのその指導員の事業費であるかということなんですが、そういうことですか。

議長（宮下光晴君） 観光課長。

観光課長（臼井孝夫君） おっしゃったとおりでございます。委託料につきましては、専門家等をお呼びするとしまして、指導を受けるための委託料でございます。負担金につきましては、職員がその講習会、あるいは研修会に出席する際の負担金というものでございます。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） そうしますと、この前の説明では2人ぐらいということを書いていましたけれども、この予算内でそのある程度専門的な職員、職員の中から専門的な人を選んで、それで専門職を身につけて、そこで管理をしていくと。庭園管理専門職を養成するための事業という、こういった考えで、それでその専門職についてはどういう、村内の指導員でやるのか、また他のところへ行っているいろいろのこの庭園技術を身につけるのか、その辺、どういう形で受けるわけですか。

議長（宮下光晴君） 観光課長。

観光課長（臼井孝夫君） 指導に来ていただく方につきましては、今村内外というところで、特定の方はまだ決めてはございません。また、研修に行くというのにつきましても、どこに研修に行くというのもまだ未定ではございますが、今お話の中にありました職員につきまし

ては育成していくという形で取り組んでいければということで、専門家を常時お願いするとなりますと費用的なもの等がございますので、一応職員に知識を得ていただいて管理に当たっていただくというように考えております。

議長（宮下光晴君） ほかにございますか。

1番、塚原議員。

1番（塚原紀男君） 当たり前というか、先ほども繰入金の4,750万円、それから人件費の関係の7,660万円というようなことで、ある程度予算を盛ったと。このことは、昨年の指定管理のときと同等の試算の中から出てきていると。こんな中では、何か安泰感のある事業になっちゃうということでもありますので、繰入金を承認しておいているというわけではありませんが、その辺、当然指定とは違ってこの額を向こうへやるということではないはずですから、できるだけ切り詰めて繰り入れも少なくし、あるいはまた人件費の関係にしても切り詰めてこの事業を推進していただきたいと、このように思います。

議長（宮下光晴君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第33号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第33号は原案どおり可決いたしました。

先ほどの坂口議員からの質問がありますので、住民課長。

住民課長（柳原俊文君） 先ほど国保会計のところをご承認いただきましてありがとうございます。その中で、現在栄養士、特定健診の関係の栄養士の関係、21年度はどうなっているかということがございますけれども、当初22年度に予算盛りましたとおり、栄養士2名、21年度につきましては2名で動いていただいております。延べ13日の栄養指導という形で実施していただいております。これによりまして、一応22年度もそれに沿いました形の予算ということでご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

散会の宣告

議長（宮下光晴君） 以上で、本日予定されました議事日程はすべて終了いたしました。

平成22年第1回麻績村議会定例会第3日目を散会といたします。

この後、1時40分より委員会室において議会全員協議会を開催し、提出者より平成21年度補正予算案等、内容説明を受けますので、よろしく願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時32分

平成22年第1回麻績村議会定例会（第4日）

議事日程（第4号）

平成22年3月19日（金）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 同意第 1号 監査委員の選任について
- 日程第 2 議案第35号 平成21年度麻績村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 3 議案第36号 平成21年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第 4 議案第37号 平成21年度麻績村老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第38号 平成21年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第39号 平成21年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第 7 議案第40号 平成21年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第 8 議案第41号 平成21年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第42号 平成21年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第43号 麻績村大峠農村公園活性化センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 発議第 1号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書の提出について
- 日程第12 発議第 2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について
- 日程第13 発議第 3号 議会議員の派遣について
- 日程第14 閉会中の継続審査申し出について

出席議員（8名）

- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 塚原紀男君 | 2番 | 高野長男君 |
| 3番 | 若林今朝路君 | 4番 | 坂口和子君 |
| 5番 | 小山福績君 | 6番 | 宮下聡君 |

7番 尾岸健史君

8番 宮下光晴君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（7名）

村長	高野忠房君	副村長	市川浩史君
教育長	塚原勝幸君	総務課長	立花幹司君
振興課長	飯森力君	住民課長	柳原俊文君
観光課長	臼井孝夫君		

事務局職員出席者

議会事務局長	宮下勝富	書記	葦澤慶一
--------	------	----	------

開議 午後 1時30分

開議の宣告

議長（宮下光晴君） 定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成22年第1回麻績村議会定例会第4日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の説明

議長（宮下光晴君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

事務局長より、議案等の確認及び本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

議長（宮下光晴君） 議事に入る前にお諮りいたします。

同意第1号及び本日追加提出されました議案第43号について、円滑な議事進行を図るため、議事に入る前に暫時休憩し、全員協議会にて提出者より説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

それでは暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 2時13分

議長（宮下光晴君） それでは、会議を再開いたします。

同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第1、同意第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

なお、提出者より差しかえの同意案件が配付されましたので、ご確認願います。

提出者に提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 同意第1号 監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在監査委員は、花岡興男氏に務めていただいているところでございます。この3月31日をもって、4年間の任期満了を迎えるところでございますが、引き続き監査委員を務めていただくこととしたいので、議会の同意を求めるところでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

同意第1号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、同意第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、同意第1号は原案どおり同意いたしました。

議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第2、議案第35号 平成21年度麻績村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第35号 平成21年度麻績村一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

麻績村における平成21年度事業執行につきましては、当初予定予算、並びにこの2月まで計6回の補正を行い、計画に沿って順調に進展しております。一方、国内外では、一昨年後半からの不況の状況から、なかなか抜け出せない状況で、一向に景気回復の兆しも見えてこない状況でございます。このことをかんがみ、景気回復の対策を自民党政権下で、平成21年4月10日閣議決定、21年度国の第1次補正予算が21年5月29日に成立いたしました。

この補正の中で、昨今の経済危機対策で、地方における対策が重要であることをかんがみ、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、及び公共投資臨時交付金を地方に交付し、地域活性化等の速やかかつ着実な景気回復を図ることといたしました。

さらに民主党政権下においても、第2弾の経済対策として、21年12月8日閣議決定、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を創設、第2次補正予算が平成22年1月28日に成立いたしました。これを受けて麻績村でも経済危機対策臨時交付金を平成21年7月に第2号補正、公共投資臨時交付金を平成21年12月に第4号補正、きめ細かな臨時交付金を平成22年2月に第6号補正とそれぞれ行い、事業の執行を図ってまいりました。

それでは、平成21年度一般会計を閉じるに当たりまして、3月補正予算の概要について申し上げます。

歳入については、村税、使用料及び手数料、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入等、実績により見込み、補正計上いたしました。

国庫支出金及び村債については、まちづくり交付金事業で地域交流センター建設に係る事業費の精算見込み、また地域情報通信基盤整備推進交付金事業では、事業縮小に伴う見込みを精査、諸収入については、聖高原観光施設及びシェーンガルテンおみの指定管理に係る20

年度精算金の戻し入れ等を、それぞれ必要額を補正計上いたしました。

歳出については、会計科目全般にわたり事業の執行状況を勘案して、予算の見直し、精査を行い、人件費等不用額の減額、事業費の不足額の補正等を行いました。

総務費については、企画費において地域交流センター建設工事の確定による不用額、及び地域情報通信基盤整備推進事業交付金事業の縮小による事業費をそれぞれ減額いたしました。

民生費については、デイサービスセンターみづき増築事業を当面留保したことによる関連事業費を減額いたしました。

農林水産業費については、農地費で県営ため池工事負担金不足額を補正、林業振興費では、絆の森整備事業及び里山エリア再生交付金事業の事業量確定による事業費の減額をいたしました。

土木費については、上下水道事業特別会計への繰出金の減額をいたしました。

諸支出金については、基金費で下水道施設整備基金、水道事業基金及び公共投資臨時交付金基金に必要額の基金積み立てを行うことといたしました。

歳出で不足する額は、予備費から充当いたしました。

平成21年度一般会計の予算額は、今回補正額 2 億 6,123 万 8,000 円を減額し、総額 32 億 3,941 万 5,000 円となりました。来るべき新年度に向け、残されました事業の執行に万全を期してまいりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第 35 号について質疑のある方の発言を求めます。

2 番、高野長男議員。

2 番（高野長男君） 有害獣の個体調整金のことについてお伺いしたいのですが、1 頭当たり、シカの雄で 2,000 円、雌で 5,000 円、イノシシで 4,000 円と聞きましたが、これは各自治体によって調整金というのは違うのでしょうか。私どもにとっては有害獣ですが、やたら捕っていいということになります、22 年度の捕獲指定は何頭くらいかお聞きしたいと思います。

それから捕獲した後の個体ですが、勝手に食べていいとか、穴を掘って埋めなさいとかい

った指定はあるかどうかお聞きしたいと思いますし、また、これ雑談で話をしたのですが、おらほのジビエというんですか、捕ったものを加工して使えないかという話をしましたが、とてもじゃないが、そんな少ない数で加工処理場をつくっても運営できないし、いろいろ難しいことがあってできないという話をしたんですが、たまたま先日、筑北村で来年ジビエの加工処理場をつくるということが新聞に載っていましたが、麻績村も幾らか出資か何かして共同というんですか、できないかどうか、多少少なくとも麻績村の個体を持っていけば筑北村も助かるのではないかと思いますので、そんな考えはあるかどうかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

振興課長（飯森 力君） それでは、ご質問の関係でございますが、まず、個体の関係の単価につきましては、県の単価でやっておりますので、変わりはないと思います。ただし、ところによっては村でかさ上げをして払っているところもあろうかと思いますが、ちょっと手元には把握しておりませんので、よろしくお願いいたします。

それと22年度からの捕獲頭数ですけれども、現在シカ等につきましては、県下で何万頭とかいう個体調整の数はある程度決まっておりますが、決めているだけであって、ふえる可能性も非常にあります。実際にはふえて捕獲している部分がございますので、余り苦になる数字ではないのかなと思います。

なお、イノシシについては個体の数がまだ把握されていない状況にありますので、個体調整の数というものは出ておりませんので、害がふえるということになれば、何頭捕っていただいても苦にはならないということになるかと思えます。それと、その捕った個体の関係でございますが、一応売るとか云々の問題は現在ではできない状況であります。死亡したものについては埋めていくということが基本になるかと思えます。なお、猟友会等の中でも研究はしていただいていると思えますので、よろしくお願いいたします。

それとジビエの関係でございますが、麻績村としても去年も少し検討はさせていただきましたが、果たしてジビエまでいけるかという問題も若干残っております。それだけの通常の固体数が確保できるかできないの問題も出てまいります。それと、その加工施設をつくる場所の問題もございます。麻績村も結構広い中で、規定とすれば、加工するには、少なくとも保健所の衛生許可では多分30分以内に処理できなければ許可が出ないという状況もございます。それとまた、排水の関係もございます。いろいろなもろもろのことも研究しながら、今、村の振興課内でも、どうすればいいかという研究は進めております。

それと若干猟友会との話の中におきまして、筑北から、もしできれば頭数調整の中で利用はさせていただけるのではないかという話も出てきております。その辺のところはこれからまた筑北村との協議によって可能かということも考えておりますので、よろしくお願いいたしますします。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 高野議員。

2番（高野長男君） 捕獲した後の個体の処理は基本的には埋めるということのようですが、1頭捕って、シカの雄の場合、2,000円もらって埋めて、猟友会の衆もなかなか大変だと思うのだけれども、村でも少し見てやるという、そんな考えはないでしょうか。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） 今後のことになろうかと思いますが、現在、有害鳥獣対策協議会等の中で、麻績村としては58万円くらいの22年度の予算も計上をしてございます。それを利用していく中で、わな等の関係もございまして。そこら辺も検討しながら、筑北村に比べれば低いわけではございますが、検討の一つに入ってこようかと考えますので、よろしくお願いいたしますします。

議長（宮下光晴君） ほかにございせんか。

3番、若林議員。

3番（若林今朝路君） 毎回同じような質問をして恐縮ではありますが、18ページのところでございますが、節の15国庫補助工事請負費、この関係で、まち交、地域通信基盤整備、これで3億7,790万円ということですが、この内訳、金額大きいので、教えていただければありがたいなと思います。

それから、特に通信基盤の関係等々で公共投資臨時交付金といった形の中で、基金への繰り入れといった形が盛られておるわけでありまして。この関係について、特に前回は道という形、道路財源のような形の議論がされておるわけでありまして、特に一つのものにこだわらず、公共投資でありますので、経済対策の一環で、それぞれ交付された金といったご理解をいただく中では、もう少し幅広い使用ができないかどうか、一番は財調あたり入れればいいのですが、財調は難しいということですので、今度新しく村づくり推進課もできたという中で、村長も都市との交流といったものを新たに進めていきたい。いわば産業観光という形になろうかと思いますが、こうした産業観光を推進する中では、特に当村については、言っては悪いけれども、点の部分がまだ不足しているのではないかと感じます。具体的には、細か

い点かもしれませんが、筑北村等と比べれば加工問題、この加工も1年後にはまた変わってくるということで、今公社の契約になっておるわけですが、一つとっても、加工場関係等々についても、公社一本という形でまだ広く住民への点の部分で落ち込んでこないということもありますので、もう少し幅広い、こんな形の中で取り組んで、村づくり推進課等とも申請するわけでありますので、そこらと並行して一つの将来ビジョンを組んでいただければ、より一層いいのではないかと思いますので、こらのご意見もお聞かせいただきたいと思ます。

議長（宮下光晴君） 立花総務課長。

総務課長（立花幹司君） 18ページの工事請負費の減でございますが、001の国庫交付金3億6,568万3,000円という大きな額の減でございますけれども、これの中身につきましては、まち交の交流センターの減額が1億2,075万6,000円が国庫補助に伴います減でございます。それから同じまち交でも、村単で備品等、国庫補助の対象にならない部分の工事費の減が、1,221万7,000円ということでございます。それからあわせて、情報通信基盤整備事業の減額が、2億4,692万7,000円という減額でございます。まち交の青柳線が増額になっておりまして、200万円増ということでございます。これらを差し引きいたしますと、工事費で3億7,790万円の減ということでございます。そうしますと、まち交の交付金の国庫補助にかかります交流センターの事業費が、実績で3億3,224万4,000円という3億3,000万円ほどの事業費の確定でございます。それから、まち交の村単部分での事業費が3,478万3,000円という額になります。

情報通信基盤の部分につきましては8,095万3,000円、この情報通信基盤の部分につきましては、一体的に行う場合も考えられるということで設計委託料の部分は落とせないものでございますので、それも含めた数字となっておりますから、工事請負費という中では8,095万3,000円を確保するようにしてございます。それから情報通信基盤の村単部分で1,500万円ということでございます。まち交と情報基盤の関係の事業費を合わせますと、4億9,098万円という額でございます。これで事業を繰り越しながら、済んだ分、あるいは繰り越しながら進めていくということでございます。

それから、基金積み立ての関係で、公共投資臨時交付金の基金積み立てでございますが、この用途につきましては、まだはっきり決めてあるわけではございません。とりあえず、21年は事業量の予定がございませんので、22・23年度に繰り越しをして、その間にこの事業費に見合う事業を考えていくということですが、今までの想定の中では道路の大きく係る部

分について充てていくことも可能かなと考えております。さらに村づくり推進課等もできますので。それから村長の公約にもございますが、23年度に住宅を建てていくという方針も出る出てきておりますので、その辺も財源充当できるのかどうか、国・県のほうと折衝しながら公共投資交付金が十分使えるのかどうか、検討しながらいきたいと思っております。まだ具体的にはこういう事業に充てるということは決まっておきませんので、とりあえず基金積み立てをしておいて、22・23年度で考えていくという状況でございます。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 若林議員。

3番（若林今朝路君） ぜひ幅広く使えるような形で交渉をお願いしたいと思います。そうすることで大型事業もほぼ終わってきたということで、21年度の決算、見通し額がおおむねどのくらいになりそうか、歳入歳出の見通しがつかめたら教えていただきたい。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） 一般会計につきましては、32億円という数字でまとまっているところでございますが、現実的には不用額が多分出てくるといって、それが繰り越しに当たる部分になるかと思っております。予備費では2,000万円ちょっとを留保してございますので、それが繰越金となりますので、この32億3,000万円ほどから減になるか。また繰り越しが通例の年ですと8,000万円くらいになります。予備費まで含めてということでございますので、事業の不用額で上がってくる部分が、2,000万円ほど引きますと6,000万円程度が繰り越しに回っていくということで、それを削ると、支出の額が減ったところの数字になるか、こんなぐあいに見てございます。

入ってくる部分につきましては、特交が先般話ししましたとおりふえてきておりますので、その分が入ってきて、結局それを基金積み立てに回しますから、決算の額はふえるのかなど。数字の全部の取りまとめはまだしてありませんけれども、おおよその流れとしてはそんな数字の額になるかと思っております。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第35号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第35号は原案どおり可決いたしました。

議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第3、議案第36号 平成21年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第36号 平成21年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

歳入については、保険税、県支出金、共同事業交付金、一般会計繰入金の減額を、国庫支出金については、増額等を実績により見込み補正計上いたしました。

歳出については、保険給付費では、療養諸費の不足額と高額療養費の不用額を見込みました。また、共同事業拠出金、保健事業費等の減額を見込み、補正計上いたしました。

補正額は221万1,000円の減額であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第36号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第36号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第36号は原案どおり可決いたしました。

議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第4、議案第37号 平成21年度麻績村老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第37号 平成21年度麻績村老人保健特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

平成21年度に月おくれ分医療諸費の歳出実績がないため、歳入においては国庫支出金、一般会計繰入金の減額をいたしました。

歳出につきましては、全科目にわたって減額いたしました。

補正額は21万円の減額であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第37号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第37号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第37号は原案どおり可決いたしました。

議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第5、議案第38号 平成21年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第38号 平成21年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

景気低迷の状況下において、未販売区画の販売促進に努めてまいりました。問い合わせ等があり、現地を案内もいたしましたが、契約成立まで至ることはなく、販売実績を上げることはできませんでした。

未販売部分に係る歳入、歳出予算を減額するものでございます。

補正額は、1,413万8,000円の減額であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第38号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第38号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第38号は原案どおり可決いたしました。

議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第6、議案第39号 平成21年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第39号 平成21年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

本年度は、施設の維持管理を効率的に進めるとともに、各戸の早期水洗化の促進に努めているところであります。

歳入においては、浄化槽整備推進事業費分担金の減額及び施設維持管理費の経費節減により、一般会計からの繰出金の減額をいたしました。

歳出については、一般管理費で人件費等の不用額、施設管理費で公共下水及び農業集落排水施設の各維持管理費の経費節減による不用額を減額いたしました。

また、浄化槽建設は4基計画でしたが、3基が設置できましたので、1基分に係る工事費の減額を補正計上いたしました。

補正額は、649万3,000円の減額であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第39号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第39号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第39号は原案どおり可決いたしました。

議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第7、議案第40号 平成21年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第40号 平成21年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

本年度計画いたしました、聖地区のすずらん湖から浄水場への導水管工事と、浄水場から低区配水池への送水管布設替工事等が順調に完了し、また施設の維持管理については経費節減、効率的運営に努めてまいりました。

歳入については、使用料の減額と、導水管布設替工事が完了したことによる、一般会計

からの繰入金の減額を補正計上いたしました。

歳出については、人件費の減額と、施設維持管理費の経費節減による不用額を補正計上いたしました。

補正額は、840万7,000円の減額であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第40号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第40号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第40号は原案どおり可決いたしました。

議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第8、議案第41号 平成21年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第41号 平成21年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第3

号)の提案理由を申し上げます。

介護保険事業は、平成12年4月に制度が発足し、以来9年が経過いたしました。

高齢化が進む中で、介護サービス利用者は年々増加傾向にあり、保険給付費についても近年増加しております。

制度については、幾度も改正されておりますが、利用者にとっては、まだまだ十分とは言えない状況であります。

このような中で、保険給付費に係る各種介護サービス給付費、及び介護予防サービス費の最終見込み額を予測し、補正計上いたしました。

歳入については、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金の減額をいたしました。

歳出については、保険給付費に係る最終見込み額を予測し減額を、地域支援事業費の増額を補正計上いたしました。

歳入減に伴い、不足額は予備費で調整いたしました。

補正額は、275万4,000円の減額であります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長(宮下光晴君) 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長(宮下光晴君) 質疑を行います。

議案第41号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(宮下光晴君) それでは、議案第41号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(宮下光晴君) 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長(宮下光晴君) 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第41号は原案どおり可決いたしました。

議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第9、議案第42号 平成21年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第42号 平成21年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入においては、保険料軽減対象者の増加による保険料の減、それに伴い保険料軽減分を補てんする一般会計からの繰入金を増額いたしました。

歳出におきましては、保険料軽減による歳入保険料が減額されたことにより、広域連合への納付金を減額するものであります。

補正額は、124万7,000円の減額であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第42号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第42号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第42号は原案どおり可決いたしました。

議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第10、議案第43号 麻績村大峠農村公園活性化センターの指定管理者の指定について、資料として大峠農村公園活性化センターの管理に関する協定書が提出されました。このことを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第43号 麻績村大峠農村公園活性化センターの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

麻績村大峠農村公園活性化センターの管理運営につきましては、平成17年3月17日より平成22年3月16日までの5年間、「大峠を世に出す会」を指定管理者に指定し、施設の運営を行ってきたところであります。平成22年度以降におきましても、引き続き「大峠を世に出す会」を指定管理者に指定し、事業の展開を図っていくこととしたものでございます。

なお、本件につきましては、事務不手際のあったことをおわび申し上げさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第43号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第43号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第43号は原案どおり可決いたしました。

発議第1号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第11、発議第1号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、発議第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決いたしました。

発議第2号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第12、発議第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、発議第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり可決いたしました。

発議第3号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第13、発議第3号 議会議員の派遣についてを議題といたします。

発議第3号について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、発議第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第3号は原案どおり可決いたしました。

閉会中の継続審査申し出について

議長（宮下光晴君） 日程第14、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

村長あいさつ

議長（宮下光晴君） 本日予定いたしました議事日程は終了いたしました。

ここで村長からあいさつがあります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成22年第1回麻績村定例議会におきましては、提案を申し上げました案件44件、慎重にご審議いただきまして、すべて原案どおりお認めいただきました。心より感謝を申し上げます。

一般質問におきましては、議員の皆様から麻績村の発展に向けて、貴重なご提言とともに、多くの課題につきましてご質問をいただきました。ご提言の中には、早速実行に移らせていただきたい事項もございました。

議決いただきました新年度予算につきましては、予算提案理由でも申し上げましたとおり、公約の実現に向けて努力するとともに、健全財政を堅持しつつ、魅力ある村づくりを進めるべく、適正に執行してまいります。

議員各位におかれましても、村政執行に対しまして、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、定例会の閉会に当たりまして、お礼のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（宮下光晴君） 今期定例会に予定いたしました議事日程はすべて終了いたしました。

今期定例会の会期は3月23日までありますが、審議事項のない場合、本日をもちまして、平成22年第1回麻績村議会定例会は自然休会となります。

以上で、平成22年第1回麻績村議会定例会第4日目を散会とし、今期定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時04分